

令和5年度第1回広島県国民健康保険運営協議会 次第

日 時：令和5年10月4日(水) 19:00～20:30

場 所：県庁北館2階 第一会議室

1 開 会

2 会長の選任

3 会議の公開・非公開の決定

4 協議事項

(1) 第2期広島県国民健康保険運営方針の策定に係る諮問について

(2) 現行広島県国民健康保険運営方針に係る取組の評価について

(3) 第2期広島県国民健康保険運営方針の骨子(案)について

5 意見交換

6 閉 会

【資料】

資料1	「第2期広島県国民健康保険運営方針の策定」に係る諮問について
資料1別紙	保険料水準の統一について
資料2-1	現行広島県国民健康保険運営方針に係る取組の評価について
資料2-2	現行広島県国民健康保険運営方針の評価について
資料3	第2期広島県国民健康保険運営方針の骨子(案)について
参考資料1-1	広島県国民健康保険運営協議会における審議事項
参考資料1-2	広島県国民健康保険運営協議会条例
参考資料1-3	広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め
参考資料1-4	知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則
参考資料1-5	広島県情報公開条例(抜粋)
参考資料2	令和3年度国民健康保険の現況

広島県国民健康保険運営協議会 委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日)

(区分毎に五十音順，敬称略)

区分	氏名	公職名等
被保険者代表	いのうえ さちこ 井 上 佐智子	(広島県地域女性団体連絡協議会 推薦)
	きしな みちたか 岸 菜 通 孝	(広島県年金協会 推薦)
	たわら なおこ 俵 尚 子	(広島県民生委員児童委員協議会 推薦)
	みやまえ みほこ 宮 前 美方子	(広島県商工会連合会 推薦)
保険医又は 保険薬剤師代表	あおの たくろう 青 野 拓 郎	公益社団法人広島県薬剤師会 副会長
	いわさき やすまさ 岩 崎 泰 政	一般社団法人広島県医師会 副会長
	おちくぼ ひろゆき 落久保 裕 之	一般社団法人広島県医師会 常任理事
	かわもと ひろや 川 本 博 也	一般社団法人広島県歯科医師会 常務理事
公益代表	いとう としやす 伊 藤 敏 安	広島修道大学 国際コミュニティ学部教授
	こいけ ひでき 小 池 英 樹	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
	たなか けいこ 田 中 敬 子	広島県生活協同組合連合会 常務理事
	よこて ひろやす 横 手 裕 康	広島県社会保険労務士会 会長
被用者保険等 保険者代表	に い のりひろ 新 井 法 博	健康保険組合連合会広島連合会 常任理事
	まつばら しんじ 松 原 真 児	全国健康保険協会広島支部 支部長

欠席

欠席

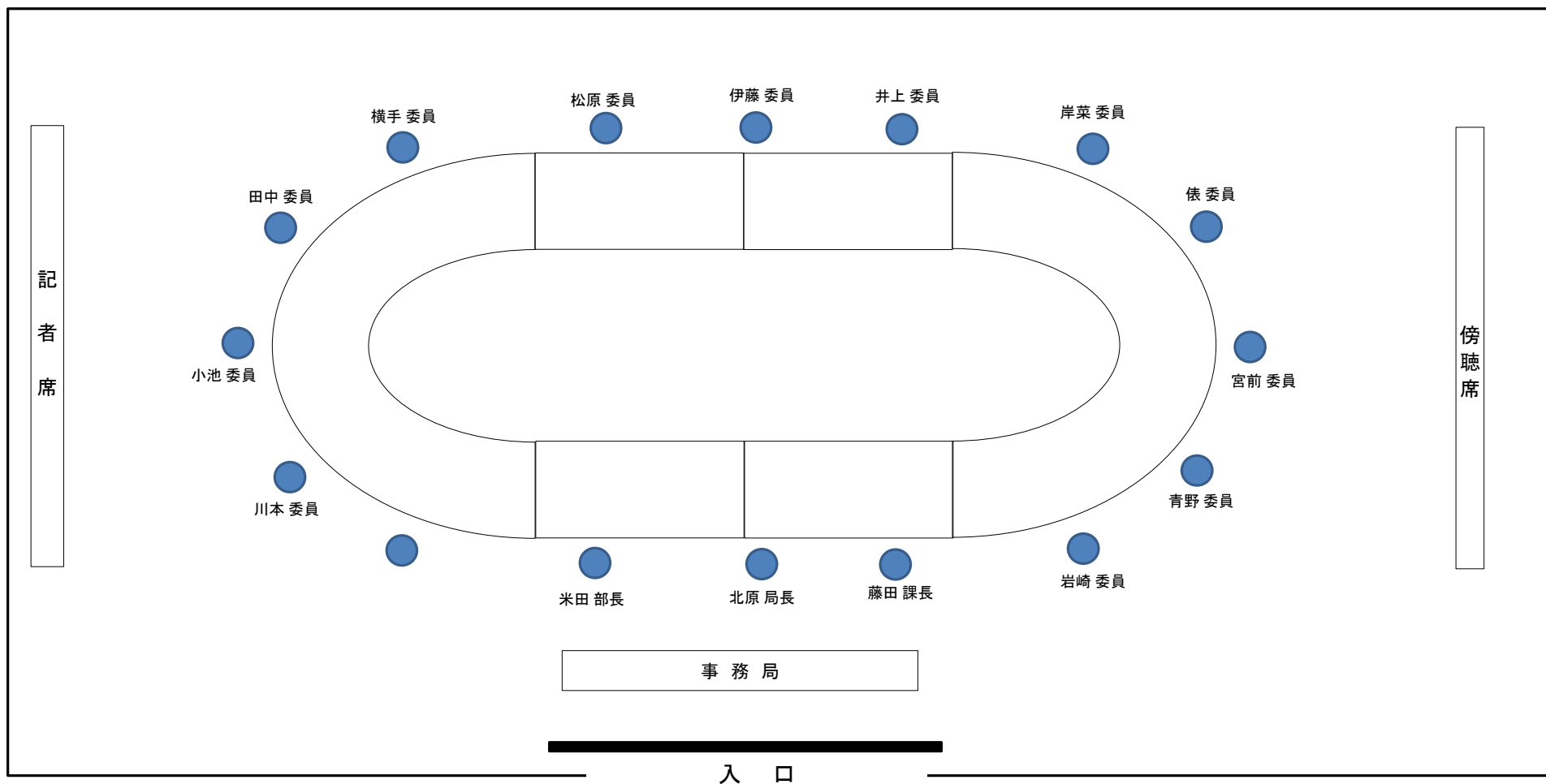
【事務局】

広島県	北 原 加奈子	健康福祉局長
	米 田 一 裕	医療介護担当部長
	藤 田 靖 彦	国民健康保険課長

広島県国民健康保険運営協議会 配席図

日時:令和5年10月4日(水)19:00~

場所:広島県庁北館2階第一会議室



「第 2 期広島県国民健康保険運営方針」の策定に係る諮問について

R5.10.4 広島県国民健康保険課

1 趣旨

第 2 期広島県国民健康保険運営方針を策定するに当たって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条の規定により、広島県国民健康保険運営協議会の意見を求める。

（広島県国民健康保険運営方針策定の趣旨）

平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体として中心的な役割を担う一方、引き続き、市町が担う被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業、その他の保険者の事務を各市町が共通認識の下で実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進するため、都道府県が県内統一的な国民健康保険の運営方針を定めるもの。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 第 2 期広島県国民健康保険運営方針の概要

(1) 対象期間

令和 6 年度～令和 11 年度

(2) 基本理念

被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性に配慮するとともに、併せて、全市町と県が連携し、本県国保の医療費の適正化を図ることを基本として、国民健康保険制度の運営を推進する。

(3) 目指す姿

県民である被保険者が負担能力（所得水準）に応じて保険料（税）を負担する公平な国民健康保険制度が、持続可能な制度として機能し、被保険者の医療受診と健康増進に寄与している状態。

(4) 全体目標

同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になる「保険料水準の完全統一」の早期の実現を目指す。

（注）目標年度については、市町と調整中であることから、当面上記のとおり記載することとし、次期運営方針素案作成過程において引き続き協議を行い、決定する。

(5) 施策体系（取組の方向性など）

事項	項目	取組の方向性
基本的事項	○策定の目的等	-
市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し【義務】	○県内市町の国保の概要 ○医療費の動向と将来の見通し ○財政収支の改善に係る基本的な考え方 ○赤字解消・削減の取組、目標年次など ○財政安定化基金の運用	○市町自己財源を活用した被保険者に還元する仕組みの構築等、安定的な国保制度の運営に向けた取組を推進する。 ○計画どおり赤字が解消されるよう、対象市町の取組の進捗状況等を把握する。
事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法及びその水準の平準化に関する事項【義務】	○現状 ○保険料水準の統一に係る基本的な考え方 ○事業費納付金の算定方法 ○市町村標準保険料率の算定方法	○保険料水準の完全統一に向けて、引き続き収納率の市町間の均一化を図るとともに、完全統一の実現に向けた実務的整理を行う。 ○保険料や一部負担金の減免基準等の統一について、統一の時期や基準案等を整理する。
市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項【義務】	○現状 ○収納対策	○引き続き、口座振替の原則化を推進するとともに、新たな徴収対策事務の標準化に向けた検討を行う。
市町における保険給付の適正な実施に関する事項【義務】	○現状 ○保険給付費の支給の適正化に関する事項 ○都道府県による保険給付の点検・事後調整	○引き続き、保険給付の支給適正化に向け取組を進める。
都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項【義務】	○現状 ○医療費の適正化に向けた取組 ○医療費適正化計画との関係	○令和5年度中に策定する次期データヘルス計画に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業等を実施する。
市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項【義務】	○保険者事務などの共同実施の取組	○被保険者証とマイナンバーカードの一体化に係る検討状況等に注視しつつ、引き続き、保険事務の効率化に向けて、標準化を図る市町事務について検討を進める。
保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項【任意】	○保健・介護・福祉分野などの諸施策との連携	-
施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に関する事項【任意】	○連携会議の設置	-

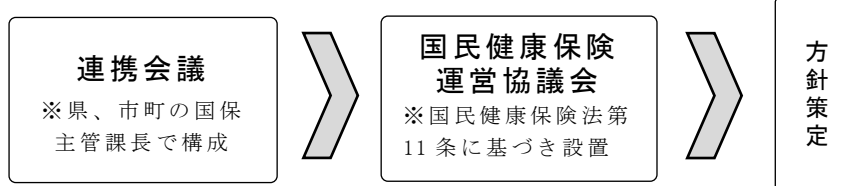
(注) 事項名に付している【義務】及び【任意】は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2第2項及び第3項に規定されている運営方針への記載の必要度合いを表す。

3 本県の国民健康保険の現状

項目		H29	H30	H31	R2	R3	増減(率) (H29とR3の 比)
被保険者数 (年度末現在)	県内	577,482人	555,482人	535,668人	526,173人	508,514人	△11.9%
	全国	2,870万人	2,752万人	2,660万人	2,619万人	2,537万人	△11.6%
一人当たり 医療費	県内	407,503円	408,677円	418,080円	410,829円	426,495円	+4.6%
	全国	362,159円	367,989円	378,939円	370,881円	394,729円	+9.0%
一人当たり 保険料調定額	県内	95,546円	95,476円	96,395円	97,040円	94,792円	△0.8%
	全国	95,239円	95,391円	96,829円	96,625円	97,179円	+2.0%
決算補填目的等 法定外一般会計 繰入額	県内	1,074,252 千円	2,208,350 千円	999,673 千円	259,479 千円	0円	-
	全国	1,752億円	1,261億円	1,100億円	767億円	672億円	△61.6%
特定健康診査の 受診率	県内	28.3%	30.2%	30.7%	27.3%	28.9%	+0.6Pt
	全国	37.2%	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	△0.8Pt
特定保健指導の 利用率	県内	29.7%	30.3%	25.7%	26.6%	22.9%	△6.8Pt
	全国	25.6%	28.8%	29.3%	27.9%	27.9%	+2.3Pt
保険料(税)の 収納率 (うち収納率差 (注))	県内	92.71% (7.70)	93.16% (7.06)	93.41% (5.98)	93.81% (6.81)	94.30% (6.82)	+1.59Pt (△0.88Pt)
	全国	92.45%	92.85%	92.92%	93.69%	94.24%	+1.79Pt

(注) 収納率差：収納率が最も高い市町と低い市町の収納率の差を指す。

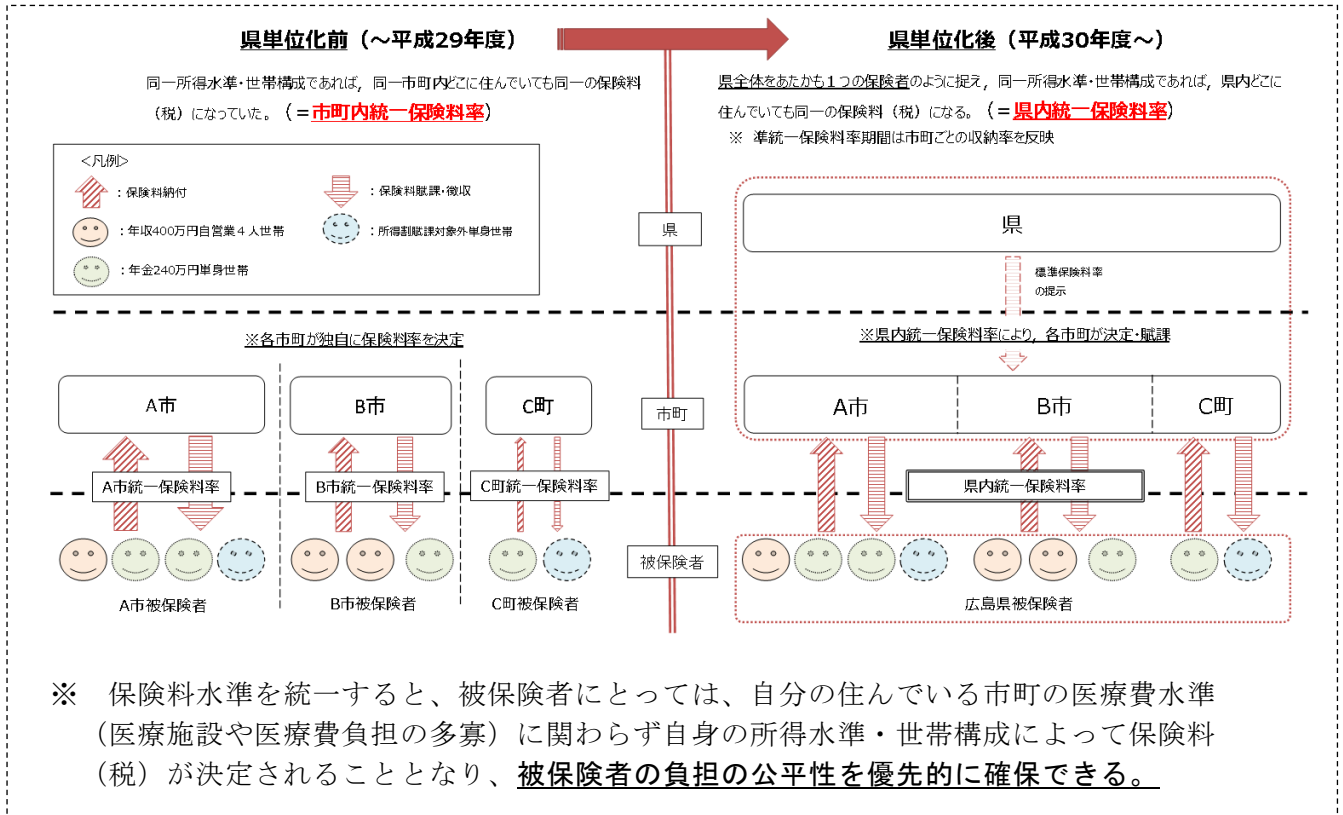
4 検討体制



保険料水準の統一について

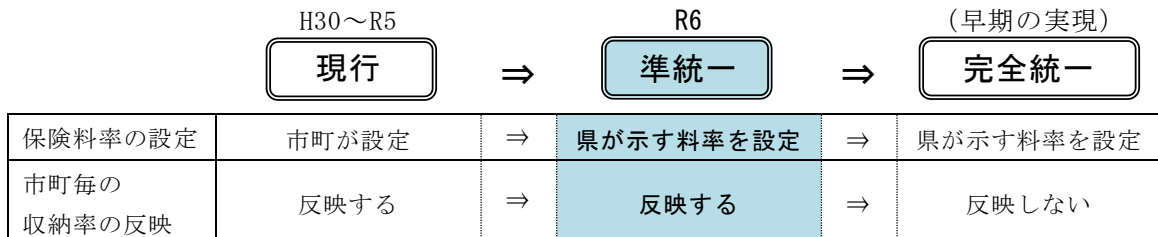
R5.10.4 広島県国民健康保険課

1 国保県単位化による制度改正のイメージ



2 保険料水準の統一に係る基本的な考え方

- 本県においては、被保険者（＝県民）の負担の公平性を優先的に確保するために、「保険料水準の統一」を目指すこととしている。
- 現行広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）においては、令和6年度に「保険料水準の準統一」を実現することとしている。
- 第2期運営方針においては、「保険料水準の完全統一」の早期の実現を目指す。

**保険料水準の完全統一**

県が示す完全統一保険料率（＝同一の世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料額になる保険料率）を全市町が採用している状態。

保険料水準の準統一

県が示す準統一保険料率（＝完全統一保険料率をベースに、保険者（市町）としての公平性に配慮し、市町ごとの収納率を反映した保険料率）を全市町が採用している状態。

国民健康保険制度改革(都道府県単位化)について

資料1別紙2
(机上配付)

国民健康保険制度改革の状況

国保が抱える構造的課題

- ①年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ②所得水準が低い
- ③保険料負担が重い
- ④保険料(税)の収納率
- ⑤一般会計繰入・繰上充用
- ⑥財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑦市町村間の格差

国保改革(平成30年度~)

- ①財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担
 - ・都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う
 - ・市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う
 - ・都道府県が統一の方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
 - ・都道府県に財政安定化基金を設置
- ②財政支援の拡充
 - ・財政支援の拡充により、財政基盤を強化(毎年約3,400億円) 低所得者対策の強化、保険者努力支援制度 等

今後の主な課題

平成30年度改革が現在、概ね順調に実施されており、引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、令和3年度からの国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、以下の取組を進める。

○法定外繰入等の解消

赤字解消計画の策定・状況の見える化等を通じて、解消に向けた実行性のある取組を推進

○保険料水準の統一に向けた議論

将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、地域の実情に応じて議論を深めることが重要

○医療費適正化の更なる推進

保険者努力支援制度で予防・健康づくりが拡充されたことも踏まえ、都道府県内全体の医療費適正化に資する取組を推進

※上記の他、国会での附帯決議、骨太方針・改革工程表、地方団体の要望事項等について、地方団体と協議を進める。46



23市町

H29まで:財布はバラバラ



広島県

H30から:大きな1つの財布

現行広島県国民健康保険運営方針に係る取組の評価について

R5. 10. 4 広島県国民健康保険課

施策目標	取組実績 (H30～R4)	評価 (課題)	取組の方向性
保険料率の 平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○各年度における準統一の保険料率の算定及び激変緩和措置の実施 ○保険料率の準統一に向け、各市町は緩和措置の実施や算定方式・応益割合の調整等を計画的に実施 ○完全統一への移行要件である「収納率の市町間の均一化」等について、定期的な検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 6 年度からの保険料率の準統一を目前に控え、一人当たり保険料収納必要額の上昇等に伴い、各市町の保険料水準の調整の取組に差が見られる。 ○収納率について、市町間の均一化は図られつつあり、保険料率の完全統一についての議論を深化させていく必要がある。 ○各種制度等の市町間の統一について、具体の検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料水準の統一に向けて、引き続き上昇が見込まれる保険料の状況等に注視しつつ、具体的な完全統一の時期なども含め、議論を進めていく。 ○保険料や一部負担金の減免基準等の統一について、統一の時期や基準案等を整理する。
医療費の 適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者負担の公平性確保や保健事業の充実により医療費の適正化を推進 ○特定健診及び特定保健指導の自己負担の無料化並びに特定健診等の拡充を図るため、追加健診 4 項目の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減少傾向にあるものの、高齢化や医療技術の高度化等により、一人当たり医療費は引き続き増加傾向にある。 ○新型コロナウイルス感染症により、特定健診の受診率低下や、保健事業の中断などの影響が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ウィズコロナにおける感染対策に留意しつつ、令和 5 年度中に策定する次期データヘルス計画に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的・効率的な保健事業等を実施する。
保険料 (税) 徴収の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○全市町にて金融機関の口座振替を原則化 ○口座振替勧奨の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・チラシによる勧奨 ・納入通知書への勧奨文書同封 ・口座振替登録キャンペーンの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料率の完全統一に向けて、収納率の市町間の均一化を図るとともに、収納率の更なる向上を目指すため、市町共通の新たな収納対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、口座振替の原則化を推進するとともに、新たな徴収対策事務の標準化に向けた検討を行う。
財政収支の 改善	<ul style="list-style-type: none"> ○法定外繰入を行っていた 3 市町は、平成 29 年度に赤字解消・削減計画を策定、計画どおり赤字額を削減し、2 市町は赤字を解消済み。現在の対象は 1 市のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内全ての市町において、計画に基づく赤字が解消されるよう、収納率の向上策等に取り組んでいく必要がある。 ○引き続き、保険料の上昇が見込まれる中、引下げ財源等として活用してきた県国保特別会計決算剰余金は減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画どおり赤字が解消されるよう、対象市町の取組の進捗状況等を把握する。 ○市町自己財源を活用した被保険者に還元する仕組みの構築等、安定的な国保制度の運営に向けた取組を推進する。
保険事務の 効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証様式・更新時期の統一 ○特別調整交付金（結核・精神）の申請事務の共同実施 ○医療費通知及び後発医薬品差額通知に係る通知回数統一 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者資格及び異動処理など、標準化が実施できていない市町事務については、実施に向けた具体的な検討を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証とマイナンバーカードの一体化に係る検討状況等に注視しつつ、引き続き、保険事務の効率化に向けて、標準化を図る市町事務について検討を進める。

【保険料水準の統一に向けた議論の深化に向けた基礎データ（市町収納率の推移）】

・保険料率の準統一の実現を目指すこととした平成 28 年度時点からの収納率の推移

収納率が上位・下位 3 市町	H28 平均収納率	⇒	R3 収納率
1 神石高原町	98.65%	-1.05P	97.60%
2 世羅町	97.25%	+1.94P	99.19%
3 安芸太田町	96.56%	+0.37P	96.93%
21 東広島市	93.13%	+0.83P	93.96%
22 福山市	90.99%	+1.38P	92.37%
23 広島市	90.15%	+3.40P	93.55%
数値差 (1位と 23位の比較)	▲8.50%	+1.68P	▲6.82%

現行広島県国民健康保険運営方針の評価について

第1 基本的事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
PDCAサイクルによるマネジメント	運営方針に定める5つの施策目標(保険料率の平準化、医療費の適正化、保険料(税)徴収の適正化等)について、毎年度、進捗状況の点検評価を行い、必要に応じ、取組方法の見直しを行う。	2	○	→				・平成30年度から、各年度における施策目標に係る取組の進捗状況の評価を実施 ・令和2年度における中間見直し等に反映	○	・各市町における好事例が、全県展開に十分結び付いていない。	・全体での目標達成に向けて、関係者が連帯意識と責任を持って施策に取り組む。	○	・国民健康保険事業の効果的かつ効率的な実施に向けて、PDCAサイクルの循環を通じた、継続的な改善等の取組を推進

第2 市町村国保の医療に要する費用及び財政の見直し

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
赤字解消・削減計画に基づく赤字の解消	市町が解消すべき赤字(「決算補填等目的の法定外一般会繰入額」と「繰上充用金の増加額(決算補填等目的のものに限る)」については、国保財政の健全化を図るため、赤字になった理由や法定外繰入などが回避できなかった原因を分析し、平成30年度から6年度以内に解消する計画を策定	26~27	○	→			R5までに解消	・解消すべき赤字(法定外繰入)のある3市町(広島市、三次市及び大崎上島町)は、平成30年3月に赤字削減・解消計画を策定 ・計画に基づく取組実績については、毎年度、国保連携会議に報告し、県のホームページで公表 ・令和2年度をもって、全ての対象市町が法定外繰入を解消し、計画を達成(広島市のみ計画自体は当初の予定通り令和5年度まで継続)	○	・県内全ての市町において、計画に基づく赤字が解消されるよう、収納率の向上策等に取り組んでいく必要がある。	・計画どおり赤字が解消されるよう、対象市町の取組の進捗状況等を把握する。		—

第3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
保険料水準の統一	激変緩和措置期間(H30~R5)終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図る。その後、収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率とすることを目指す。	36					R6(準統一)	・平成30年度から、各年度における準統一の保険料率を算定し、市町に対し提示 ・令和2年度から「収納率の市町間の均一化」について、各年度の収納率状況等に基づき検証を行い、国保連携会議において共有するとともに、完全な統一保険料率の方向性等について協議を実施	△	・令和6年度からの保険料率の準統一を目前に控え、一人当たり保険料収納必要額の上昇等に伴い、各市町の保険料水準の調整の取組に差が見られる。	・保険料水準の統一に向けて、引き続き上昇が見込まれる保険料の状況等に注視しつつ、具体的な完全統一の時期なども含め、議論を進めていく。	○	(今後、連携会議において、令和6年度を目標とする準統一に向けた状況等を踏まえた上で、保険料の完全統一に向けた取組等について議論・整理)
保険料・税の種別統一の検討	市町で異なる保険料(4市)と保険税(19市町)については、賦課(課税)権の期間制限や、徴収権の消滅時効など、過年度分の保険料(税)に係る取扱いが異なることから、被保険者の負担の公平性を確保するため、種別の変更による影響等を考慮しつつ、統一時期を含め、保険料・税のいずれかに統一する方向で検討	38			○			・令和4年度、全市町を対象に保険料・税の種別統一に関する意見照会を実施 ・市町意見照会の結果を受けての協議を踏まえ、引き続き、統一が現実的に可能かどうかを含め、国の動向を見極めながら検討していくことを決定	△	・料・税ともに国が定めた徴収方法であり、国における種別統一に係る方針が定まっていない中、市町において条例改正や体制整備等の手続を進めることが困難な状況である。	・料・税それぞれについて、種別変更に必要な事務処理や課題の整理等を進めるとともに、国の動向も踏まえながら、いずれかの種別への統一が現実的に可能かどうかを含め、引き続き検討を進める。	○	・種別の変更による影響等を考慮するとともに、国の動向を踏まえながら、引き続き、被保険者の負担の公平性の確保の観点から、県内統一に向けた検討を進めていく。
保険料(税)及び一部負担金の減免基準統一の検討	市町間で異なっている減免基準について、被保険者への影響等を考慮しつつ、統一時期も含め、県内統一基準を検討	38			○			・令和4年度、各市町が設定している保険料及び一部負担金の減免基準項目について統一案を作成し、全市町を対象に当該案に対する意見照会を実施 ・意見照会結果を基に、県内統一基準の妥当性を踏まえた分類分け等の整理を実施	△	・妥当性について疑義のある減免基準項目や、市町独自で政策的に設けている項目などの取り扱い、減免を行うに当たっての審査基準の統一など、検討していく必要がある。	・減免基準統一案の作成、市町への意見照会、照会結果を踏まえた統一案の再検討、といったサイクルを繰り返しながら、県内統一基準を作り上げ、その後、審査基準等の細部の調整を行っていく。	○	・引き続き、被保険者の負担の公平性の確保の観点から、統一基準案について、具体的な統一時期等も含めた検討を進める。
完全な統一保険料率の実現に向けた収納率の市町間格差に係る検証	完全な統一保険料率とすることを指すために必要な「収納率の市町間の均一化」について、最新の収納率状況等に基づき検証	38			○			・「収納率の市町間の均一化」について、各年度の収納率状況等に基づき検証を行い、国保連携会議において共有するとともに、完全な統一保険料率の方向性等について協議を実施	○	・収納率について、市町間の均一化は図られつつあり、保険料率の完全統一についての議論を深化させていく必要がある。	・保険料の完全統一に向けて、具体的な統一時期なども含め、議論を進めていく。	○	(今後、連携会議において、令和6年度を目標とする準統一に向けた状況等を踏まえた上で、保険料の完全統一に向けた取組等について議論・整理)
激変緩和措置	一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、毎年度、統一保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率を基準として一定割合を定め、公費等の財源を活用した激変緩和措置を実施	48~50	○	→				・現行の国保運営方針に基づき、激変緩和措置を実施	○	・令和6年度からの保険料率の準統一を目前に控え、一人当たり保険料収納必要額の上昇等に伴い、各市町の保険料水準の調整の取組に差が見られる。	・保険料水準の統一に向けて、引き続き上昇が見込まれる保険料の状況等に注視しつつ、具体的な完全統一の時期なども含め、議論を進めていく。		—

第4 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
保険者規模別の収納率目標の設定	各市町の現年分の収納率目標については、被保険者数に応じ、次のとおり設定する。 ・10万人以上・・・・・・・・・・93.58% ・5万人以上~10万人未満・・・・92.88% ・1万人以上~5万人未満・・・・95.21% ・3千人以上~1万人未満・・・・96.40% ・3千人未満・・・・・・・・・・98.43%	58				○	→	・各市町の収納率目標について、半数程度の市町で目標を達成し、県全体でも0.999と概ね目標水準を達成	△	・収納率の市町間格差についても縮小傾向にあるものの、依然として6ポイント程度あり、更なる均一化を図っていく必要がある。	・次期運営方針における新たな目標を定めるとともに、当該目標達成率の達成に向けた取組について、現在実施している施策の見直しを含め、検討を進める。	○	・新たな目標を設定するとともに、当該目標の達成に向けて、引き続き、徴収対策の強化に取り組み、収納率の高水準でのより一層の均一化を目指す。
口座振替の原則化	保険料(税)の納付方法について、利便性の向上を図るため、金融機関の口座振替を原則とする。	58	○	→				・全市町において、金融機関の口座振替を原則化	○	・口座振替世帯率は徐々に増加しているものの、依然として50%程度に留まっており、口座振替のより一層の向上に向けた取組を検討していく必要がある。	・引き続き、口座振替の原則化を推進するとともに、新たな徴収対策事務の標準化に向けた検討を行う。		
口座振替原則化の推進	口座振替の原則化を促進するため、全県統一の取組の促進	58			○			・令和3年度より、県と市町合同で国民健康保険料(税)口座振替登録キャンペーンを実施	○	・事業の効果検証等を行い、今後の取組について検討していく必要がある。	・効果検証の結果等を踏まえ、口座振替原則化の推進に資する取組を検討する。	○	・収納率の向上に向けて、引き続き、口座振替の原則化や徴収対策の強化等の取組を推進
口座振替の促進等の広報	全県統一の口座振替勧奨ポスターの金融機関等への掲示や被保険者へのチラシの配布等を通じた口座振替原則化の周知	58	○	→				・口座振替勧奨ポスター(国保連合会作成)の行政・金融機関等での掲示 ・全県統一口座振替勧奨チラシ(県作成)の被保険者等への配布 ・金融機関への設置 ・市町の各種媒体等を活用した周知・広報の実施	○	・口座振替の促進等に向けて、広報媒体や手法等、効果的な広報について検討していく必要がある。	・効果的な広報等について検討の上、より一層、被保険者等に対する口座振替原則化について周知を図る。		

収納担当者職員への研修	国保連合会と県との連携による徴税職員に対する階層別研修、専門研修、実務研修の実施	58	○						・国保連合会及び県税務課等と連携し、初任者レベル、班長・係長レベル、管理者レベル等、階層毎の研修・専門研修等を実施	○	・収納率の向上及び収入未済額の縮減に向けて、市町の人材育成等、継続的に取り組んでいく必要がある。	・引き続き、階層別研修や専門・実務研修、専門家の派遣等、市町のニーズに応じた取組を実施する。	○	・収納率の向上及び収入未済額の縮減に向けて、引き続き、市町における実践力・応用力を備えた人材の育成等の取組を推進
保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導	国保連合会の徴収アドバイザーによる市町巡回相談・研修を実施	58	○						・平成30年度から令和4年度までの間、11市町に延べ167回の派遣を実施	○				
滞納処分マニュアルの作成	統一的なマニュアルを作成する場合の課題等を整理した上で、実施方法を整理	58						○	・課題の整理等を行い、統一的な取扱いを定めた滞納処分マニュアルの作成は行わないこととした。	△	・滞納者の状況や滞納の原因等、それぞれの滞納実態に即したきめ細かい徴収対策に取り組んでいく必要がある。	・市町における滞納整理に係る人材の育成等に取り組むとともに、各市町においては、滞納者の状況等に応じた徴収対策を推進する。		—
マルチペイメント・ネットワークの共同導入	継続して検討の上、実施	58						○	・国民健康保険事業としてのマルチペイメント・ネットワークの共同導入については、実施しないことで整理	△	・被保険者の利便性向上に向けては、口座振替を推進していくこととしているものの、口座振替世帯率は依然として50%程度に留まっている。	・引き続き、口座振替の原則化を推進するとともに、新たな徴収対策事務の標準化に向けた検討を行う。		—
多重債務者相談事業の実施	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	58						○	・国民健康保険事業としての多重債務者相談事業は実施しないことで整理	△	・滞納者の状況や滞納の原因等、それぞれの滞納実態に即したきめ細かい徴収対策に取り組んでいく必要がある。	・市町における滞納整理に係る人材の育成等に取り組むとともに、各市町においては、滞納者の状況等に応じた徴収対策を推進する。		—
資格喪失時の届出勧奨	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	58						○	・令和2年度に、国民年金被保険者情報を活用した資格喪失時の全市町対応について議論したものの、令和3年からオンライン資格確認システムが導入されることを踏まえ、その詳細が判明した段階で整理することとし、以降、国の整理を注視	○	○オンライン資格確認システムの活用等、保険事務の効率化に向けて、引き続き検討を進めていく必要がある。	・国通知において、オンライン資格システムの「資格重複状況結果確認一覧」を活用した職権喪失処理方法が示され、当該取扱いにより各市町において対応可能となったことから、各市町において対応する。		—

第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

項目	対応方針	関係員	実施（予定）年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成（実施）状況	課題等		記載の要否	取組内容（素案）
レセプト点検担当職員への研修	市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、国保連合会と連携して研修を実施	61	○					・市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、国保連合会と連携して、診療報酬明細書等点検事務研修会を実施	○	・レセプト点検業務については、電算化の進展により、目視点検の効果が上がりにくくなってきている。	・市町レセプト点検の精度向上を図るため、引き続き、市町レセプト点検員に対する研修について、縦覧点検に重点を置いて実施する。	○	・引き続き、市町レセプト点検員に対して、縦覧点検等の研修を実施
レセプト点検の実施	県によるレセプト点検実施については、他の都道府県の実施状況等を踏まえ、将来的な実施の可否を検討	62					○	・具体的な検討作業等に至っていない。	×	・県によるレセプト点検実施の優先度や実施する際の体制整備等の課題も踏まえつつ、検討していく必要がある。	・引き続き、他の都道府県の実施状況等を踏まえ、将来的な実施の可否を含めて検討していく。	○	・他の都道府県の実施状況等を調査した上で、将来的な実施の可否を含めた検討の実施
第三者行為求償事務	各市町は、第三者行為のうち、交通事故に係る損害賠償請求権の行使事務を国保連合会へ委託を行い、損害賠償金の請求及び収納を実施	62	○					・国保連合会への委託により、損害保険会社等の関係機関との調整の統一化が図られるなど、取組が強化され、損害賠償金の収納額に反映	○	・受任率（受理件数／あるべき件数※）を向上させる必要がある。 ※負傷者数×人口比率÷2	・第三者行為の早期把握のため、引き続き、関係機関との連携を進める。	○	・関係機関（消防、保健所等）からの情報提供体制の強化 ・医療機関との連携強化（レセプトへの「10.第三」の記載依頼）
第三者行為求償事務共同処理事業	県内全市町において、国保連合会への委託による共同実施	62	○					・平成23年度から全市町が国保連合会への委託により共同実施	○	・第三者求償行為事務については、国保連合会へ委託する場合においても、保険者である市町が責任主体として適切に権利を行使する必要があるが、市町の取組に差が生じている。	・市町が、保険者として本来の役割を果たせるよう、研修等により、担当職員の意識や知識の強化を図る。	○	・市町の管理職を含めた職員への意識や基礎知識・専門性の向上を図るため、研修等の取組を実施

第6 医療費の適正化の取組に関する事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
特定健診の受診促進に係る広報	特定健診の受診強化期間(年2回)に集中して、ポスターや幟、広報誌等を活用した周知を国保連合会と共同実施	68	○					・特定健診の受診率向上に向けて、受診強化期間を中心として、ポスターの掲示や各団体の広報誌やホームページへの掲載、SNSを活用した広報等を実施	○	・受診率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・受診状況の分析等を通じ、関係機関と連携した効果的な広報等の取組を推進する。	○	・市町、保険者協議会、国保連合会及び県等の関係機関が連携した効果的な広報の実施
	より効果的な広報として、40~50歳代の実施率低位層を対象として、テレビ等を活用したキャンペーンを実施	68			○			・受診率低位層をターゲットとしたウェブ広告の掲載やSNSによる広報、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控え等を踏まえた、特定健診受診促進キャンペーンの取組等を実施					
特定健診・特定保健指導に関する研修	特定健診・特定保健指導に関する人材育成研修を国保連合会と共同実施	68	○					・保険者協議会における特定健診・特定保健指導に関する人材育成研修の開催等を通じ、指導に係る基礎知識や、指導方法等の技術の習得に向けた取組を実施	○	・災害や新興感染症等、様々な業務への対応が求められる中においても、保健事業に係る人材の資質向上・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。	・保健事業推進の基盤となる人材の育成に向けて、引き続き、研修の実施や優良・先進事例の共有等の取組を推進する。		(人材育成の取組については、保健事業全体の記載の中で整理)
データの活用に関する研修	データヘルス推進のための研修会及び国保データベース(KDB)システム研修会を国保連合会と共同実施	69~70	○					・保険者協議会におけるデータヘルスに関する研修会や、県と国保連合会が連携し、データヘルス計画の標準化に向けた研修会等を開催。 ・国保連合会において、国保データベース(KDB)システム研修会や、システムの活用状況に応じた個別支援等の取組を実施	○	・令和6年度からの次期データヘルス計画等の策定に向けて、データ分析力の更なる向上や、作業負担軽減の観点から、効率的に進められるよう取り組んでいく必要がある。	・引き続き、データ分析力等の向上や、計画の標準化の推進等、効果的かつ効率的な計画策定に資する取組を推進する。	○	・次期データヘルス計画等に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施
	データ分析に関する専門的研修を国保連合会と共同実施	69~70			○								
特定保健指導の共通プログラム	特定保健指導について検討し、国の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて実施	68		○				・各市町において、国の標準的なプログラムに基づく取組を実施	○	・実施率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・国プログラムに基づく指導を実施するとともに、効果的な取組の共有等、関係機関と連携し、実施率向上に向けた取組を推進する。	○	・引き続き、国プログラムに基づき、保険者の特定健康診査等実施計画に沿った効果的な取組等を実施
特定健診・特定保健指導の自己負担額等の統一	特定健診の自己負担額を無料化	68		○				・全ての市町において、令和元年度から自己負担額の無料化を実施	○	・受診率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・自己負担額の無料化を継続するとともに、効果的な取組の共有等、関係機関と連携し、受診率向上に向けた取組を推進する。	○	・自己負担額の無料化を継続するとともに、保険者の特定健康診査等実施計画に沿った効果的な取組等を実施
	特定保健指導の自己負担額を無料化	68			○			・全ての市町において、令和2年度から自己負担額の無料化を実施					
	特定健診(個別・集団)で、追加健診4項目〔貧血・血清クレアチニン(eGFR含む)・血清尿酸・HbA1c〕を実施	68			○			・特定健診等の拡充を図るため、令和2年度から4項目を健診項目に追加	○			○	・追加した検査項目による特定健診を継続するとともに、保険者の特定健康診査等実施計画に沿った効果的な取組等を実施
	追加健診4項目に係る請求について、未実施の項目があれば返戻することで統一	68			○			・追加健診4項目に係る請求の取扱い(未実施項目の返戻)について統一	○	・受診率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・追加した検査項目により特定健診を継続するとともに、効果的な取組の共有等、関係機関と連携し、受診率向上に向けた取組を推進する。		—
	特定健診(個別)において、追加健診4項目の委託単価を統一	68			○			・市町及び医師会等関係機関との協議により、集合契約における特定健診(個別)の追加4項目の委託単価を統一	○				—
医療費通知	通知回数を年2回に統一し、国保連合会への委託を促進	68				○		・医療費の適正化に向けて、全市町において、全世帯を対象とした医療費通知を実施。また、令和3年度からは、通知回数を年2回に統一	○	・一人当たり医療費は増加傾向にあり、被保険者への医療費のコスト意識の高揚等の取組を、一層推進していく必要がある。	・引き続き、医療費通知を実施するなど、関係機関と連携し、医療費の適正化に向けた取組を推進する。	○	・引き続き、全市町において、全世帯を対象に年2回の医療費通知を実施
後発医薬品差額通知	通知回数を年6回に統一し、国保連合会への委託を促進	69				○		・医療費の適正化に向けて、全市町において、後発医薬品差額通知を実施。また、令和3年度からは、通知回数を年6回に統一 ・その他、後発医薬品希望カードの配布、広報誌やホームページ等を通じて、後発医薬品の周知や啓発を実施	○	・後発医薬品の使用割合は増加傾向にあるものの、全国値を下回っている。	・引き続き、後発医薬品差額通知を実施するとともに、普及啓発等、保険者協議会等の関係機関と連携した取組を推進する。	○	・引き続き、全市町において年6回の後発医薬品差額通知を実施するとともに、関係機関と連携した普及啓発等に取り組む。
医療費適正化に関するデータの提供	国保ヘルスアップ支援事業や後発医薬品使用促進に係るデータ等を市町に提供	69	○					・国保ヘルスアップ支援事業等において、医療費等の分析を行うとともに、分析結果等のデータを各市町と共有 ・国保連合会において、国保データベース(KDB)システムを活用した分析資料の作成、市町への提供等を実施	○	・データヘルスの推進に向けて、KDBシステム等データの有効活用やデータ分析力の更なる向上に取り組んでいく必要がある。	・引き続き、医療費適正化に関するデータの有効活用や、分析力の向上等の取組を通じ、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業等を実施する。		(データヘルスの推進に係る記載の中で整理)
重複受診や重複投薬に対する取組	レセプト等を活用して対象者を抽出し、個別に指導等を実施(市町取組を基本とするが、共同実施や標準化等を検討)	69				○		・各市町において、レセプトデータから重複・頻回受診や重複・多剤投薬の該当者を抽出し、個別に健康の保持増進など保健指導を実施 ・各市町の実施状況の共有や、関係機関と連携した周知啓発等の取組、適正服薬に係るモデル事業の実施及び成果の共有等	△	・事業実施に係る負担や新型コロナ対応等により、市町の取組状況に差がある。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が不可欠	・地域実情に応じた保健指導等の実施や、効果的な取組の共有等、関係機関と連携した取組を推進する。	○	・重複・頻回受診や重複・多剤投薬の該当者を抽出し、保健指導や、関係機関と連携した周知啓発等の取組を推進
糖尿病性腎症重症化予防の取組	糖尿病性腎症重症化予防事業(保健指導、受診勧奨)を実施	68	○					・全ての市町において、保健指導や勧奨等を実施 ・各市町の実施状況や保険者努力支援制度の活用状況の共有等	○	・事業実施に係る負担や新型コロナ対応等により、市町の取組状況に差がある。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が不可欠	・引き続き、衛生部門や関係機関等と連携の上、重症化予防に向けた取組や、効果的な取組の共有等を実施する。	○	・国の糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき、レセプトデータや健診データ等を活用した効果的・効率的な重症化予防の取組を推進
	重症化予防に係る保健指導研修を国保連合会と共同実施	68	○					・保険者協議会における保健・医療・予防等に関する研修会や、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る担当者会議の開催等を通じ、生活習慣病に係る基礎知識の習得、各市町の実施状況の共有等の取組を実施	○	・災害や新興感染症等、様々な災厄への対応が求められる事態であっても、保健事業に係る人材の資質向上・習熟促進に継続的に取り組んでいく必要がある。	・保健事業推進をリードする人材の育成に向けて、引き続き、研修や優良・先進事例の共有等の取組を推進する。		(人材育成の取組については、保健事業全体の記載の中で整理)

第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

(1) 通知等の作成

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
被保険者証等の作成(高齢受給者証との一体化)	平成30年8月から県内全市町の被保険者証の様式・更新時期・有効期間を統一し、高齢受給者証との一体化も併せて実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月から県内全市町の被保険者証の様式・更新時期等を統一(高齢受給者証との一体化も併せて実施) 被保険者証以外の様式についても、様式・更新時期等を統一 令和3年8月には、省令様式改正に併せ、電子公印、県章の取扱いを統一 	○	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国保連合会への被保険者証更新事務の委託等、保険者事務の共通化、効率化に向けた取組を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証とマイナンバーカードの一体化に係る検討状況等に注視しつつ、引き続き、保険事務の効率化に向けて、標準化等を図る市町事務について検討を進める。 		—
高額療養費の申請勸奨通知	県内全市町において、高額療養費の申請勸奨通知の統一を推進	72						○	<ul style="list-style-type: none"> 標準準拠システムの導入が必須となったことから、デジタル庁が示す標準仕様書に合わせることで統一を図ることで合意 	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁が示す標準仕様書に合わせることで統一を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> (市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理) 国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
療養費支給決定帳票の作成	県内全市町において、療養費支給決定帳票の統一を推進	72						○					
高額療養費支給申請・決定帳票の作成	県内全市町において、高額療養費支給申請・決定帳票の作成方法の統一を推進	72						○	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、具体的な検討作業等の取組に至っていない。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 各保険者間で使用するシステムが異なる等の課題を踏まえ、改めて、統一の要否について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準準拠システムにおける様式の統一が図られた後に、今後の取組方針等について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理) 国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施

(2) 計算処理

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
高額療養費支給額計算処理業務	県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、引き続き、国保連合会への業務委託により実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> (市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理) 国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
高額介護合算療養費支給額計算処理業務	国保連合会への県内全市町委託を推進	72	一部実施	→				<ul style="list-style-type: none"> 県内22市町において、国保連合会への業務委託により実施 	△	<ul style="list-style-type: none"> 県内全市町の業務委託に至っておらず、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、市町が担う事務等の効率化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、国保連合会への業務委託に至っていない要因等を踏まえた上で、県内全市町への業務委託に向けた検討等を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> (市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理) 国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
退職被保険者の適用適正化電算処理業務	県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、引き続き、国保連合会への業務委託により実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> (市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理) 国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施

(3) 資格・給付関係

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
資格管理業務	県内全市町において、国保連合会による共同実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、県内全市町の業務について、国保連合会が共同実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、保険者事務の共通化、効率化に向けた取組を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険事務の効率化に向けて、標準化等を図る市町事務について検討を進める。 		
資格・給付確認業務	県内全市町において、国保連合会による共同実施	72	○	→									
被保険者資格及び異動処理事務	資格適用適正化に向けた事務処理マニュアルの作成など県内全市町における事務の統一を推進	72						<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、具体的な検討作業等の取組に至っていない。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 統一する範囲等、検討事項を整理した上で、具体的な検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、資格適用適正化に向けた事務処理マニュアルの作成など県内事務統一に向けた取組を進めていく。 		<ul style="list-style-type: none"> (市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理) 国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
給付記録管理業務	県内全市町において、国保連合会による共同実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、県内全市町の業務について、国保連合会が共同実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、引き続き、国保連合会において共同実施する。 		

(4) 広報業務など

項 目	対応方針	関係員	実施（予定）年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成（実施）状況	課題等		記載の可否	取組内容（素案）
各種広報事業	県、市町及び国保連合会の連携による効果的な広報の実施	72	○	→				・保険料（税）の口座振替や第三者行為求償届出の推進、特定健診の受診率向上に向けた広報等、被保険者証更新に合わせたチラシの郵送、ポスター掲示やウェブ広告、各団体の広報誌やホームページへの掲載、SNSを活用した取組等を実施	○	・広報効果を一層高めていくため、各事業に応じた、ターゲットや広報媒体・手段の選択等、戦略的な広報に努めていく必要がある。	・市町、保険者協議会、国保連合会及び県等の関係機関が連携した効果的な広報の検討及び実施	○	・引き続き、既に国保連合会により共同実施している業務を含めた、より効果的な広報の実施
国庫補助金等関係事務	国保連合会から各市町へ情報提供などを実施	72	○	→				・療養給付費等負担金、普通交付金等の実績報告や変更申請の手続に要する情報（連療・連調等）について、国保連合会から各市町へ提供	○	・引き続き、保険者事務の効率化・負担軽減に向けた取組を推進していく必要がある。	・国保連合会と連携の上、事務量や経費の削減等、事務の効率化に向けた取組を推進する。		—
共同処理データの提供	国保連合会から各市町へデータ提供などを実施	72	○	→				・保健事業（長期入院者、重複受診、無受診者等）及び求償事務に係るリストを国保連合会から各市町へ提供	○				—
市町村基幹業務支援システムの参加促進	実施の必要性及び効果等を検討のうえ、対応方針を整理	72					○	・標準準拠システムの導入に係る状況の共有等の取組を実施し、現状、市町村事務処理標準システムは9市町で導入済み	△	システム開発会社が提供するサービスへの移行に当たっての課題等から、一部市町において導入が進んでいない。	市町村事務処理標準システムが未導入の市町においても、デジタル庁の標準準拠システムの導入を通じ、システムの標準化を図る。		（デジタル庁の標準準拠システム導入を通じ、システムの標準化は実現）
特別調整交付金（結核・精神）の申請事務	特別調整交付金（結核・精神）に係るレセプトチェック、申請事務の共同実施	72		○	→			・令和元年度から、国保連合会が共同実施	○	・引き続き、保険者事務の共通化、効率化に向けた取組を推進していく必要がある。	・保険事務の効率化に向けて、標準化等を図る市町事務について検討を進める。		—

第 2 期広島県国民健康保険運営方針の骨子（案）について

R5.10.4 広島県国民健康保険課

1 趣旨・背景等

(1) 趣旨

現行の広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の対象期間は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間であることから、現運営方針に基づく施策の実施状況の評価を行うとともに、都道府県国民健康保険運営方針策定要領（R5.6 改定：厚生労働省）の趣旨を踏まえ、次期運営方針の策定を行う。

(2) 対象期間

令和 6 年度～令和 11 年度

(3) 運営方針の位置づけ

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の 2 に基づき、県が定める。

(4) 現状及び現行方針における課題

ア 現在の市町国民健康保険の状況

項 目		H29	H30	H31	R2	R3	増減(率) (H29とR3の 比)
被保険者数 (年度末現在)	県内	577,482 人	555,482 人	535,668 人	526,173 人	508,514 人	△11.9%
	全国	2,870 万人	2,752 万人	2,660 万人	2,619 万人	2,537 万人	△11.6%
一人当たり 医療費	県内	407,503 円	408,677 円	418,080 円	410,829 円	426,495 円	+4.6%
	全国	362,159 円	367,989 円	378,939 円	370,881 円	394,729 円	+9.0%
一人当たり 保険料調定額	県内	95,546 円	95,476 円	96,395 円	97,040 円	94,792 円	△0.8%
	全国	95,239 円	95,391 円	96,829 円	96,625 円	97,179 円	+2.0%
決算補填目的等 法定外一般会計 繰入額	県内	1,074,252 千円	2,208,350 千円	999,673 千円	259,479 千円	0 円	-
	全国	1,752 億円	1,261 億円	1,100 億円	767 億円	672 億円	△61.6%
特定健康診査の 受診率	県内	28.3%	30.2%	30.7%	27.3%	28.9%	+0.6Pt
	全国	37.2%	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	△0.8Pt
特定保健指導の 利用率	県内	29.7%	30.3%	25.7%	26.6%	22.9%	△6.8Pt
	全国	25.6%	28.8%	29.3%	27.9%	27.9%	+2.3Pt
保険料(税)の 収納率 (うち収納率差 (注))	県内	92.71% (7.70)	93.16% (7.06)	93.41% (5.98)	93.81% (6.81)	94.30% (6.82)	+1.59Pt (△0.88Pt)
	全国	92.45%	92.85%	92.92%	93.69%	94.24%	+1.79Pt

(注) 収納率差：収納率が最も高い市町と低い市町の収納率の差を指す。

イ 現行運営方針の評価及び課題

施策目標	取組実績（H30～R4）	評価及び課題
保険料率の 平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○各年度における準統一の保険料率の算定及び激変緩和措置の実施 ○保険料率の準統一に向け、各市町は緩和措置の実施や算定方式・応益割合の調整等を計画的に実施 ○完全統一への移行要件である「収納率の市町間の均一化」等について、定期的な検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料水準の準統一に向け、各市町において保険料水準の調整が行われ、県単位化当初に比べ県の示す水準に近づいてきている。 ○収納率について、市町間の均一化は図られつつあり、保険料率の完全統一についての議論を深化させていく必要がある。
医療費の 適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者負担の公平性確保や保健事業の充実により医療費の適正化を推進 ○特定健診及び特定保健指導の自己負担の無料化並びに特定健診等の拡充を図るため、追加健診4項目の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減少傾向にあるものの、高齢化や医療技術の高度化等により、一人当たり医療費は引き続き増加傾向にある。 ○新型コロナウイルス感染症により、特定健診の受診率低下や、保健事業の中断などの影響が生じている。
保険料（税） 徴収の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○全市町にて金融機関の口座振替を原則化 ○口座振替勧奨の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・チラシによる勧奨 ・納入通知書への勧奨文書同封 ・口座振替登録キャンペーンの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料率の完全統一に向けて、収納率の市町間の均一化を図るとともに、収納率の更なる向上を目指すため、市町共通の新たな収納対策を検討する必要がある。
財政収支の 改善	<ul style="list-style-type: none"> ○法定外繰入を行っていた3市町は、平成29年度に赤字解消・削減計画を策定、計画どおり赤字額を削減し、2市町は赤字を解消済み。現在の対象は1市のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内全ての市町において、赤字経営とならないよう、収納率の向上策等に取り組んでいく必要がある。 ○引き続き、保険料の上昇が見込まれる中、引下げ財源等として活用してきた県国保特別会計決算剰余金は減少傾向にある。
保険事務の 効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証様式・更新時期の統一 ○特別調整交付金（結核・精神）の申請事務の共同実施 ○医療費通知及び後発医薬品差額通知に係る通知回数統一 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者資格及び異動処理など、標準化が実施できていない市町事務については、実施に向けた具体的な検討を行う必要がある。

2 次期運営方針の概要

(1) 名称

第2期広島県国民健康保険運営方針

(2) 基本理念

被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性に配慮するとともに、併せて、全市町と県が連携し、本県国保の医療費の適正化を図ることを基本として、国民健康保険制度の運営を推進する。

(3) 目指す姿

県民である被保険者が負担能力（所得水準）に応じて保険料（税）を負担する公平な国民健康保険制度が、持続可能な制度として機能し、被保険者の医療受診と健康増進に寄与している状態。

(4) 全体目標

同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になる「保険料水準の完全統一」の早期の実現を目指す。

（注）目標年度については、市町と調整中であることから、当面上記のとおり記載することとし、次期運営方針素案作成過程において引き続き協議を行い、決定する。

(5) 施策体系（取組の方向性など）

事項	項目	取組の方向性
基本的事項	○策定の目的等	-
市町国保の医療に要する費用及び財政の見通し【義務】	○県内市町の国保の概要 ○医療費の動向と将来の見通し ○財政収支の改善に係る基本的な考え方 ○赤字解消・削減の取組、目標年次など ○財政安定化基金の運用	○市町自己財源を活用した被保険者に還元する仕組みの構築等、安定的な国保制度の運営に向けた取組を推進する。 ○計画どおり赤字が解消されるよう、対象市町の取組の進捗状況等を把握する。
事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法及びその水準の平準化に関する事項【義務】	○現状 ○保険料水準の統一に係る基本的な考え方 ○事業費納付金の算定方法 ○市町村標準保険料率の算定方法	○保険料水準の完全統一に向けて、引き続き収納率の市町間の均一化を図るとともに、完全統一の実現に向けた実務的整理を行う。 ○保険料や一部負担金の減免基準等の統一について、統一の時期や基準案等を整理する。
市町における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項【義務】	○現状 ○収納対策	○引き続き、口座振替の原則化を推進するとともに、新たな徴収対策事務の標準化に向けた検討を行う。
市町における保険給付の適正な実施に関する事項【義務】	○現状 ○保険給付費の支給の適正化に関する事項 ○都道府県による保険給付の点検・事後調整	○引き続き、保険給付の支給適正化に向け取組を進める。
都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項【義務】	○現状 ○医療費の適正化に向けた取組 ○医療費適正化計画との関係	○令和5年度中に策定する次期データヘルス計画に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業等を実施する。
市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項【義務】	○保険者事務などの共同実施の取組	○被保険者証とマイナンバーカードの一体化に係る検討状況等に注視しつつ、引き続き、保険事務の効率化に向けて、標準化を図る市町事務について検討を進める。
保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項【任意】	○保健・介護・福祉分野などの諸施策との連携	-
施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に関する事項【任意】	○連携会議の設置	-

(注) 事項名に付している【義務】及び【任意】は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2第2項及び第3項に規定されている運営方針への記載の必要度合いを表す。

【参考】第2期運営方針策定等のスケジュール（予定）

項目		R5.4~6	7	8	9	10	11	12	R6.1	2	3
第2期運営方針策定		最終評価		骨子案		素案				最終案	方針策定
県国保 運営協議会	運営方針					第1回 (10/4) 【諮問】			第2回 【素案 審議】		第4回 【答申】
	納付金 算定									第3回 【R6 本算定 結果】	
連携会議 (県・市町)		第1回 (4/25)	第2回 (7/26)	第3回 (8/7、8)	第4回 (9/26)		第5回 (11/27 予定)		第6回 (下旬 予定)		

広島県国民健康保険運営協議会における審議事項

国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「令和5年改正法」という。）

都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項

（令和5年改正法による国民健康保険法第82条の2第1項）

令和5年改正法により、令和6年4月から「保険料水準の平準化に関する事項」、「国民健康保険事業の広域的及び効率的な推進に関する事項」が、都道府県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の必須記載事項とされた。

また、運営方針を策定した後も、定期的に検証・見直しを行い、おおむね6年ごとに策定することとなった。

【必須記載事項】

- ・ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・ 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- ・ 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ・ 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
- ・ 県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関し、県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項
- ・ 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

【任意記載事項】

- ・ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- ・ 掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項

国民健康保険事業費納付金の徴収

(国民健康保険法第 75 条の 7 第 1 項)

県から市町へ交付する費用などに充てるため、年度ごとに、市町から県に支払う「国民健康保険事業費納付金」を徴収することとなるため、その金額を定める必要がある。

そのため、市町間の医療費水準や所得水準を調整し、市町ごとの納付金を配分するとともに、納付金を納めるために必要な標準保険料率を県は示すこととなる。

これらの金額や数値を審議する。

国民健康保険法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務

県単位化に伴って施行された改正法で新設された次の規定などを中心に運営協議会において審議していただく。

- ・ 都道府県の特別会計への繰入れ (第 72 条の 2)
- ・ 国民健康保険保険給付費等交付金 (第 75 条の 2)
- ・ 財政安定化基金 (第 81 条の 2)
- ・ 標準保険料率 (第 82 条の 3)

広島県国民健康保険運営協議会条例
(平成三十年三月二十日条例第三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項の規定に基づき設置された広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

(庶務)

第三条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め

(趣旨)

第一条 この取り決めは、広島県国民健康保険運営協議会条例（平成三十年広島県条例第三号）第四条の規定に基づき、広島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議及び議事)

第三条 協議会の会議（以下「会議」という。）について、会長が知事から諮問があったとき又は必要と認めたときは、これを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第四条 この取り決めに定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この取り決めは、平成三十年十月十七日から施行する。

(経過措置)

2 この取り決めの施行後最初の協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(準備行為)

3 この取り決めに施行するために必要な準備行為は、この取り決めの施行の前日においても行うことができる。

知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則
(平成十三年広島県規則第七十五号)

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第百三十八条の四第三項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものとして知事が別に定めるもの(以下「附属機関等」という。)の会議(以下「会議」という。)の公開については、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第二条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする。

- 一 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)第十条に規定する不開示情報が含まれる事項を議事とする会議
 - 二 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議
- 2 会議の公開は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
- 一 傍聴
 - 二 議事録の閲覧

3 前項各号に掲げる会議の公開の方法又は第一項ただし書の規定による会議を非公開とすることの決定は、当該附属機関等が行うものとする。

(会議の傍聴)

第三条 会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、附属機関等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、傍聴の受付は、原則として会議の開催当日に行い、傍聴の許可は、附属機関等の長が別に定める傍聴者の定員の範囲内において行う。

(傍聴者の入場)

第四条 傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

- 一 凶器その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者
- 二 はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不相当と認められるものを携帯している者
- 三 はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- 四 酒気を帯びている者
- 五 前各号に掲げる者のほか、会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると附属機関等の長が認める者

(傍聴者の遵守事項)

第五条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛に傍聴し、議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- 二 私語、会話その他騒がしい行為をしないこと。
- 三 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
- 四 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
- 五 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 六 附属機関等の長及び職員の指示に反する行為をしないこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第六条 附属機関等の長は、傍聴者がこの規則の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じることができる。

- 2 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が、それに従わないときは、附属機関等の長は、その者を退場させることができる。
- 3 前項の規定によって退場を命じられた者は、当日の当該退場を命じられた会議を再び傍聴することはできない。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十三年六月一日から施行する。
- 2 第三条から第六条までの規定は、第二条第三項の規定による決定をした附属機関等の会議について適用する。

広島県情報公開条例（抜粋）

（平成十三年広島県条例第五号）

（行政文書の開示義務）

第十条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 削除

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法

人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

令和 3 年度

国民健康保険の現況

令和 5 年 9 月

広島県健康福祉局国民健康保険課

目 次

I	広島県の国保事業の概況	
1	被保険者の状況	4
2	財政収支の状況	6
3	保険料（税）の調定・収納状況（市町分）	6
4	医療費の状況	7
5	医療費適正化関係	9
6	その他	9
○	令和3年度市町国民健康保険の状況	10
II	国保関係資料	
1	保険者別被保険者数の状況	12
2	財政収支の状況	
(1)	令和3年度実質収支状況	13
(2)	単年度経常収支状況	15
(3)	令和3年度保険者別基金保有状況	16
(4) ①	令和3年度一般会計繰入金の繰入理由別状況（法定外繰入分）	17
②	〃（法定繰入分・会計繰入額）	18
(5)	令和3年度財政安定化支援事業繰入状況	19
(6)	広島県国民健康保険事業費特別会計決算状況	
①	収入状況及び支出状況	20
②	基金保有額の状況	20
③	資産・負債等の状況（年度末現在）	20
3	保険料（税）の調定・収納状況	
(1)	令和3年度国民健康保険料（税）率表	21
(2)	令和3年度応益・応能保険料（税）の賦課割合	24
(3)	令和3年度被保険者規模別収納率分布状況（現年度分）	27
(4)	保険者別収納率推移	28
(5)	令和3年度保険料（税）収納状況等	
①	納付方法別の保険料（税）収納状況（現年度分）（納期内納入の内訳）	30
②	〃（納期後納入及び合計）	31
③	一般被保険者・退職被保険者別保険料（税）収納率の状況及び滞納処分の状況等（現年度分）	32
(6)	都道府県別収納率推移	33

(7) 一人当たり保険料（税）調定額	34
(8) 一世帯当たり保険料（税）調定額	35
(9) 都道府県別一人当たり保険料（税）調定額推移	36
(10) 収納率向上対策の実施状況	37
4 医療費の状況	
(1) 一人当たり診療費	38
(2) 一件当たり日数	39
(3) 一日当たり診療費	40
(4) 受診率	41
(5) 一人当たり医療費	42
(6) 令和3年度診療諸率（市町村分）全国上位5都道府県	43
(7) 都道府県別一人当たり医療費（市町村分）推移	44
(8) 令和3年度都道府県別一人当たり費用額	45
5 医療費適正化関係	
一人当たり財政効果額・財政効果率（レセプト点検）	46
6 その他	
令和3年度医療費通知実施状況	47
資料の見方	48

本資料の財政収支などについては、県内市町保険者（23市町）及び国民健康保険組合（令和元年度までは4組合、令和2年度以降は3組合）の状況に基づき、計算しています。（保険者としての県の財政収支などは含みません。）

I 広島県の国保事業の概況

1 被保険者の状況

(1) 被保険者数

令和3年度末の県内国保（市町国保及び国保組合の計を指す。以下同じ。）被保険者数は547,357人（対前年度比3.3%減）となり、うち市町国保は508,514人（対前年度比3.4%減）、国保組合は38,843人（対前年度比2.0%減）となった。

また、人口に対する国保加入率は19.8%となり、前年度から0.5%ポイント減少した。（表1、図1、2）

表1 年度別被保険者数の推移

（各年度末現在。単位：人、%）

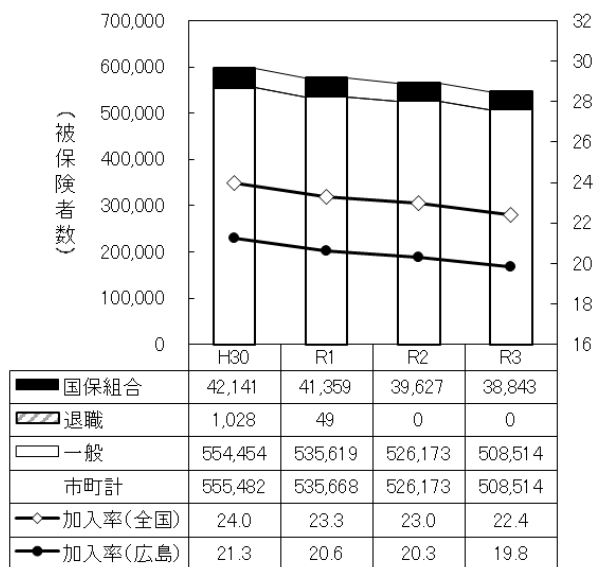
区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			
	被保険者数	構成比	伸び率	被保険者数	構成比	伸び率	被保険者数	構成比	伸び率	被保険者数	構成比	伸び率	
広島県	全体	555,482	—	▲ 3.8	535,668	—	▲ 3.6	526,173	—	▲ 1.8	508,514	—	▲ 3.4
	一般	554,454	99.8	▲ 3.1	535,619	100.0	▲ 3.4	526,173	100.0	▲ 1.8	508,514	100.0	▲ 3.4
	退職	1,028	0.2	▲ 79.4	49	0.0	▲ 95.2	0	0.0	▲ 100.0	0	0.0	—
	前期高齢	272,142	49.0	▲ 2.5	264,886	49.4	▲ 2.7	263,509	50.1	▲ 0.5	254,025	50.0	▲ 3.6
	国保組合	42,141	—	▲ 2.7	41,359	—	▲ 1.9	39,627	—	▲ 4.2	38,843	—	▲ 2.0
	計	597,623	—	▲ 3.7	577,027	—	▲ 3.4	565,800	—	▲ 1.9	547,357	—	▲ 3.3
	人口	2,809,617			2,798,628			2,782,804			2,761,850		
国保加入率	21.3			20.6			20.3			19.8			
全国	全体	27,517,328	—	▲ 4.1	26,598,629	—	▲ 3.3	26,193,235	—	▲ 1.5	25,368,672	—	▲ 3.1
	一般	27,462,985	99.80	▲ 3.5	26,595,855	99.99	▲ 3.2	26,193,184	100.00	▲ 1.5	25,368,645	100.00	▲ 3.1
	退職	54,343	0.20	▲ 77.3	2,774	0.01	▲ 94.9	51	0.00	▲ 98.2	27	0.00	▲ 47.1
	前期高齢	11,895,716	43.23	▲ 2.4	11,696,805	43.98	▲ 1.7	11,757,274	44.89	0.5	11,453,746	45.15	▲ 2.6
	国保組合	2,739,086	—	▲ 1.2	2,725,857	—	▲ 0.5	2,711,090	—	▲ 0.5	2,682,606	—	▲ 1.1
	計	30,256,414	—	▲ 3.9	29,324,486	—	▲ 3.1	28,904,325	—	▲ 1.4	28,051,278	—	▲ 3.0
	人口	126,253,652			125,929,817			125,854,647			125,071,329		
国保加入率	24.0			23.3			23.0			22.4			

（注）「一般」は一般被保険者、「退職」は退職被保険者等、「前期高齢」は前期高齢者（一般被保険者+退職被保険者等の再掲）を表す。

【出典（人口）】広島県：「広島県人口移動統計調査」（広島県統計課）の翌年度4月1日現在の人口。

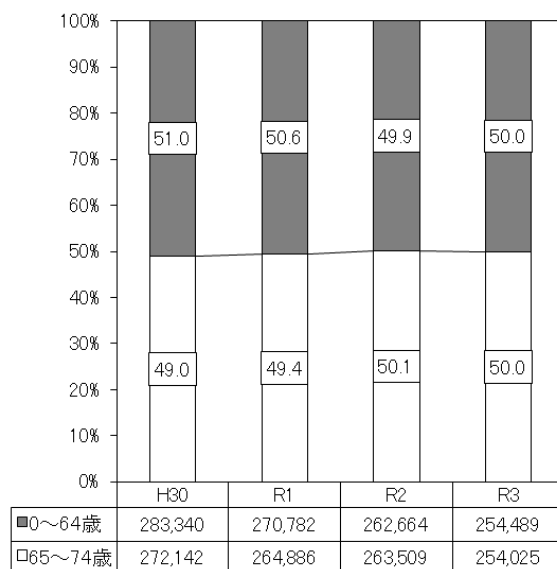
全国：「人口推計」（総務省統計局）の翌年度4月1日現在の人口（確定値）。

図1 被保険者数の推移



（単位：人、%）

図2 年齢別被保険者数構成比の推移(市町)



（単位：人、%）

(2) 年齢構成・世帯主の職業別構成

令和3年度の被保険者の年齢構成をみると、前期高齢者である65歳以上の被保険者の被保険者数全体に占める割合は市町国保が50.6%、国保組合が14.4%となっている。(図3、4)

また、令和3年度の市町国保被保険者の世帯主の職業別構成比をみると、「無職」が45.1%、「被用者」が24.2%となっている。(図5)

図3 年齢別被保険者構成比（市町）

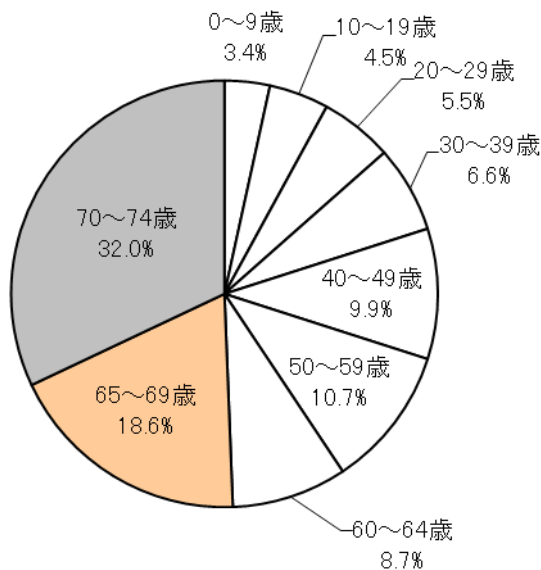


図4 年齢別被保険者構成比（国保組合）

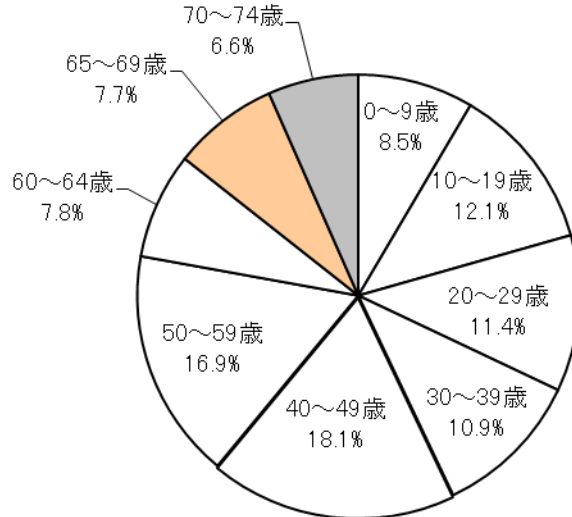
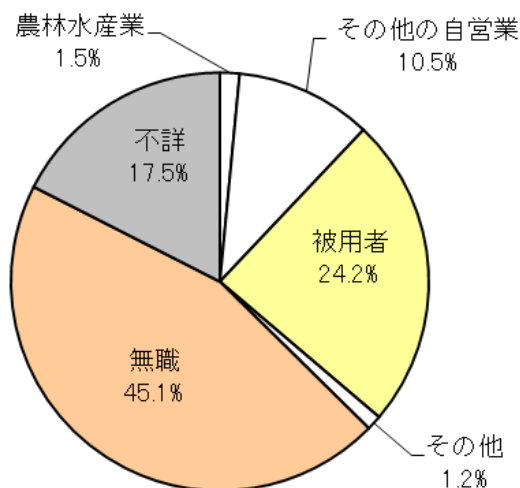


図5 世帯主の職業別世帯の構成比（市町）



【出典】 令和3年度国民健康保険実態調査

(注1) 本項目は令和3年度国民健康保険実態調査結果に基づき記載しており、国民健康保険事業年報と調査時点等が異なることから、事業年報結果と数値が合致しない、

(注2) 端数処理の関係で、構成比の計は100%にならないことがある。

2 財政収支の状況

(1) 決算状況

令和3年度の県内国保の事業勘定における収入決算額は2,832億円、支出決算額は2,767億円となり、決算収支は65億円の黒字となった。(表2)

表2 決算収支の推移

(単位：千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収入決算額		304,498,457	294,847,542	282,468,643	283,217,472	
支出決算額		300,376,584	290,841,857	275,452,316	276,699,594	
決算収支		4,121,873	4,005,686	7,016,327	6,517,878	
内訳	黒字	保険者数	27	27	26	
		余剰金	4,121,873	4,005,686	7,016,327	6,517,878
	赤字	保険者数	0	0	0	0
		余剰金	0	0	0	0

(2) 実質収支

令和3年度の県内国保の事業勘定における決算収支から国庫・県支出金精算額を考慮した実質収支は市町国保で51億円の黒字、国保組合で21億円の黒字となった。(表3)

表3 実質収支

(単位：千円)

区分		令和3年度					
		実質収支		実質収支の内訳			
		保険者数	実質収支額	新規		継続	
保険者数	金額			保険者数	金額		
市町	黒字	23	5,109,483	0	0	23	5,109,483
	赤字	0	0	0	0	0	0
	計	23	5,109,483	0	0	23	5,109,483
国保組合	黒字	3	2,141,975	0	0	3	2,141,975
	赤字	0	0	0	0	0	0
	計	3	2,141,975	0	0	3	2,141,975
計	黒字	26	7,251,458	0	0	26	7,251,458
	赤字	0	0	0	0	0	0
	計	26	7,251,458	0	0	26	7,251,458

3 保険料（税）の調定・収納状況（市町分）

令和3年度の一人当たり保険料（税）調定額は94,792円（対前年度比2.3%減）となり、一世帯当たり保険料（税）調定額は141,544円（対前年度比3.3%減）となり、ともに全国平均を下回った。

また、令和3年度の収納率（県平均）は94.3%となり、前年度から0.5ポイント上昇した。(表4)

表4 年度別一人当たり調定額、一世帯当たり調定額、収納率の推移（市町分、現年度分）

(単位：円、%)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		金額、率	伸び率	金額、率	伸び率	金額、率	伸び率	金額、率	伸び率
広島県	一人当たり調定額	95,476	▲ 0.1	96,395	1.0	97,040	0.7	94,792	▲ 2.3
	一世帯当たり調定額	147,636	▲ 1.4	146,986	▲ 0.4	146,422	▲ 0.4	141,544	▲ 3.3
	収納率	93.2	—	93.4	—	93.8	—	94.3	—
全国	一人当たり調定額	95,391	0.2	96,829	1.5	96,625	▲ 0.2	97,179	0.6
	一世帯当たり調定額	149,620	▲ 1.4	149,623	0.0	147,593	▲ 1.4	146,899	▲ 0.5
	収納率	92.8	—	92.9	—	93.7	—	94.2	—

4 医療費の状況

(1) 総医療費

令和3年度末の県内国保医療費は2,310億円（対前年度比1.5%増）となり、うち市町国保は2,230億円（対前年度比1.5%増）、国保組合は80億円（対前年度比4.0%増）となった。

また、市町国保の前期高齢者被保険者の医療費は1,403億円（対前年度比0.8%増）となり、市町国保全体の医療費に対する構成比は62.9%（対前年度比0.4ポイント減）となった。（表5、図6、7）

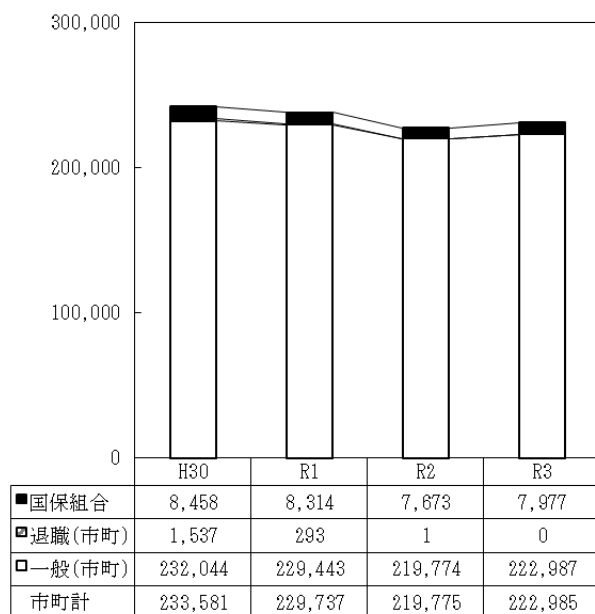
表5 年度別医療費の推移

（単位：百万円）

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			
	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	金額	構成比	伸び率	
広島県	全体	233,581	100.0	▲ 3.7	229,737	100.0	▲ 1.6	219,775	100.0	▲ 4.3	222,985	100.0	1.5
	一般	232,044	99.3	▲ 2.8	229,443	99.9	▲ 1.1	219,774	100.0	▲ 4.2	222,987	100.0	1.5
	退職	1,537	0.7	▲ 61.3	293	0.1	▲ 80.9	1	0.0	▲ 99.7	▲ 2	—	—
	前期高齢	147,551	63.2	▲ 3.2	144,705	63.0	▲ 1.9	139,180	63.3	▲ 3.8	140,319	62.9	0.8
	国保組合	8,458	—	▲ 0.8	8,314	—	▲ 1.7	7,673	—	▲ 7.7	7,977	—	4.0
計	242,039	—	▲ 3.6	238,051	—	▲ 1.6	227,447	—	▲ 4.5	230,961	—	1.5	
全国	全体	10,419,325	100.0	▲ 2.7	10,305,752	100.0	▲ 1.1	9,842,293	—	▲ 4.5	10,260,490	100.0	4.2
	一般	10,353,250	99.4	▲ 1.8	10,293,527	99.9	▲ 0.6	9,842,050	100.0	▲ 4.4	10,260,491	100.0	4.3
	退職	66,076	0.6	▲ 61.1	12,225	0.1	▲ 81.5	243	0.0	▲ 98.0	▲ 2	—	—
	前期高齢	6,226,970	59.8	▲ 1.7	6,195,850	60.1	▲ 0.5	5,966,425	60.6	▲ 3.7	6,258,593	61.0	4.9
	国保組合	545,446	—	▲ 0.9	551,687	—	1.1	525,669	—	▲ 4.7	564,654	—	7.4
計	10,964,771	—	▲ 2.6	10,857,439	—	▲ 1.0	10,367,962	—	▲ 4.5	10,825,144	—	4.4	

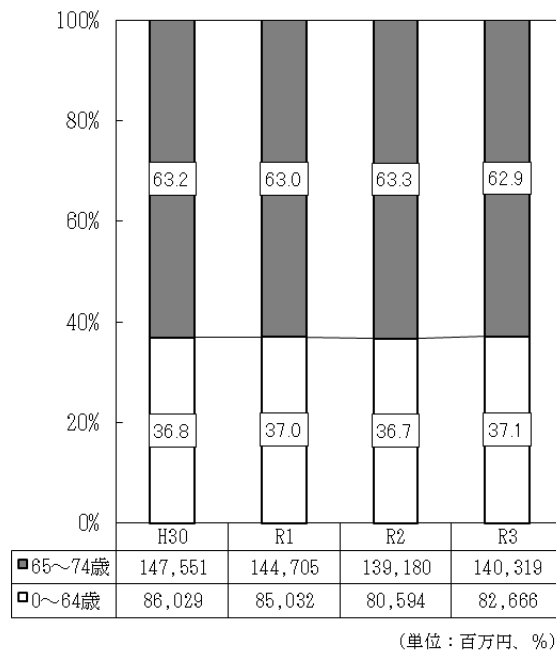
（注）「一般」は一般被保険者、「退職」は退職被保険者等、「前期高齢」は前期高齢者（一般被保険者+退職被保険者等の再掲）を表す。

図6 医療費の推移



（注）令和3年度から退職分医療費が負の数となったため、グラフに表章していない。

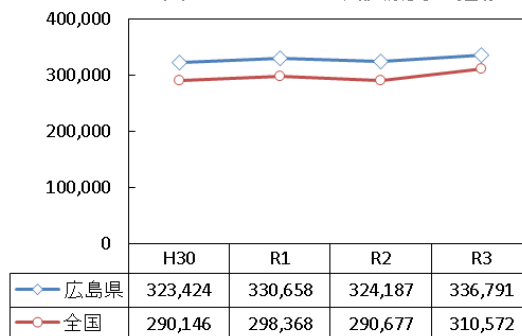
図7 年齢別医療費構成比の推移（市町）



(2) 一人当たり診療費（市町分：入院＋入院外＋歯科）

令和3年度の一人当たり診療費は336,791円（前年度比3.9%増）となり、全国平均（310,572円）を約2.6万円上回った。（表6、図8）

図8 一人当たり診療費の推移



（単位：円）

表6 年度別一人当たり診療費の推移（市町分）

（単位：円、%）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
広島県	323,424	1.1	330,658	2.2	324,187	▲ 2.0	336,791	3.9
全国	290,146	2.4	298,368	2.8	290,677	▲ 2.6	310,572	6.8

(3) 診療諸率（市町分）

令和3年度の受診率（100人当たりの受診件数）は1,148.810件、一件当たり日数は1.96日、一日当たり診療費は14,976円、一人当たり診療費は336,791円となり、受診率、一件当たり日数及び一人当たり診療費は全国平均を上回り、一日当たり診療費は全国平均を下回った。（表7、図9）

図9 診療諸率の対全国比
（全国を1とした場合の広島県との比較）

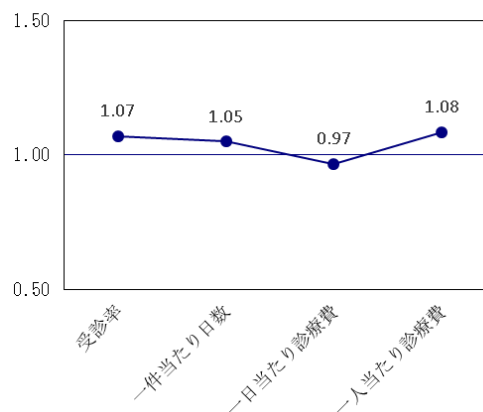


表7 診療諸率

（単位：件、日、円）

区分	受診率	一件当たり日数	一日当たり診療費	一人当たり診療費
広島	1,148.810	1.96	14,976	336,791
全国	1,074.455	1.87	15,495	310,572

5 医療費適正化関係

令和3年度の市町国保のレセプト点検による一人当たり財政効果額は1,893円となり、全国平均(2,056円)を下回った。

また、令和3年度の市町国保のレセプト点検による財政効果率は0.59%となり、全国平均(0.63%)を下回った。(表8)

表8 年度別レセプト点検による被保険者一人当たり財政効果額、財政効果率の推移(市町分)

(単位:円、%)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	効果率	金額	効果率	金額	効果率	金額	効果率
広島県	2,064	0.68	2,047	0.66	1,917	0.62	1,893	0.59
全国	2,170	0.73	2,130	0.69	2,015	0.66	2,056	0.63

【出典】国民健康保険実施状況報告(厚生労働省)

6 その他

令和3年度の県内国保の医療費通知の実施率は100%であり、全国平均(99.73%)を上回っている。

また、令和3年度の県内国保の医療費通知の平均通知回数は2.2回となっている。(表9)

表9 医療費通知実施状況の推移

(単位:%、回)

区分		令和2年度		令和3年度	
		実施率	平均通知回数	実施率	平均通知回数
広島県	市町	100.00	5.0	100.00	2.0
	国保組合	100.00	3.7	100.00	3.3
	計	100.00	4.8	100.00	2.2
全国	市町	99.71	4.7	99.83	4.4
	国保組合	97.52	4.0	98.76	4.0
	計	99.52	4.6	99.73	4.4

【出典】国民健康保険実施状況報告(厚生労働省)

(注)平均通知回数は、医療費通知の実施被保険者に係る年間平均通知回数である。

○ 令和3年度 市町国民健康保険の状況

- 一人当たり医療費 … 最も高い市町と低い市町では、約1.42倍の差がある。
 一人当たり保険料(税) … 最も高い市町と低い市町では、約1.33倍の差がある。
 収納率 … 被保険者の多い都市部で低い傾向にある。
 法定外繰入の割合 … 令和3年度の“保険給付費”に対する法定外繰入の割合。
 その他 … 累積赤字のある市町はない。

保険者名		被保険者 (年度平均) (人)	一人当たり 医療費 (円)	順位	一人当たり 保険料(税) (円)	順位	(現年) 収納率 (%)	順位	財政調整 基金 (千円)	法定外 繰入額 (千円)	
全国		25,993,737	394,729		97,179		94.24		—	—	
広島県	市町計	522,831	426,495		94,792		94.30		12,034,167	350,583	繰入 割合 (%)
	市計	489,970	426,268	—	94,893	—	94.15	—	10,388,463	283,691	
	町計	32,861	429,869		93,287		96.49		1,645,705	66,892	
広島市		210,530	428,788	13	99,118	3	93.55	22	0	0	0.0%
呉市		39,634	485,656	3	90,777	14	96.40	12	2,293,640	0	0.0%
竹原市		5,505	477,731	4	80,602	22	96.81	8	435,603	0	0.0%
三原市		18,963	418,700	16	87,506	18	94.94	18	550,749	29,998	0.4%
尾道市		28,687	441,834	10	81,367	21	96.44	11	790,058	38,147	0.4%
福山市		88,684	391,310	23	93,811	6	92.37	23	2,067,513	98,861	0.3%
府中市		7,383	410,630	17	89,317	16	96.82	7	566,556	0	0.0%
三次市		10,014	439,708	12	90,589	15	96.97	3	233,301	17,571	0.5%
庄原市		7,246	469,585	6	88,160	17	96.45	10	432,357	38,353	1.3%
大竹市		5,666	444,420	9	92,871	10	95.27	17	160,499	230	0.0%
府中町		8,635	421,776	14	99,144	2	96.83	6	88,766	17,239	0.6%
海田町		4,874	404,542	20	93,146	8	94.76	19	166,379	6,813	0.4%
熊野町		4,658	447,568	8	93,106	9	95.74	16	259,462	3,857	0.2%
坂町		2,285	440,195	11	92,805	11	96.58	9	0	3,834	0.5%
江田島市		5,899	474,844	5	98,720	4	94.63	20	70,030	0	0.0%
廿日市市		23,524	408,330	18	102,789	1	95.87	14	588,121	33,518	0.4%
安芸太田町		1,408	487,974	2	84,421	20	96.93	5	240,708	25,487	4.3%
北広島町		3,881	421,770	15	94,161	5	95.77	15	223,266	4,649	0.3%
安芸高田市		5,750	447,943	7	87,494	19	96.95	4	700,572	0	0.0%
東広島市		32,485	401,788	21	93,504	7	93.96	21	1,499,464	27,013	0.2%
大崎上島町		1,646	556,477	1	91,568	13	96.28	13	76,875	0	0.0%
世羅町		3,491	394,282	22	91,974	12	99.19	1	299,997	5,014	0.4%
神石高原町		1,983	406,039	19	77,437	23	97.57	2	290,251	0	0.0%

II 国保関係資料

1 保険者別被保険者数の状況

番号	保険者名	令和3年度末現在				令和3年度年間平均					
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者 総数 (人)	国保加入 割合 (%)	世帯数 (世帯)	被保険者 総数 (人)	内訳		被保険者に 占める割合	
								一般 (人)	退職 (人)	一般 (%)	退職 (%)
	県計	2,761,850	364,246	547,357	19.82	371,567	562,024	562,024	0	100.00	0.00
	市町計	2,761,850	343,056	508,514	18.41	350,138	522,831	522,831	0	100.00	0.00
	市計	2,593,000	321,742	476,535	18.38	328,413	489,970	489,970	0	100.00	0.00
	町計	168,850	21,314	31,979	18.94	21,725	32,861	32,861	0	100.00	0.00
	組合計	—	21,190	38,843	—	21,429	39,193	39,193	—	100.00	—
1	広島市	1,191,833	138,569	204,587	17.17	141,426	210,530	210,530	0	100.00	0.00
2	呉市	207,177	26,961	38,386	18.53	27,647	39,634	39,634	0	100.00	0.00
3	竹原市	23,218	3,660	5,310	22.87	3,767	5,505	5,505	0	100.00	0.00
4	三原市	87,888	12,328	18,405	20.94	12,613	18,963	18,963	0	100.00	0.00
5	尾道市	127,370	18,622	27,860	21.87	18,990	28,687	28,687	0	100.00	0.00
8	福山市	455,490	57,565	86,599	19.01	58,573	88,684	88,684	0	100.00	0.00
9	府中市	36,366	4,856	7,221	19.86	4,924	7,383	7,383	0	100.00	0.00
10	三次市	49,316	6,577	9,723	19.72	6,732	10,014	10,014	0	100.00	0.00
11	庄原市	32,476	4,679	7,012	21.59	4,834	7,246	7,246	0	100.00	0.00
12	大竹市	25,896	3,733	5,502	21.25	3,805	5,666	5,666	0	100.00	0.00
14	府中町	52,044	5,586	8,434	16.21	5,675	8,635	8,635	0	100.00	0.00
16	海田町	29,878	3,183	4,758	15.92	3,250	4,874	4,874	0	100.00	0.00
19	熊野町	22,519	2,986	4,494	19.96	3,071	4,658	4,658	0	100.00	0.00
21	坂町	12,486	1,518	2,263	18.12	1,535	2,285	2,285	0	100.00	0.00
22	江田島市	20,739	3,908	5,668	27.33	4,031	5,899	5,899	0	100.00	0.00
28	廿日市市	113,489	15,017	22,899	20.18	15,269	23,524	23,524	0	100.00	0.00
44	安芸太田町	5,465	942	1,352	24.74	959	1,408	1,408	0	100.00	0.00
47	北広島町	17,117	2,481	3,769	22.02	2,521	3,881	3,881	0	100.00	0.00
51	安芸高田市	25,678	3,860	5,541	21.58	3,974	5,750	5,750	0	100.00	0.00
58	東広島市	196,064	21,407	31,822	16.23	21,828	32,485	32,485	0	100.00	0.00
73	大崎上島町	6,786	1,113	1,571	23.15	1,145	1,646	1,646	0	100.00	0.00
81	世羅町	14,632	2,211	3,395	23.20	2,250	3,491	3,491	0	100.00	0.00
92	神石高原町	7,923	1,294	1,943	24.52	1,319	1,983	1,983	0	100.00	0.00
301	歯科医師国保組合	—	5,145	8,005	—	5,244	8,115	8,115	—	100.00	—
302	医師国保組合	—	5,585	8,763	—	5,623	8,832	8,832	—	100.00	—
304	建設国保組合	—	10,460	22,075	—	10,562	22,246	22,246	—	100.00	—

【出典】人口：広島県人口移動統計調査(広島県統計課)令和4年4月1日現在

2 財政収支の状況

2 - (1) 令和3年度実質収支状況

(単位:円)

番号	保険者名	決算収支									
		収入					支出				
		計 ①	一般 ②=①-③-④-⑤	退職 ③	後期 ④	介護 ⑤	計 ⑥	一般 ⑦=⑥-⑧-⑨-⑩	退職 ⑧	後期 ⑨	介護 ⑩
	県計	283,217,472,113	260,611,051,723	9,525,985	17,227,096,670	5,369,797,735	276,699,593,858	253,654,836,979	4,850,676	17,641,952,282	5,397,953,921
	市町計	269,665,022,579	250,455,715,891	9,525,985	14,943,936,582	4,255,844,121	264,850,437,712	245,456,945,347	4,850,676	15,223,399,896	4,165,241,793
	組合計	13,552,449,534	10,155,335,832	0	2,283,160,088	1,113,953,614	11,849,156,146	8,197,891,632	0	2,418,552,386	1,232,712,128
1	広島市	107,940,302,272	99,616,685,155	2,513,305	6,528,876,592	1,792,227,220	106,239,369,974	98,139,103,470	3,581,587	6,313,199,509	1,783,485,408
2	呉市	22,872,667,330	21,359,988,626	256,130	1,184,298,789	328,123,785	22,273,989,752	20,877,889,856	234,405	1,115,239,581	280,625,910
3	竹原市	3,095,937,436	2,904,549,745	52,220	152,994,921	38,340,550	3,073,205,273	2,880,113,048	107,000	152,611,397	40,373,828
4	三原市	9,901,675,288	9,259,018,786	173,188	513,706,067	128,777,247	9,502,280,501	8,830,165,227	550,666	544,100,063	127,464,545
5	尾道市	14,937,426,480	13,888,218,539	285,820	824,250,704	224,671,417	14,875,407,322	13,856,215,386	0	799,025,101	220,166,835
8	福山市	43,235,285,765	40,382,191,036	▲ 274,570	2,112,337,081	741,032,218	42,344,457,289	39,176,092,227	▲ 882,055	2,460,239,552	709,007,565
9	府中市	3,770,744,371	3,569,219,110	334,293	154,690,022	46,500,946	3,712,055,548	3,444,573,432	0	208,348,164	59,133,952
10	三次市	5,181,784,754	4,901,343,231	21,560	205,384,404	75,035,559	5,113,234,942	4,757,423,352	10,324	278,959,716	76,841,550
11	庄原市	4,060,986,813	3,808,695,551	93,951	205,726,717	46,470,594	4,030,597,726	3,770,840,808	110,000	209,647,857	49,999,061
12	大竹市	3,015,239,785	2,808,978,698	141,692	165,732,372	40,387,023	3,013,809,846	2,802,524,307	141,692	168,302,726	42,841,121
14	府中町	4,460,514,002	4,128,915,452	2,997	239,320,681	92,274,872	4,416,767,406	4,072,177,690	0	265,312,579	79,277,137
16	海田町	2,370,457,196	2,192,194,016	35,032	139,661,864	38,566,284	2,303,263,322	2,124,366,885	39,000	140,049,123	38,808,314
19	熊野町	2,453,242,723	2,295,576,821	70,122	119,491,579	38,104,201	2,421,342,709	2,255,649,642	0	133,686,269	32,006,798
21	坂町	1,302,488,451	1,220,445,990	103,999	63,840,786	18,097,676	1,159,162,587	1,077,312,612	0	64,848,008	17,001,967
22	江田島市	3,424,823,271	3,197,260,239	0	175,387,613	52,175,419	3,314,588,844	3,095,481,387	0	172,454,735	46,652,722
28	廿日市市	11,668,073,920	10,767,749,640	2,296,588	709,856,909	188,170,783	11,493,862,899	10,579,115,866	150,516	725,377,537	189,218,980
44	安芸太田町	893,206,197	846,821,442	0	38,670,617	7,714,138	872,969,069	826,229,811	0	38,269,550	8,469,708
47	北広島町	2,047,928,605	1,902,993,644	475,554	113,982,829	30,476,578	1,998,403,539	1,857,389,157	0	110,342,095	30,672,287
51	安芸高田市	3,172,962,255	2,977,201,194	837,855	154,228,777	40,694,429	3,105,145,872	2,892,477,882	704,930	169,400,391	42,562,669
58	東広島市	15,877,539,151	14,677,756,771	1,908,452	964,109,819	233,764,109	15,746,025,733	14,543,352,774	32,473	964,233,607	238,406,879
73	大崎上島町	1,084,682,379	1,037,928,970	0	36,126,975	10,626,434	1,048,023,612	987,758,523	26,000	47,164,601	13,074,488
81	世羅町	1,835,438,117	1,704,831,713	197,797	101,782,300	28,626,307	1,751,876,797	1,625,848,165	44,138	100,285,873	25,698,621
92	神石高原町	1,061,616,018	1,007,151,522	0	39,478,164	14,986,332	1,040,597,150	984,843,840	0	42,301,862	13,451,448
301	歯科医師国保組合	2,800,663,853	2,011,383,786	0	522,133,695	267,146,372	2,367,530,738	1,616,886,489	0	510,902,243	239,742,006
302	医師国保組合	2,893,874,715	2,184,522,422	0	457,716,586	251,635,707	2,754,252,007	1,870,630,878	0	559,681,184	323,939,945
304	建設国保組合	7,857,910,966	5,959,429,624	0	1,303,309,807	595,171,535	6,727,373,401	4,710,374,265	0	1,347,968,959	669,030,177

(単位:円)

番号	保険者名	決算収支					国庫・県支出金 精算額 ⑯	一般分 の未払額 ⑰	未払額に 対応する 国庫負担相当額 ⑱	実質収支 差引額 ⑲=⑫+⑯-⑰+⑱
		収支差引残								
		計 ⑪	一般 ⑫=⑪-⑬-⑭-⑮	退職 ⑬	後期 ⑭	介護 ⑮				
	県計	6,517,878,255	6,956,214,744	4,675,309	▲ 414,855,612	▲ 28,156,186	295,243,427	0	0	7,251,458,171
	市町計	4,814,584,867	4,998,770,544	4,675,309	▲ 279,463,314	90,602,328	110,712,156	0	0	5,109,482,700
	組合計	1,703,293,388	1,957,444,200	0	▲ 135,392,298	▲ 118,758,514	184,531,271	0	0	2,141,975,471
1	広島市	1,700,932,298	1,477,581,685	▲ 1,068,282	215,677,083	8,741,812	94,509,324	0	0	1,572,091,009
2	呉市	598,677,578	482,098,770	21,725	69,059,208	47,497,875	4,229,342	0	0	486,328,112
3	竹原市	22,732,163	24,436,697	▲ 54,780	383,524	▲ 2,033,278	▲ 2,180,600	0	0	22,256,097
4	三原市	399,394,787	428,853,559	▲ 377,478	▲ 30,393,996	1,312,702	4,904,285	0	0	433,757,844
5	尾道市	62,019,158	32,003,153	285,820	25,225,603	4,504,582	17,447,634	0	0	49,450,787
8	福山市	890,828,476	1,206,098,809	607,485	▲ 347,902,471	32,024,653	4,659,002	0	0	1,210,757,811
9	府中市	58,688,823	124,645,678	334,293	▲ 53,658,142	▲ 12,633,006	▲ 123,066	0	0	124,522,612
10	三次市	68,549,812	143,919,879	11,236	▲ 73,575,312	▲ 1,805,991	▲ 6,789,263	0	0	137,130,616
11	庄原市	30,389,087	37,854,743	▲ 16,049	▲ 3,921,140	▲ 3,528,467	2,790,298	0	0	40,645,041
12	大竹市	1,429,939	6,454,391	0	▲ 2,570,354	▲ 2,454,098	1,410,755	0	0	7,865,146
14	府中町	43,746,596	56,737,762	2,997	▲ 25,991,898	12,997,735	2,751,093	0	0	59,488,855
16	海田町	67,193,874	67,827,131	▲ 3,968	▲ 387,259	▲ 242,030	▲ 3,163,406	0	0	64,663,725
19	熊野町	31,900,014	39,927,179	70,122	▲ 14,194,690	6,097,403	2,199,312	0	0	42,126,491
21	坂町	143,325,864	143,133,378	103,999	▲ 1,007,222	1,095,709	▲ 1,211,430	0	0	141,921,948
22	江田島市	110,234,427	101,778,852	0	2,932,878	5,522,697	1,218,954	0	0	102,997,806
28	廿日市市	174,211,021	188,633,774	2,146,072	▲ 15,520,628	▲ 1,048,197	▲ 8,007,147	0	0	180,626,627
44	安芸太田町	20,237,128	20,591,631	0	401,067	▲ 755,570	▲ 460,970	0	0	20,130,661
47	北広島町	49,525,066	45,604,487	475,554	3,640,734	▲ 195,709	▲ 3,939,920	0	0	41,664,567
51	安芸高田市	67,816,383	84,723,312	132,925	▲ 15,171,614	▲ 1,868,240	848,100	0	0	85,571,412
58	東広島市	131,513,418	134,403,997	1,875,979	▲ 123,788	▲ 4,642,770	▲ 6,943,310	0	0	127,460,687
73	大崎上島町	36,658,767	50,170,447	▲ 26,000	▲ 11,037,626	▲ 2,448,054	▲ 2,323,317	0	0	47,847,130
81	世羅町	83,561,320	78,983,548	153,659	1,496,427	2,927,686	6,919,705	0	0	85,903,253
92	神石高原町	21,018,868	22,307,682	0	▲ 2,823,698	1,534,884	1,966,781	0	0	24,274,463
301	歯科医師国保組合	433,133,115	394,497,297	0	11,231,452	27,404,366	31,680,647	0	0	426,177,944
302	医師国保組合	139,622,708	313,891,544	0	▲ 101,964,598	▲ 72,304,238	9,943,068	0	0	323,834,612
304	建設国保組合	1,130,537,565	1,249,055,359	0	▲ 44,659,152	▲ 73,858,642	142,907,556	0	0	1,391,962,915

2 - (2) 単年度経常収支状況

(単位:千円)

番号	保険者名	令和2年度							令和3年度						
		実質収支 ①	繰越金 ②	前年度 繰上 充用金 ③	基金等 繰入金 ④	基金等 積立金 ⑤	単年度経常 収支 ①-②+③-④+⑤	単年度経常収支 (2(1)表の後期分・ 介護分収支含む)	実質収支 ①	繰越金 ②	前年度 繰上 充用金 ③	基金等 繰入金 ④	基金等 積立金 ⑤	単年度経常 収支 ①-②+③-④+⑤	単年度経常収支 (2(1)表の後期分・介 護分収支含む)
	県計	7,343,707	3,912,888	0	997,500	525,482	3,106,023	2,471,399	7,251,458	6,059,830	0	650,944	1,798,897	2,483,645	2,040,633
	市町計	4,479,523	1,929,695	0	599,224	516,361	2,466,964	1,965,258	5,109,483	4,129,811	0	560,703	1,791,612	2,210,581	2,021,720
	組合計	2,864,184	1,983,194	0	398,275	9,121	631,343	498,425	2,141,975	1,930,019	0	90,241	7,286	273,064	18,913
1	広島市	1,061,805	0	0	0	0	1,061,805	917,422	1,572,091	1,098,986	0	0	0	473,105	697,524
2	呉市	412,337	417,508	0	300,000	209,000	▲ 96,171	27,746	486,328	558,935	0	300,000	280,000	▲ 92,606	23,951
3	竹原市	35,458	1,328	0	0	859	34,988	42,748	22,256	23,481	0	0	711	▲ 514	▲ 2,164
4	三原市	457,100	391,148	0	0	0	65,953	28,375	433,758	423,623	0	0	0	10,135	▲ 18,947
5	尾道市	94,410	125,628	0	58,000	102,725	13,508	▲ 3,600	49,451	81,025	0	188,000	47,400	▲ 172,175	▲ 142,444
8	福山市	1,230,748	456,010	0	123,844	0	650,893	365,935	1,210,758	968,718	0	28,113	797,053	1,010,980	695,102
9	府中市	72,849	7,654	0	0	4,314	69,509	75,804	124,523	85,829	0	0	81,057	119,751	53,459
10	三次市	74,037	1,442	0	33,000	3	39,598	▲ 36,149	137,131	2,546	0	0	2	134,587	59,206
11	庄原市	50,139	72,475	0	0	64,006	41,670	37,041	40,645	51,631	0	16,175	29,780	2,619	▲ 4,831
12	大竹市	17,333	2,099	0	0	17	15,252	15,360	7,865	8,410	0	10,000	14	▲ 10,531	▲ 15,555
14	府中町	55,418	9,856	0	1,554	9,858	53,866	44,749	59,489	54,382	0	7,386	54,383	52,104	39,110
16	海田町	58,391	7,462	0	0	7,779	58,708	58,824	64,664	26,453	0	0	0	38,211	37,581
19	熊野町	79,144	49,700	0	0	37,521	66,964	42,292	42,126	52,715	0	0	47,799	37,210	29,113
21	坂町	95,306	36,437	0	0	0	58,869	56,154	141,922	95,394	0	0	0	46,528	46,617
22	江田島市	99,438	58,188	0	0	20,000	61,249	61,122	102,998	96,247	0	0	50,000	56,751	65,207
28	廿日市市	155,630	0	0	67,716	1,097	89,012	25,416	180,627	26,287	0	0	553	154,893	138,324
44	安芸太田町	16,138	2,760	0	1,295	2,980	15,062	15,589	20,131	16,179	0	1,920	16,639	18,670	18,316
47	北広島町	27,526	28,681	0	0	2,586	1,431	4,551	41,665	30,549	0	0	154	11,270	14,715
51	安芸高田市	103,083	81,140	0	13,815	556	8,684	▲ 10,723	85,571	89,519	0	3,781	477	▲ 7,252	▲ 24,291
58	東広島市	116,383	22,891	0	0	929	94,421	119,122	127,461	152,587	0	0	240,729	215,603	210,836
73	大崎上島町	13,183	738	0	0	224	12,669	14,021	47,847	16,197	0	0	5,607	37,257	23,771
81	世羅町	103,032	65,383	0	0	0	37,649	48,367	85,903	116,842	0	0	50,000	19,061	23,485
92	神石高原町	50,635	91,166	0	0	51,905	11,374	15,092	24,274	53,277	0	5,327	89,254	54,925	53,636
301	歯科医師国保組合	356,950	240,256	0	0	2,286	118,981	172,892	426,178	384,843	0	14,241	2,286	29,379	68,015
302	医師国保組合	637,487	332,253	0	255,780	1,835	51,289	▲ 88,384	323,835	340,064	0	6,000	0	▲ 22,230	▲ 196,499
304	建設国保組合	1,869,747	1,328,673	0	85,000	5,000	461,074	413,918	1,391,963	1,061,049	0	70,000	5,000	265,914	147,396

2 - (3) 令和3年度保険者別基金保有状況

番号	保険者名	令和2年度	令和2年度の剰余金を 令和3年度に繰り越した額 ②(円)	令和3年度に基金 に積み立てた額 ③(円)	令和3年度に基金 を取り崩した額 ④(円)	令和3年度	
		基金保有額 ①(円)				基金保有額 ⑤=①+③-④(円)	保有額の 対前年比 ⑥=⑤÷① (%)
	県計	17,961,663,125	5,915,767,103	2,389,317,164	650,943,732	19,700,036,557	109.68
	市町計	10,612,838,447	4,129,810,703	1,982,031,314	560,702,522	12,034,167,239	113.39
	組合計	7,348,824,678	1,785,956,400	407,285,850	90,241,210	7,665,869,318	104.31
1	広島市	0	1,098,986,101	0	0	0	-
2	呉市	2,313,639,664	558,934,599	280,000,000	300,000,000	2,293,639,664	99.14
3	竹原市	423,525,780	23,481,318	12,077,401	0	435,603,181	102.85
4	三原市	550,748,733	423,623,329	0	0	550,748,733	100.00
5	尾道市	930,658,304	81,025,475	47,400,166	188,000,000	790,058,470	84.89
8	福山市	1,298,573,098	968,717,506	797,053,000	28,113,000	2,067,513,098	159.21
9	府中市	485,498,973	85,828,629	81,056,629	0	566,555,602	116.70
10	三次市	233,299,022	2,545,582	2,395	0	233,301,417	100.00
11	庄原市	418,752,171	51,631,081	29,780,000	16,175,000	432,357,171	103.25
12	大竹市	169,684,587	8,409,764	814,004	10,000,000	160,498,591	94.59
14	府中町	41,769,605	54,381,687	54,383,131	7,386,359	88,766,377	212.51
16	海田町	128,379,000	26,453,191	38,000,000	0	166,379,000	129.60
19	熊野町	211,662,749	52,715,363	47,799,000	0	259,461,749	122.58
21	坂町	0	95,393,859	0	0	0	-
22	江田島市	20,029,914	96,246,788	50,000,000	0	70,029,914	349.63
28	廿日市市	447,314,012	26,287,171	140,806,838	0	588,120,850	131.48
44	安芸太田町	225,989,584	16,178,942	16,638,602	1,920,163	240,708,023	106.51
47	北広島町	223,112,297	30,548,748	154,006	0	223,266,303	100.07
51	安芸高田市	703,876,169	89,518,543	476,514	3,781,000	700,571,683	99.53
58	東広島市	1,258,735,637	152,586,595	240,728,683	0	1,499,464,320	119.12
73	大崎上島町	71,268,671	16,197,107	5,606,597	0	76,875,268	107.87
81	世羅町	249,997,240	116,842,148	50,000,000	0	299,997,240	120.00
92	神石高原町	206,323,237	53,277,177	89,254,348	5,327,000	290,250,585	140.68
301	歯科医師国保組合	469,571,278	384,843,315	2,285,850	14,241,210	457,615,918	97.45
302	医師国保組合	727,359,400	340,064,375	0	6,000,000	721,359,400	99.18
304	建設国保組合	6,151,894,000	1,061,048,710	405,000,000	70,000,000	6,486,894,000	105.45

2 - (4)① 令和3年度一般会計繰入金の繰入理由別状況（法定外繰入分）

（単位：円）

番号	保険者名	保険料の 収納不足のため ①	高額療養費 貸付金 ②	保険料(税)の 負担緩和を 図るため ③	地方単独の保険 料(税)の軽減額 ④	任意給付に 充てるため ⑤	累積赤字 補填のため ⑥	公債費等 借入金利息 ⑦	保険料(税)の 減免額に充てるため ⑧	地方単独事業の 医療給付費波及増等 ⑨	保健事業費に 充てるため ⑩	直営診療 施設に充てるため ⑪	納税報奨金 (納付組織交付金等) ⑫	基金積立 ⑬	返済金 ⑭	その他		①～⑮の小計 (法定外繰入分) I
																金額 ⑮	具体的な内容	
	市町計	0	0	0	0	0	0	0	2,551,358	298,202,636	41,120,973	7,347,554	0	0	0	1,360,265	—	350,582,786
1	広島市	0	0	0	0	0	0	0	56,858	535,522	0	0	0	0	0	▲ 592,380	県支出金充当等	0
2	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
3	竹原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
4	三原市	0	0	0	0	0	0	0	1,410,000	28,588,348	0	0	0	0	0	0	—	29,998,348
5	尾道市	0	0	0	0	0	0	0	0	38,146,701	0	0	0	0	0	0	—	38,146,701
8	福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	98,861,106	0	0	0	0	0	0	—	98,861,106
9	府中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
10	三次市	0	0	0	0	0	0	0	0	17,570,848	0	0	0	0	0	0	—	17,570,848
11	庄原市	0	0	0	0	0	0	0	0	11,848,884	19,156,176	7,347,554	0	0	0	0	—	38,352,614
12	大竹市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229,769	0	0	0	0	0	—	229,769
14	府中町	0	0	0	0	0	0	0	0	15,286,407	0	0	0	0	0	1,952,645	精神医療付加金	17,239,052
16	海田町	0	0	0	0	0	0	0	0	6,813,107	0	0	0	0	0	0	—	6,813,107
19	熊野町	0	0	0	0	0	0	0	0	3,856,697	0	0	0	0	0	0	—	3,856,697
21	坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	3,833,701	0	0	0	0	0	0	—	3,833,701
22	江田島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
28	廿日市市	0	0	0	0	0	0	0	0	33,518,172	0	0	0	0	0	0	—	33,518,172
44	安芸太田町	0	0	0	0	0	0	0	0	3,751,713	21,735,028	0	0	0	0	0	—	25,486,741
47	北広島町	0	0	0	0	0	0	0	0	4,648,611	0	0	0	0	0	0	—	4,648,611
51	安芸高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
58	東広島市	0	0	0	0	0	0	0	1,084,500	25,928,819	0	0	0	0	0	0	—	27,013,319
73	大崎上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
81	世羅町	0	0	0	0	0	0	0	0	5,014,000	0	0	0	0	0	0	—	5,014,000
92	神石高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0

【出典】令和3年度国民健康保険事業実施状況報告

(注)各項目の主な定義は次のとおり。

- ① 決算補填の要因が予期せぬ保険料収納不足であった場合(国民健康保険事業費納付金の一部を賄うために一般会計からの繰入を行った場合を含む。)
- ② 高額医療費の支払に要する費用の貸付(高額療養費の支給相当額で償還)を行った場合。
- ③ 保険料(税)全体の引下のため、引下げ相当分の一般会計繰入を行っている場合(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金または介護納付金の負担緩和分や国民健康保険事業費納付金の一部を賄うために一般会計からの繰入を行った場合を含む。)
- ④ 保険料(税)の2割・5割・7割軽減制度以外に、市町村が一定の基準を設けて独自に軽減を行った場合。
- ⑤ 国保法58条2項の傷病手当等の任意給付に充てた場合。なお、同条1項の出産育児一時金の2/3は法定繰入(地方財政措置)されているが、残り1/3等を一般会計繰入で賄った場合には③に計上。
また、葬祭費・葬祭料の給付についても、一般会計繰入を行った場合は、③に計上する。
- ⑥ 累積赤字(前年度繰上充用)の補填を行った場合。
- ⑦ 決算補填のため公債等を発行した場合の返還金を国保協会から支出した場合。(国庫金の精算に伴う返済金や、基金等に対する借入金等の返済(償還)金を含む。)
- ⑧ 国民健康保険法77条又は地方税法717条の規定に基づく条例または規約を根拠に、保険料(税)の減免又は徴収猶予を行った場合。
- ⑨ 地方単独事業による公費負担減少相当分の補填を行った場合(地単事業の医療費助成分や国保法43条の一部減免相当分を補填している場合は⑮のその他に計上)
- ⑬ 地方自治法241条第1項に定める基金であり、国保協会が独自に設置する基金の積立を行った場合。
- ⑭ 事務費の不足に基づく借入金等返済金の補填を行った場合。

2 - (4)② 令和3年度一般会計繰入金の繰入理由別状況（法定繰入分・会計繰入額）

番号	保険者名	保険基盤安定 ⑯(円)	職員給与と費等A			出産育児一時金B			財政安定化支援事業C			A,B,Cに係る 法定繰入の 不足額 (円)	⑯～⑲の小計 (法定繰入分) Ⅱ(円)	合計 (会計繰入額) Ⅰ+Ⅱ(円)
			支出額 ⑳(円)	繰入額 (㉑の全額) ㉒(円)	繰入 率(%)	給付額 ㉓(円)	繰入額 (㉑の3分の2) ㉔(円)	繰入 率(%)	繰入基準額 ㉕(円)	繰入額 (㉕の範囲内) ㉖(円)	繰入 率(%)			
	市町計	14,093,817,023	3,820,323,630	3,274,672,174	86	547,540,908	364,928,983	67	2,025,612,500	1,738,564,003	86	▲ 832,798,242	19,471,982,183	19,822,564,969
1	広島市	5,772,973,067	1,454,679,124	1,226,941,788	84	254,040,000	169,434,829	67	294,053,750	294,053,750	100	▲ 227,662,507	7,463,403,434	7,463,403,434
2	呉市	1,132,440,593	281,999,282	213,820,148	76	32,244,000	21,477,546	67	321,751,250	100,720,000	31	▲ 289,228,838	1,468,458,287	1,468,458,287
3	竹原市	162,663,953	47,344,974	46,239,318	98	1,228,000	818,667	67	49,258,750	49,259,000	100	▲ 1,105,406	258,980,938	258,980,938
4	三原市	502,757,353	137,159,792	126,606,800	92	16,364,000	10,864,740	66	93,261,250	93,261,250	100	▲ 10,597,585	733,490,143	763,488,491
5	尾道市	732,426,860	218,813,839	167,584,715	77	16,784,000	11,189,333	67	216,476,250	205,600,000	95	▲ 62,105,374	1,116,800,908	1,154,947,609
8	福山市	2,325,976,826	740,474,984	704,607,566	95	102,336,000	68,070,502	67	527,051,250	490,964,000	93	▲ 72,108,166	3,589,618,894	3,688,480,000
9	府中市	205,093,633	67,095,212	64,837,732	97	3,360,000	2,240,000	67	59,377,500	59,378,000	100	▲ 2,256,980	331,549,365	331,549,365
10	三次市	253,100,873	78,518,967	73,382,993	93	10,109,430	6,739,620	67	33,965,000	42,460,000	125	3,359,026	375,683,486	393,254,334
11	庄原市	184,332,599	66,109,722	68,245,839	103	5,880,000	3,870,100	66	30,128,750	12,147,750	40	▲ 15,894,783	268,596,288	306,948,902
12	大竹市	147,070,708	50,678,253	43,268,749	85	2,908,000	1,938,667	67	11,230,000	11,230,000	100	▲ 7,409,504	203,508,124	203,737,893
14	府中町	216,688,332	105,326,785	86,973,785	83	13,414,358	8,942,905	67	12,723,750	12,756,000	100	▲ 18,320,750	325,361,022	342,600,074
16	海田町	121,990,992	14,071,406	10,275,151	73	6,718,740	4,479,160	67	7,628,750	7,628,553	100	▲ 3,796,452	144,373,856	151,186,963
19	熊野町	124,836,210	13,593,237	3,061,127	23	2,100,000	1,400,000	67	9,065,000	4,487,000	49	▲ 15,110,110	133,784,337	137,641,034
21	坂町	68,173,709	5,636,987	3,246,615	58	2,100,000	1,400,000	67	16,137,500	11,496,000	71	▲ 7,031,872	84,316,324	88,150,025
22	江田島市	176,306,741	40,554,350	31,600,632	78	4,598,380	3,065,587	67	48,276,250	42,923,000	89	▲ 14,306,968	253,895,960	253,895,960
28	廿日市市	595,988,514	132,010,247	84,438,544	64	21,388,000	14,241,455	67	41,487,500	41,488,000	100	▲ 47,588,415	736,156,513	769,674,685
44	安芸太田町	37,444,712	11,202,998	2,007,808	18	840,000	560,000	67	11,361,250	11,540,200	102	▲ 9,016,240	51,552,720	77,039,461
47	北広島町	101,837,582	44,389,876	35,681,234	80	1,680,000	1,120,000	67	7,673,750	9,084,000	118	▲ 7,298,392	147,722,816	152,371,427
51	安芸高田市	161,156,142	42,913,069	35,010,000	82	4,200,000	2,800,000	67	32,893,750	35,282,000	107	▲ 5,514,819	234,248,142	234,248,142
58	東広島市	900,748,430	173,391,023	153,274,497	88	40,628,000	27,219,032	67	167,483,750	167,483,750	100	▲ 19,982,827	1,248,725,709	1,275,739,028
73	大崎上島町	41,863,232	23,711,537	22,015,533	93	840,000	560,000	67	13,378,750	13,378,750	100	▲ 1,696,004	77,817,515	77,817,515
81	世羅町	83,678,093	39,859,760	39,473,072	99	2,100,000	1,376,840	66	9,266,250	9,267,000	100	▲ 409,098	133,795,005	138,809,005
92	神石高原町	44,267,869	30,788,206	32,078,528	104	1,680,000	1,120,000	67	11,682,500	12,676,000	109	2,283,822	90,142,397	90,142,397

(注)㉑の額は、当該年度における支給基準額の合計に一致しない場合がある。

2 - (5) 令和3年度財政安定化支援事業繰入状況

(単位：千円、%)

番号	保険者名	令和3年度					
		繰入基準額④〔①+②+③〕(千円)			国保特別会計 繰入額 ⑤(千円)	国保特別会計 繰入率 ⑤/④×100(%)	
		保険料負担能力分①	過剰ベッド分②	年齢構成差分③			
	市町計	2,025,613	1,181,725	0	843,888	1,738,564	85.8
1	広島市	294,054	0	0	294,054	294,054	100.0
2	呉市	321,751	240,376	0	81,375	100,720	31.3
3	竹原市	49,259	37,863	0	11,396	49,259	100.0
4	三原市	93,261	55,586	0	37,675	93,261	100.0
5	尾道市	216,476	162,571	0	53,905	205,600	95.0
8	福山市	527,051	398,525	0	128,526	490,964	93.2
9	府中市	59,378	44,669	0	14,709	59,378	100.0
10	三次市	33,965	14,234	0	19,731	42,460	125.0
11	庄原市	30,129	14,036	0	16,093	12,148	40.3
12	大竹市	11,230	0	0	11,230	11,230	100.0
14	府中町	12,724	0	0	12,724	12,756	100.3
16	海田町	7,629	0	0	7,629	7,629	100.0
19	熊野町	9,065	0	0	9,065	4,487	49.5
21	坂町	16,138	11,830	0	4,308	11,496	71.2
22	江田島市	48,276	37,294	0	10,983	42,923	88.9
28	廿日市市	41,488	0	0	41,488	41,488	100.0
44	安芸太田町	11,361	8,348	0	3,014	11,540	101.6
47	北広島町	7,674	0	0	7,674	9,084	118.4
51	安芸高田市	32,894	19,966	0	12,928	35,282	107.3
58	東広島市	167,484	117,950	0	49,534	167,484	100.0
73	大崎上島町	13,379	9,580	0	3,799	13,379	100.0
81	世羅町	9,266	1,719	0	7,548	9,267	100.0
92	神石高原町	11,683	7,179	0	4,504	12,676	108.5

(注) 保険料負担能力分繰入基準額については低所得者保険料軽減が拡充されている。(平成26年度～)

2 - (6) 広島県国民健康保険事業費特別会計決算状況
2 - (6)① 収入状況及び支出状況

(単位：円)

収入			支出			
科目		収入額	科目		支出額	
分担金及び負担金	医療分給付費	一般被保険者分	46,824,591,776	総務費		10,324,428
		退職被保険者等分	7,295,669	保険給付金等	普通交付金	190,257,184,590
		計	46,831,887,445		特別交付金	4,858,825,278
	計	46,831,887,445	計		195,116,009,868	
	後援金等分	一般被保険者分	15,210,154,523	後援金等	後期高齢者支援金	31,482,615,161
		退職被保険者等分	1,168,000		事務費拠出金	2,112,150
		計	15,211,322,523		計	31,484,727,311
	介護納付金分		4,159,474,275	前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	58,611,804
	計		66,202,684,243		事務費拠出金	1,787,204
	計		66,202,684,243		計	60,399,008
財政安定化基金負担金		0				
計		66,202,684,243				
国庫支出金	国庫負担金	療養給付費等負担金	44,127,820,943	介護納付金		9,966,951,905
		高額医療費負担金	1,866,512,622	病床転換支援金等	病床転換支援金	0
		特別高額医療費共同事業負担金	91,021,000		事務費拠出金	113,731
		特定健康診査等負担金	285,212,000		計	113,731
		財政安定化基金負担金	0	特別高額医療費共同事業	事業費拠出金	257,666,505
	計	46,370,566,565	事務費拠出金		232,279	
	計	46,370,566,565	計		257,898,784	
	国庫補助金	普通調整交付金	14,353,425,000	財政安定化基金交付金		0
		特別調整交付金	2,885,310,000	保健事業費		120,977,923
		保険者努力支援制度交付金	2,917,502,000	償還金及び還付金	療養給付費等負担金償還金	5,615,604,866
財政安定化基金補助金		0	療養給付費等交付金償還金		271,411	
その他		0	特定健康診査等負担金償還金		75,455,000	
計	20,156,237,000	計	5,691,331,277			
計	66,526,803,565					
療養給付費交付金		0	その他の支出		240,995,362	
前期高齢者交付金		91,454,892,126				
特別高額医療費共同事業交付金		248,313,382				
一般会計繰入金	特定健康診査等負担金繰入金	285,212,000				
	都道府県繰入金	11,812,324,116				
	高額医療費負担金繰入金	1,866,512,622				
	職員給与等繰入金	0				
	財政安定化基金支出金繰入金	0				
	その他	3,799,193				
計	13,967,847,931					
保険給付費等交付金返還金		490,886,202				
その他の収入		526,492				
小計(単年度収入)		238,891,953,941	小計(単年度支出)		242,949,729,597	
			単年度収支差		△ 4,057,775,656	

基金繰入金	54,443,000	基金積立金	526,492
うち財政安定化基金繰入金	54,443,000	うち財政安定化基金積立金	526,492
財政安定化基金貸付金返還金	0	財政安定化基金貸付金	0
繰越金	14,137,323,848	前年度繰上充用金	0
収入合計	253,083,720,789	支出合計	242,950,256,089
		収支差引残(収入合計-支出合計)	10,133,464,700
		うち次年度への繰越金	10,133,464,700
		うち基金積立金	0

2 - (6)② 基金保有額の状況

(単位：円)

科目	金額
基金保有額(前年度末)	5,264,918,483
基金繰入金	54,443,000
基金積立金	526,492
収支差引残のうち基金積立金	0
その他増加額	0
その他減少額	0
基金保有額	5,211,001,975

2 - (6)③ 資産・負債等の状況(年度末現在)

(単位：円)

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
基金保有額	5,211,001,975	繰上充用金(当年度赤字額)	0
うち財政安定化基金分	5,211,001,975	その他の負債	0
次年度への繰越金	10,133,464,700	負債合計	0
貸付金等	0	純資産(資産合計-負債合計)	15,344,466,675
うち財政安定化基金分	0		
その他の資産	0		
資産合計	15,344,466,675		

3 保険料（税）の調定・収納状況

3 - (1)① 令和3年度国民健康保険料（税）率表（医療分）

保険者名		税・料	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額 (万円)
市	1 広島市	料 ↓	7.09	—	↓ 23,882	↓ 24,978	63
	2 呉市	料 ↓	7.40	—	↑ 25,560	↓ 20,400	63
	3 竹原市	税 ↓	6.74	—	↓ 26,500	↓ 18,800	63
	4 三原市	税 ↓	6.66	↓ 2.00	— 26,580	↓ 18,612	63
	5 尾道市	料 ↓	5.76	—	↓ 22,980	↓ 18,480	63
	8 福山市	税 —	8.66	—	— 24,960	— 19,200	63
	9 府中市	税 ↓	7.25	—	— 26,880	↓ 19,363	63
	10 三次市	税 ↓	7.34	↓ 5.89	↑ 26,900	↓ 19,200	63
	11 庄原市	税 ↓	6.66	—	↓ 25,800	↓ 17,800	63
	12 大竹市	料 ↓	6.70	—	↓ 26,500	↓ 19,853	63
	22 江田島市	税 —	7.38	↓ 11.00	— 28,200	— 20,600	63
	28 廿日市市	税 —	6.70	—	— 28,600	— 23,300	63
	51 安芸高田市	税 ↓	6.70	—	↓ 27,600	↓ 18,700	63
	58 東広島市	税 ↓	6.79	—	↓ 27,950	↑ 18,959	63
町	14 府中町	税 —	6.00	— 10.67	— 25,900	— 22,200	63
	16 海田町	税 —	6.04	↓ 5.43	↓ 26,000	↓ 17,700	63
	19 熊野町	税 —	6.70	—	— 30,100	— 22,200	63
	21 坂町	税 —	7.33	—	— 27,850	— 22,560	63
	44 安芸太田町	税 —	6.60	↓ 11.00	↑ 24,800	↑ 17,300	63
	47 北広島町	税 ↑	6.55	↓ 7.00	↑ 26,600	↓ 20,000	63
	73 大崎上島町	税 ↓	6.70	↓ 8.30	↓ 25,300	↓ 17,100	63
	81 世羅町	税 —	6.79	— 6.66	— 24,700	— 17,330	63
	92 神石高原町	税 —	5.80	— 5.00	— 23,000	— 16,300	63
最小値			—	—	22,980	16,300	—
最大値			—	—	30,100	24,978	—
市平均			—	—	26,349	19,875	—
町平均			—	—	26,028	19,188	—
市町平均			—	—	26,224	19,606	—

3 - (1)② 令和3年度国民健康保険料（税）率表（後期高齢者支援金分）

保険者名		税・料	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額 (万円)
市	1 広島市	料	↑ 2.67	—	↑ 8,673	↑ 9,071	19
	2 呉市	料	↓ 2.80	—	↑ 9,480	↓ 7,440	19
	3 竹原市	税	↑ 2.50	—	↑ 10,000	— 6,800	19
	4 三原市	税	— 2.31	—	— 9,270	— 6,459	19
	5 尾道市	料	↑ 2.46	—	↑ 9,900	↑ 6,720	19
	8 福山市	税	— 2.32	—	— 7,080	— 5,280	19
	9 府中市	税	↓ 2.54	—	— 8,940	— 6,420	19
	10 三次市	税	↑ 1.68	↓ 1.07	↑ 6,800	↑ 4,400	19
	11 庄原市	税	↑ 2.47	—	↑ 9,400	↑ 6,500	19
	12 大竹市	料	↑ 2.48	—	↑ 9,642	↓ 7,224	19
	22 江田島市	税	— 2.49	↓ 3.00	— 10,000	— 6,900	19
	28 廿日市市	税	↑ 2.50	—	↑ 9,700	— 6,400	19
	51 安芸高田市	税	— 2.20	—	— 9,200	— 6,400	19
	58 東広島市	税	↑ 2.51	—	↑ 10,124	↑ 6,868	19
町	14 府中町	税	— 1.96	— 2.67	— 9,000	— 6,800	19
	16 海田町	税	↑ 2.22	↓ 2.18	↑ 9,500	↑ 6,500	19
	19 熊野町	税	— 1.99	—	— 9,000	— 6,600	19
	21 坂町	税	— 2.36	—	— 8,970	— 7,270	19
	44 安芸太田町	税	— 2.25	— 5.00	↑ 8,600	↑ 7,100	19
	47 北広島町	税	↑ 2.40	— 2.50	↑ 9,000	↑ 7,700	19
	73 大崎上島町	税	— 2.40	↓ 3.00	↑ 9,000	↑ 6,100	19
	81 世羅町	税	— 2.48	— 2.00	— 9,250	— 6,450	19
	92 神石高原町	税	— 1.65	— 1.50	— 6,000	— 4,800	19
最小値			—	—	6,000	4,400	—
最大値			—	—	10,124	9,071	—
市平均			—	—	9,158	6,634	—
町平均			—	—	8,702	6,591	—
市町平均			—	—	8,980	6,617	—

3 - (1)③ 令和3年度国民健康保険料（税）率表（介護分）

保険者名		税・料	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額 (万円)
市	1 広島市	料	↓ 2.01	—	↓ 7,855	↓ 5,992	17
	2 呉市	料	↓ 2.50	—	↑ 9,360	↓ 5,640	17
	3 竹原市	税	↓ 1.86	—	↓ 9,500	↓ 4,600	17
	4 三原市	税	↓ 1.81	—	↓ 9,280	— 4,544	17
	5 尾道市	料	↓ 1.80	—	↓ 9,240	↓ 4,560	17
	8 福山市	税	↓ 2.23	—	— 8,280	— 4,800	17
	9 府中市	税	↓ 2.22	—	↓ 9,847	↓ 4,837	17
	10 三次市	税	↑ 1.75	↓ 2.41	↑ 8,600	↓ 4,700	17
	11 庄原市	税	↓ 1.73	—	↓ 8,600	↓ 4,200	17
	12 大竹市	料	↓ 1.85	—	↓ 8,591	↓ 4,590	17
	22 江田島市	税	— 2.23	— 1.00	— 10,000	— 5,100	17
	28 廿日市市	税	— 1.90	—	— 9,400	— 5,300	17
	51 安芸高田市	税	↑ 1.90	—	↑ 9,500	↑ 4,600	17
	58 東広島市	税	↓ 1.86	—	↓ 9,522	↑ 4,680	17
町	14 府中町	税	— 2.18	— 2.73	— 11,000	— 6,000	17
	16 海田町	税	↓ 1.76	↓ 2.38	↓ 9,400	↓ 4,600	17
	19 熊野町	税	— 1.85	—	— 10,000	— 6,800	17
	21 坂町	税	— 1.91	—	— 9,370	— 4,980	17
	44 安芸太田町	税	↑ 1.45	—	↑ 7,800	↑ 3,600	17
	47 北広島町	税	↑ 1.70	↓ 2.00	— 9,500	↓ 4,500	17
	73 大崎上島町	税	— 2.00	↓ 4.30	↑ 10,200	↑ 5,100	17
	81 世羅町	税	— 2.30	— 2.00	— 9,740	— 4,870	17
	92 神石高原町	税	— 1.80	— 3.50	— 8,200	— 5,600	17
最小値			—	—	7,800	3,600	—
最大値			—	—	11,000	6,800	—
市平均			—	—	9,113	4,867	—
町平均			—	—	9,468	5,117	—
市町平均			—	—	9,252	4,965	—

3 - (2)① 令和3年度応益・応能保険料（税）の賦課割合（医療給付費分）

番号	保険者名	応益割合 (%)	応能割合 (%)	応益割算定額 (軽減額を含む) (千円)	応能割算定額 (賦課限度超過額を除く) (千円)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	一人当たり応益保険料 (千円)	一人当たり保険料(税)調定額 (千円)
	市町計	50.30	49.70	20,808,615	20,556,663	—	—	41	68
	市計	50.24	49.76	19,512,991	19,323,539	—	—	41	68
	町計	51.24	48.76	1,295,624	1,233,124	—	—	41	67
1	広島市	49.85	50.15	8,549,283	8,599,095	23,882	24,978	42	70
2	呉市	53.05	46.95	1,609,244	1,424,168	25,560	20,400	42	64
3	竹原市	57.46	42.54	223,112	165,183	26,500	18,800	42	57
4	三原市	52.64	47.36	738,479	664,429	26,580	18,612	40	63
5	尾道市	54.51	45.49	1,009,313	842,344	22,980	18,480	36	55
8	福山市	46.44	53.56	3,334,118	3,844,869	24,960	19,200	39	70
9	府中市	52.64	47.36	294,471	264,926	26,880	19,363	41	63
10	三次市	49.14	50.86	400,155	414,209	26,900	19,200	41	70
11	庄原市	52.16	47.84	275,740	252,931	25,800	17,800	39	63
12	大竹市	50.92	49.08	247,556	238,633	26,500	19,853	45	66
14	府中町	50.56	49.44	347,104	339,387	25,900	22,200	41	70
16	海田町	49.87	50.13	184,517	185,493	26,000	17,700	39	65
19	熊野町	55.50	44.50	206,437	165,494	30,100	22,200	46	69
21	坂町	53.51	46.49	97,881	85,024	27,850	22,560	43	66
22	江田島市	51.41	48.59	251,663	237,831	28,200	20,600	44	71
28	廿日市市	51.42	48.58	1,023,972	967,350	28,600	23,300	45	74
44	安芸太田町	50.85	49.15	51,878	50,134	24,800	17,300	38	62
47	北広島町	50.86	49.14	153,784	148,602	26,600	20,000	41	67
51	安芸高田市	53.50	46.50	235,144	204,337	27,600	18,700	42	64
58	東広島市	52.33	47.67	1,320,741	1,203,234	27,950	18,959	42	66
73	大崎上島町	49.65	50.35	61,739	62,618	25,300	17,100	39	66
81	世羅町	49.23	50.77	127,279	131,265	24,700	17,330	37	64
92	神石高原町	49.96	50.04	65,005	65,107	23,000	16,300	33	57

(注) 令和3年度から国民健康保険事業年報B表に基づく集計に変更したため、令和2年度までの数値と接続しない。

3 - (2)② 令和3年度応益・応能保険料（税）の賦課割合（後期高齢者支援金分）

番号	保険者名	応益割合 (%)	応能割合 (%)	応益割算定額 (軽減額を含む) (千円)	応能割算定額 (賦課限度超過額を除く) (千円)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	一人当たり応益保険料 (千円)	一人当たり保険料(税)調定額 (千円)
	市町計	50.50	49.50	7,180,747	7,038,974	—	—	14	23
	市計	50.43	49.57	6,743,932	6,630,034	—	—	14	23
	町計	51.65	48.35	436,815	408,940	—	—	14	22
1	広島市	49.82	50.18	3,104,766	3,127,434	8,673	9,071	15	25
2	呉市	53.03	46.97	593,310	525,511	9,480	7,440	15	24
3	竹原市	57.86	42.14	83,058	60,482	10,000	6,800	16	21
4	三原市	53.34	46.66	257,162	224,979	9,270	6,459	14	22
5	尾道市	54.18	45.82	412,198	348,565	9,900	6,720	15	23
8	福山市	47.29	52.71	936,354	1,043,713	7,080	5,280	11	19
9	府中市	51.65	48.35	97,844	91,594	8,940	6,420	14	22
10	三次市	50.55	49.45	98,202	96,054	6,800	4,400	10	17
11	庄原市	52.13	47.87	100,532	92,332	9,400	6,500	14	23
12	大竹市	50.88	49.12	90,075	86,973	9,642	7,224	16	24
14	府中町	51.68	48.32	115,654	108,117	9,000	6,800	14	23
16	海田町	50.43	49.57	67,522	66,367	9,500	6,500	14	24
19	熊野町	55.59	44.41	61,616	49,222	9,000	6,600	14	21
21	坂町	53.72	46.28	31,532	27,168	8,970	7,270	14	21
22	江田島市	52.75	47.25	87,661	78,512	10,000	6,900	15	24
28	廿日市市	47.94	52.06	325,336	353,253	9,700	6,400	14	25
44	安芸太田町	52.43	47.57	19,006	17,245	8,600	7,100	14	22
47	北広島町	50.48	49.52	54,294	53,255	9,000	7,700	14	24
51	安芸高田市	54.26	45.74	79,023	66,626	9,200	6,400	14	21
58	東広島市	52.43	47.57	478,411	434,006	10,124	6,868	15	24
73	大崎上島町	49.91	50.09	21,981	22,056	9,000	6,100	14	23
81	世羅町	50.35	49.65	47,575	46,915	9,250	6,450	14	23
92	神石高原町	48.68	51.32	17,635	18,595	6,000	4,800	9	16

(注) 令和3年度から国民健康保険事業年報B表に基づく集計に変更したため、令和2年度までの数値と接続しない。

3 - (2)③ 令和3年度応益・応能保険料（税）の賦課割合（介護納付金分）

番号	保険者名	応益割合 (%)	応能割合 (%)	応益割算定額 (軽減額を含む) (千円)	応能割算定額 (賦課限度超過額を除く) (千円)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	一人当たり応益保険料 (千円)	一人当たり保険料(税)調定額 (千円)
	市町計	50.64	49.36	2,054,544	2,002,315	—	—	4	7
	市計	50.55	49.45	1,916,781	1,874,722	—	—	4	7
	町計	51.92	48.08	137,763	127,593	—	—	4	7
1	広島市	49.36	50.64	844,397	866,367	7,855	5,992	4	7
2	呉市	52.03	47.97	160,377	147,885	9,360	5,640	4	7
3	竹原市	59.46	40.54	21,165	14,431	9,500	4,600	4	5
4	三原市	56.59	43.41	68,962	52,897	9,280	4,544	4	5
5	尾道市	54.68	45.32	114,211	94,677	9,240	4,560	4	6
8	福山市	48.74	51.26	337,530	354,915	8,280	4,800	4	7
9	府中市	52.68	47.32	30,639	27,521	9,847	4,837	4	6
10	三次市	50.70	49.30	36,728	35,719	8,600	4,700	4	6
11	庄原市	52.41	47.59	23,292	21,154	8,600	4,200	3	5
12	大竹市	51.06	48.94	23,512	22,534	8,591	4,590	4	6
14	府中町	51.53	48.47	44,586	41,943	11,000	6,000	5	9
16	海田町	51.44	48.56	19,163	18,088	9,400	4,600	4	7
19	熊野町	55.81	44.19	19,670	15,577	10,000	6,800	4	7
21	坂町	53.96	46.04	8,774	7,487	9,370	4,980	4	6
22	江田島市	50.80	49.20	25,041	24,251	10,000	5,100	4	7
28	廿日市市	51.30	48.70	92,421	87,740	9,400	5,300	4	7
44	安芸太田町	52.48	47.52	3,954	3,581	7,800	3,600	3	4
47	北広島町	50.77	49.23	14,696	14,249	9,500	4,500	4	6
51	安芸高田市	53.80	46.20	21,282	18,272	9,500	4,600	4	6
58	東広島市	52.43	47.57	117,224	106,359	9,522	4,680	4	6
73	大崎上島町	50.52	49.48	6,732	6,594	10,200	5,100	4	7
81	世羅町	50.00	50.00	13,164	13,162	9,740	4,870	4	7
92	神石高原町	50.40	49.60	7,024	6,912	8,200	5,600	4	6

(注) 令和3年度から国民健康保険事業年報B表に基づく集計に変更したため、令和2年度までの数値と接続しない。

3 - (3) 令和3年度被保険者規模別収納率分布状況（現年度分）

被保険者数	92%未満	92%以上	93%以上	94%以上	95%以上	96%以上	97%以上	98%以上	99%以上	市町数 (平均収納率)
100,000人以上			1 広島市 93.55 (0.60 ↑)							1 (93.55%)
50,000人以上 100,000人未満		8 福山市 92.37 (0.65 ↑)								1 (92.37%)
10,000人以上 50,000人未満			58 東広島市 93.96 (0.11 ↑)	4 三原市 94.94 (▲0.06 ↓)	28 廿日市市 95.87 (0.43 ↑)	2 呉市 96.40 (0.41 ↑)				6 (95.76%)
3,000人以上 10,000人未満				16 海田町 94.76 (▲0.52 ↓)	12 大竹市 95.27 (0.60 ↑)	3 竹原市 96.81 (1.01 ↑)			81 世羅町 99.19 (0.66 ↑)	11 (96.29%)
3,000人未満				22 江田島市 94.63 (▲0.45 ↓)	19 熊野町 95.74 (1.06 ↑)	9 府中市 96.82 (0.44 ↑)				
					47 北広島町 95.77 (0.39 ↑)	11 庄原市 96.45 (0.07 ↑)				
						14 府中町 96.83 (0.19 ↑)				
						51 安芸高田市 96.95 (▲0.43 ↓)				
						21 坂町 96.58 (0.75 ↑)	92 神石高原町 97.57 (0.26 ↑)			
						44 安芸太田町 96.93 (▲0.34 ↓)				
						73 大崎上島町 96.28 (1.19 ↑)				
市町数	0	1	2	3	4	11	1	0	1	23

(注1)規模別の平均収納率は、規模別各被保険者の収納総額を調定総額(居所不明分を除く。)で除した率。

(注2)規模別の区分は、令和3年度年間平均被保険者数による。

3 - (4)① 保険者別収納率推移（現年度分）

番号	保険者名	H29年度 (%)	H30年度 (%)	R元年度 (%)	R2年度 (%)	R3年度 (%)	増減(ポイント)					順位				
							H29~H28	H30~H29	R元~H30	R2~R元	R3~R2	H29	H30	R元	R2	R3
	県計	93.62	94.03	94.27	94.61	95.05	0.50	0.41	0.24	0.34	0.44	—	—	—	—	—
	市町計	92.71	93.16	93.41	93.81	94.30	0.53	0.45	0.25	0.41	0.48	—	—	—	—	—
	市計	92.51	92.99	93.27	93.67	94.15	0.55	0.48	0.28	0.40	0.49	—	—	—	—	—
	町計	95.78	95.78	95.54	96.13	96.49	0.24	▲ 0.00	▲ 0.24	0.59	0.36	—	—	—	—	—
	組合計	99.97	99.98	99.99	100.00	100.00	0.01	0.01	0.01	0.01	▲ 0.00	—	—	—	—	—
1	広島市	91.08	91.99	92.37	92.95	93.55	0.94	0.91	0.38	0.58	0.60	22	22	22	22	22
2	呉市	95.20	95.72	95.82	95.99	96.40	0.69	0.52	0.10	0.18	0.41	11	8	8	9	12
3	竹原市	94.73	94.48	95.28	95.80	96.81	0.15	▲ 0.25	0.80	0.52	1.01	14	16	13	11	8
4	三原市	94.46	94.47	95.15	95.00	94.94	0.09	0.01	0.68	▲ 0.15	▲ 0.06	18	17	14	18	18
5	尾道市	94.58	94.86	95.58	95.74	96.44	0.37	0.28	0.72	0.16	0.70	17	15	9	12	11
8	福山市	91.06	91.22	91.34	91.72	92.37	0.07	0.16	0.12	0.37	0.65	23	23	23	23	23
9	府中市	94.71	96.26	95.94	96.38	96.82	0.52	1.55	▲ 0.32	0.44	0.44	16	6	6	7	7
10	三次市	96.77	97.16	96.93	96.79	96.97	0.32	0.39	▲ 0.23	▲ 0.13	0.18	3	2	4	5	3
11	庄原市	96.39	95.80	95.92	96.37	96.45	0.51	▲ 0.59	0.12	0.46	0.07	5	7	7	8	10
12	大竹市	94.75	94.16	94.56	94.67	95.27	0.10	▲ 0.59	0.40	0.11	0.60	13	20	17	20	17
14	府中町	95.95	96.42	96.11	96.64	96.83	0.60	0.47	▲ 0.31	0.53	0.19	7	5	5	6	6
16	海田町	95.29	95.50	95.10	95.28	94.76	0.50	0.21	▲ 0.40	0.18	▲ 0.52	9	11	15	15	19
19	熊野町	95.62	94.89	94.46	94.68	95.74	0.14	▲ 0.73	▲ 0.43	0.22	1.06	8	14	18	19	16
21	坂町	94.95	94.28	95.37	95.84	96.58	▲ 0.22	▲ 0.67	1.09	0.47	0.75	12	19	12	10	9
22	江田島市	94.30	94.46	94.31	95.07	94.63	0.59	0.16	▲ 0.15	0.76	▲ 0.45	19	18	19	17	20
28	廿日市市	95.29	95.62	95.51	95.44	95.87	0.23	0.33	▲ 0.11	▲ 0.06	0.43	10	10	11	13	14
44	安芸太田町	96.26	95.69	95.52	97.27	96.93	▲ 0.30	▲ 0.57	▲ 0.17	1.75	▲ 0.34	6	9	10	4	5
47	北広島町	94.73	95.01	94.82	95.38	95.77	▲ 0.12	0.28	▲ 0.19	0.55	0.39	15	12	16	14	15
51	安芸高田市	96.54	96.91	97.00	97.38	96.95	0.54	0.37	0.09	0.37	▲ 0.43	4	3	2	2	4
58	東広島市	93.38	93.24	93.39	93.85	93.96	0.24	▲ 0.14	0.15	0.46	0.11	21	21	21	21	21
73	大崎上島町	94.22	94.90	93.69	95.10	96.28	▲ 0.16	0.68	▲ 1.21	1.40	1.19	20	13	20	16	13
81	世羅町	97.29	96.90	97.32	98.52	99.19	0.05	▲ 0.39	0.42	1.20	0.66	2	4	1	1	1
92	神石高原町	98.76	98.28	97.00	97.31	97.57	0.12	▲ 0.48	▲ 1.28	0.31	0.26	1	1	3	3	2
301	歯科医師国保組合	99.90	99.95	100.00	100.00	99.99	0.09	0.05	0.05	0.00	▲ 0.01	—	—	—	—	—
302	医師国保組合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	—	—	—
303	薬剤師国保組合	99.74	99.83	99.87	—	—	▲ 0.02	0.09	0.04	—	—	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	—	—	—

(注1) 全被保険者分

(注2) 順位は市町国保を対象とする。

3 - (4)② 保険者別収納率推移（滞納繰越分）

番号	保険者名	H29年度 (%)	H30年度 (%)	R元年度 (%)	R2年度 (%)	R3年度 (%)	増減(ポイント)					順位				
							H29~H28	H30~H29	R元~H30	R2~R元	R3~R2	H29	H30	R元	R2	R3
	県計	23.70	23.79	23.82	22.68	22.77	23.70	0.09	0.03	▲ 1.14	0.09	—	—	—	—	—
	市町計	23.69	23.78	23.82	22.67	22.76	23.69	0.09	0.04	▲ 1.15	0.09	—	—	—	—	—
	市計	23.81	23.88	24.02	22.70	22.91	23.81	0.07	0.14	▲ 1.31	0.21	—	—	—	—	—
	町計	21.22	21.80	19.88	22.14	19.77	21.22	0.58	▲ 1.92	2.26	▲ 2.37	—	—	—	—	—
	組合計	49.92	30.97	24.44	27.66	42.49	49.92	▲ 18.95	▲ 6.53	3.22	14.83	—	—	—	—	—
1	広島市	30.14	31.65	31.66	27.92	28.39	1.32	1.51	0.01	▲ 3.73	0.46	3	4	5	7	3
2	呉市	45.55	41.50	47.70	44.04	47.25	1.89	▲ 4.05	6.20	▲ 3.65	3.20	1	1	1	1	1
3	竹原市	16.16	14.63	19.61	21.58	19.74	0.37	▲ 1.53	4.98	1.97	▲ 1.84	17	18	14	13	14
4	三原市	28.09	32.52	34.86	29.93	26.78	2.10	4.43	2.34	▲ 4.94	▲ 3.14	4	3	3	5	5
5	尾道市	26.93	25.85	22.45	22.18	20.51	1.10	▲ 1.08	▲ 3.40	▲ 0.27	▲ 1.66	5	10	10	12	10
8	福山市	14.62	14.34	15.28	16.65	18.15	0.32	▲ 0.28	0.94	1.37	1.50	19	20	19	16	16
9	府中市	26.39	31.20	27.82	26.86	19.76	7.74	4.81	▲ 3.38	▲ 0.96	▲ 7.10	6	5	6	9	13
10	三次市	17.63	16.94	15.64	12.76	13.25	3.07	▲ 0.69	▲ 1.30	▲ 2.88	0.49	16	16	17	21	21
11	庄原市	25.34	27.10	26.30	32.72	22.11	2.27	1.76	▲ 0.80	6.43	▲ 10.61	10	8	8	4	8
12	大竹市	23.43	27.21	27.59	28.69	24.14	0.92	3.78	0.38	1.10	▲ 4.55	12	6	7	6	6
14	府中町	23.14	26.95	24.37	26.90	21.25	▲ 2.42	3.81	▲ 2.58	2.53	▲ 5.64	13	9	9	8	9
16	海田町	21.61	19.70	20.25	24.13	18.19	6.66	▲ 1.91	0.55	3.88	▲ 5.94	15	15	12	10	15
19	熊野町	24.84	21.87	20.75	22.35	24.08	0.29	▲ 2.97	▲ 1.12	1.60	1.73	11	11	11	11	7
21	坂町	12.45	16.25	10.63	15.41	11.66	0.20	3.80	▲ 5.62	4.78	▲ 3.75	22	17	22	17	22
22	江田島市	12.68	9.58	8.39	10.35	10.66	1.98	▲ 3.10	▲ 1.19	1.96	0.31	21	22	23	23	23
28	廿日市市	25.57	21.64	20.13	19.44	20.45	▲ 0.27	▲ 3.93	▲ 1.51	▲ 0.70	1.02	9	12	13	14	11
44	安芸太田町	10.87	7.52	15.33	11.70	17.13	▲ 1.30	▲ 3.35	7.81	▲ 3.63	5.43	23	23	18	22	17
47	北広島町	21.84	20.05	16.17	19.19	20.18	▲ 4.79	▲ 1.79	▲ 3.88	3.02	0.99	14	14	16	15	12
51	安芸高田市	15.91	14.46	14.94	15.14	15.41	0.37	▲ 1.45	0.48	0.21	0.26	18	19	20	18	18
58	東広島市	14.32	13.42	13.78	14.93	13.56	1.29	▲ 0.90	0.36	1.15	▲ 1.37	20	21	21	19	20
73	大崎上島町	25.81	20.06	18.54	14.92	13.60	2.06	▲ 5.75	▲ 1.52	▲ 3.62	▲ 1.32	7	13	15	20	19
81	世羅町	25.57	27.11	32.67	36.50	40.39	0.39	1.54	5.56	3.83	3.89	8	7	4	3	2
92	神石高原町	32.56	34.13	35.43	38.16	28.34	7.88	1.57	1.30	2.74	▲ 9.82	2	2	2	2	4
301	歯科医師国保組合	36.58	23.89	12.69	33.78	42.49	▲ 16.35	▲ 12.69	▲ 11.20	21.10	8.70	—	—	—	—	—
302	医師国保組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
303	薬剤師国保組合	94.69	60.66	72.99	—	—	72.34	▲ 34.03	12.33	—	—	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 全被保険者分

(注2) 「—」は滞納繰越分の調定額が0円の保険者。

(注3) 保険料を採用する市（広島市・呉市・尾道市・大竹市）は短期消滅時効（2年）のため保険税を採用する市町より収納率が高くなる傾向がある。

(注4) 順位は市町国保を対象とする。

3 - (5) 令和3年度保険料（税）収納状況等

3 - (5)① 納付方法別の保険料（税）収納状況（現年度分）（納期内納入の内訳）

番号	保険者名	納付組織				口座振替				特別徴収(年金天引き)				自主納付				
		組織数	世帯数 A(世帯)	調定額 ①(円)	収納額 ②(円)	収納率 ③(%)	世帯数 B(世帯)	調定額 ④(円)	収納額 ⑤(円)	収納率 ⑥(%)	世帯数 C(世帯)	調定額 ⑦(円)	収納額 ⑧(円)	収納率 ⑨(%)	世帯数 D(世帯)	調定額 ⑩(円)	収納額 ⑪(円)	収納率 ⑫(%)
	計	-	-	-	-	-	168,308	24,849,387,088	24,169,306,949	97.26	46,704	3,922,961,239	3,922,173,139	99.98	141,450	20,787,387,302	12,570,253,372	60.47
1	広島市	-	-	-	-	-	77,550	11,308,920,151	10,977,490,312	97.07	8,775	702,490,179	702,490,179	100.00	52,244	8,855,984,113	4,081,416,888	46.09
2	呉市	-	-	-	-	-	14,509	1,875,714,820	1,849,882,700	98.62	4,058	333,366,270	333,366,270	100.00	12,826	1,388,780,130	1,166,580,797	84.00
3	竹原市	-	-	-	-	-	1,416	193,322,650	187,980,850	97.24	1,212	85,316,050	85,316,050	100.00	1,032	165,074,250	148,840,740	90.17
4	三原市	-	-	-	-	-	3,535	569,940,500	552,441,100	96.93	3,825	353,966,600	353,966,600	100.00	4,968	735,465,500	529,509,292	72.00
5	尾道市	-	-	-	-	-	7,483	1,085,869,470	1,065,631,570	98.14	4,922	424,466,340	424,466,340	100.00	6,217	823,833,310	693,643,409	84.20
8	福山市	-	-	-	-	-	26,764	4,230,914,380	4,099,466,500	96.89	7,069	463,430,600	463,430,600	100.00	23,732	3,625,150,820	2,243,593,561	61.89
9	府中市	-	-	-	-	-	1,766	267,269,200	256,707,100	96.05	1,102	107,552,000	107,547,900	100.00	2,305	284,607,400	149,159,200	52.41
10	三次市	-	-	-	-	-	2,288	334,779,800	323,069,600	96.50	1,255	99,962,800	99,985,800	100.02	1,548	472,416,400	457,378,766	96.82
11	庄原市	-	-	-	-	-	1,711	275,154,217	266,925,517	97.01	1,286	114,272,600	114,271,100	100.00	1,648	249,380,398	202,650,190	81.26
12	大竹市	-	-	-	-	-	1,363	205,197,600	198,185,300	96.58	898	97,914,700	97,914,700	100.00	1,988	223,092,881	205,237,626	92.00
14	府中町	-	-	-	-	-	1,716	319,268,200	313,184,400	98.09	1,134	111,388,300	111,388,300	100.00	2,736	425,448,700	327,833,300	77.06
16	海田町	-	-	-	-	-	1,429	194,233,500	188,471,100	97.03	918	71,531,100	71,531,100	100.00	1,285	188,230,200	133,910,750	71.14
19	熊野町	-	-	-	-	-	1,190	172,829,300	172,260,900	99.67	748	73,503,000	73,370,200	99.82	1,604	187,125,500	140,216,160	74.93
21	坂町	-	-	-	-	-	614	95,207,000	91,366,600	95.97	430	39,869,300	39,869,300	100.00	752	76,983,300	55,953,620	72.68
22	江田島市	-	-	-	-	-	1,488	250,909,500	237,875,500	94.81	1,074	101,369,300	101,369,300	100.00	2,094	230,069,700	147,545,030	64.13
28	廿日市市	-	-	-	-	-	6,811	1,128,581,000	1,095,966,900	97.11	2,929	295,178,600	295,178,600	100.00	7,671	994,242,800	658,011,537	66.18
44	安芸太田町	-	-	-	-	-	705	78,968,500	77,125,800	97.67	127	7,954,400	7,954,400	100.00	110	31,941,200	22,410,800	70.16
47	北広島町	-	-	-	-	-	986	142,598,500	138,146,200	96.88	910	70,428,000	70,428,000	100.00	1,241	152,410,600	108,367,450	71.10
51	安芸高田市	-	-	-	-	-	2,171	273,365,700	264,442,500	96.74	572	61,441,600	61,441,600	100.00	1,138	168,283,000	139,101,600	82.66
58	東広島市	-	-	-	-	-	10,738	1,500,816,500	1,486,811,200	99.07	2,071	184,061,300	183,388,600	99.63	13,117	1,352,588,800	860,222,095	63.60
73	大崎上島町	-	-	-	-	-	530	91,871,400	86,513,300	94.17	345	26,804,500	26,804,500	100.00	278	32,044,300	30,688,861	95.77
81	世羅町	-	-	-	-	-	947	171,932,400	161,666,100	94.03	650	62,688,400	62,688,400	100.00	614	86,458,700	38,771,800	44.84
92	神石高原町	-	-	-	-	-	598	81,722,800	77,695,900	95.07	394	34,005,300	34,005,300	100.00	302	37,775,300	29,209,900	77.33

【出典】令和3年度国民健康保険事業実施状況報告

3 - (5)② 納付方法別の保険料（税）収納状況（現年度分）（納期後納入及び合計）

番号	保険者名	納入期限後の収納状況				合計			居所不明被保険者に係る住基担当課未回答分の調定額（円）	収納率（％）	
		職 員	嘱 託 徴 収 員		(窓口収納等) 収納額 ⑮(円)	収納額 ⑯=⑬+⑭+⑰(円)	世帯数 A+B+C+D (世帯)	調定額 ⑰=①+④+⑦+⑩(円)			収納額 ⑱=②+⑤+⑧+⑪+⑰(円)
		収納額 ⑬(円)	徴収員数 (人)	収納額 ⑭(円)							
	計	3,845,900	8	24,680,647	6,044,318,293	6,072,844,840	356,462	49,559,735,629	46,734,578,300	980,282	94.30
1	広島市	0	0	0	3,759,168,612	3,759,168,612	138,569	20,867,394,443	19,520,565,991	851,282	93.55
2	呉市	0	1	467,250	118,015,306	118,482,556	31,393	3,597,861,220	3,468,312,323	0	96.40
3	竹原市	811,200	0	0	6,607,300	7,418,500	3,660	443,712,950	429,556,140	0	96.81
4	三原市	0	0	0	139,525,952	139,525,952	12,328	1,659,372,600	1,575,442,944	0	94.94
5	尾道市	0	0	0	67,253,924	67,253,924	18,622	2,334,169,120	2,250,995,243	0	96.44
8	福山市	0	0	0	878,027,076	878,027,076	57,565	8,319,495,800	7,684,517,737	0	92.37
9	府中市	0	0	0	125,213,389	125,213,389	5,173	659,428,600	638,627,589	0	96.85
10	三次市	0	0	0	0	0	5,091	907,159,000	880,434,166	0	97.05
11	庄原市	0	0	0	32,251,054	32,251,054	4,645	638,807,215	616,097,861	0	96.45
12	大竹市	0	0	0	0	0	4,249	526,205,181	501,337,626	0	95.27
14	府中町	0	2	0	76,550,332	76,550,332	5,586	856,105,200	828,956,332	0	96.83
16	海田町	0	0	0	36,168,535	36,168,535	3,632	453,994,800	430,081,485	129,000	94.76
19	熊野町	0	0	0	29,314,926	29,314,926	3,542	433,457,800	415,162,186	0	95.78
21	坂町	0	0	0	17,622,784	17,622,784	1,796	212,059,600	204,812,304	0	96.58
22	江田島市	0	5	24,213,397	40,063,852	64,277,249	4,656	582,348,500	551,067,079	0	94.63
28	廿日市市	0	0	0	269,033,788	269,033,788	17,411	2,418,002,400	2,318,190,825	0	95.87
44	安芸太田町	0	0	0	7,721,000	7,721,000	942	118,864,100	115,212,000	0	96.93
47	北広島町	0	0	0	33,037,259	33,037,259	3,137	365,437,100	349,978,909	0	95.77
51	安芸高田市	0	0	0	22,761,582	22,761,582	3,881	503,090,300	487,747,282	0	96.95
58	東広島市	0	0	0	323,657,999	323,657,999	25,926	3,037,466,600	2,854,079,894	0	93.96
73	大崎上島町	0	0	0	1,108,297	1,108,297	1,153	150,720,200	145,114,958	0	96.28
81	世羅町	0	0	0	55,337,026	55,337,026	2,211	321,079,500	318,463,326	0	99.19
92	神石高原町	3,034,700	0	0	5,878,300	8,913,000	1,294	153,503,400	149,824,100	0	97.60

【出典】令和3年度国民健康保険事業実施状況報告

3 - (5)③ 一般被保険者・退職被保険者別保険料（税）収納率の状況及び滞納処分の状況等
（現年度分）

番号	保険者名	収納率			滞納処分の状況		主な差押物件
		一般 （%）	退職 （%）	計 （%）	延べ 差押数 （世帯）	差押金額 （円）	
	県計	95.05	97.46	95.05	7,278	2,312,821,388	
	市町計	94.30	81.96	94.30	7,278	2,312,821,388	
	組合計	100.00	0.00	100.00	0	0	
1	広島市	93.55	—	93.55	3,303	1,529,386,324	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・不動産・その他
2	呉市	96.40	—	96.40	297	55,810,751	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・不動産・動産・その他
3	竹原市	96.81	—	96.81	7	2,049,450	預貯金・給与・不動産・その他
4	三原市	94.94	—	94.94	251	52,984,576	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・不動産
5	尾道市	96.44	—	96.44	372	73,945,397	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・その他
8	福山市	92.37	0.00	92.37	1,730	359,743,265	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・不動産・積立金・その他
9	府中市	96.81	100.00	96.82	75	8,847,596	預貯金・給与・その他
10	三次市	96.97	—	96.97	137	7,818,084	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・その他
11	庄原市	96.45	—	96.45	30	1,063,476	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金
12	大竹市	95.27	—	95.27	23	6,805,714	預貯金・給与・税等の還付金・不動産
14	府中町	96.83	—	96.83	5	1,057,903	預貯金・給与
16	海田町	94.76	—	94.76	41	6,999,380	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・その他
19	熊野町	95.74	—	95.74	110	7,407,593	預貯金・給与・保険の払い戻し金
21	坂町	96.58	—	96.58	8	548,304	預貯金
22	江田島市	94.63	—	94.63	159	34,452,069	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・不動産
28	廿日市市	95.87	—	95.87	392	78,754,619	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・不動産
44	安芸太田町	96.93	—	96.93	5	872,500	預貯金・給与・その他
47	北広島町	95.77	—	95.77	39	14,268,906	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・動産・その他
51	安芸高田市	96.95	—	96.95	12	7,593,760	預貯金・税等の還付金・保険の払い戻し金・その他
58	東広島市	93.96	—	93.96	211	56,225,247	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・不動産・動産・その他
73	大崎上島町	96.28	—	96.28	8	2,914,097	預貯金・給与・税等の還付金
81	世羅町	99.19	—	99.19	58	3,168,546	預貯金・給与・税等の還付金・保険の払い戻し金・その他
92	神石高原町	97.57	—	97.57	5	103,831	預貯金
301	歯科医師国保組合	99.99	—	99.99	0	0	
302	医師国保組合	100.00	—	100.00	0	0	
304	建設国保組合	100.00	—	100.00	0	0	

【出典】滞納処分の状況：令和3年度国民健康保険事業実施状況報告

（注）滞納処分の状況欄の「差押金額」欄は、差押に係る債権額（滞納保険料（税）額等）を記載している。

3 - (6) 都道府県別収納率推移

都道府県名	H29年度 (%)			H30年度 (%)			R元年度 (%)			R2年度 (%)			R3年度 (%)		
	順位	増減 (ポイント)		順位	増減 (ポイント)		順位	増減 (ポイント)		順位	増減 (ポイント)		順位	増減 (ポイント)	
北海道	94.58	8	0.82	95.16	4	0.59	95.17	5	0.00	95.72	5	0.55	95.96	8	0.24
青森県	91.96	41	0.91	92.13	42	0.17	92.48	40	0.35	93.21	40	0.73	93.90	39	0.69
岩手県	94.22	17	0.44	94.67	15	0.45	94.76	16	0.09	95.34	15	0.58	95.67	16	0.33
宮城県	93.67	23	1.08	94.24	20	0.58	94.25	21	0.01	95.33	16	1.08	95.71	13	0.37
秋田県	93.14	29	0.49	93.53	30	0.39	93.76	27	0.23	94.69	26	0.93	94.89	29	0.20
山形県	94.35	15	0.44	94.68	14	0.33	94.82	13	0.15	95.52	12	0.70	95.87	11	0.35
福島県	91.52	43	1.24	92.35	40	0.83	92.44	41	0.09	93.36	39	0.92	93.88	40	0.53
茨城県	92.05	40	0.76	92.20	41	0.16	92.43	42	0.23	93.12	42	0.69	93.55	43	0.43
栃木県	90.15	46	0.66	90.65	46	0.50	91.00	46	0.34	91.87	45	0.88	92.58	45	0.70
群馬県	92.54	39	0.30	92.98	37	0.44	93.06	37	0.08	93.69	38	0.63	94.43	34	0.74
埼玉県	91.55	42	0.93	92.05	43	0.50	92.03	44	▲ 0.03	92.79	44	0.76	93.75	41	0.96
千葉県	90.64	45	0.67	91.11	45	0.47	91.04	45	▲ 0.07	91.69	46	0.65	92.31	46	0.62
東京都	88.02	47	0.40	88.55	47	0.53	88.92	47	0.37	90.26	47	1.34	91.43	47	1.17
神奈川県	93.19	28	0.43	93.59	28	0.40	93.36	34	▲ 0.23	94.22	33	0.86	94.58	33	0.37
新潟県	94.86	4	0.49	94.98	8	0.12	95.12	7	0.14	95.61	7	0.49	95.93	9	0.31
富山県	94.92	3	0.12	95.39	3	0.47	95.23	3	▲ 0.16	95.33	17	0.10	95.70	15	0.36
石川県	93.80	21	0.37	94.15	22	0.35	94.36	19	0.20	94.73	25	0.38	95.19	22	0.46
福井県	94.03	19	0.64	94.59	16	0.56	94.89	11	0.31	95.58	10	0.68	96.19	4	0.62
山梨県	94.44	12	0.63	95.02	7	0.57	94.94	9	▲ 0.08	95.47	14	0.53	95.77	12	0.30
長野県	94.80	5	0.26	95.12	5	0.31	95.15	6	0.03	95.67	6	0.52	96.04	6	0.37
岐阜県	93.54	26	0.32	93.63	27	0.09	93.71	28	0.08	94.24	31	0.54	94.64	32	0.40
静岡県	92.78	34	0.81	93.44	32	0.66	93.68	30	0.24	94.23	32	0.55	94.84	30	0.61
愛知県	94.56	9	0.39	94.77	13	0.22	94.66	17	▲ 0.11	95.10	18	0.44	95.57	18	0.46
三重県	92.61	38	0.37	92.78	38	0.18	93.05	38	0.27	93.71	37	0.67	94.23	37	0.52
滋賀県	94.71	6	0.26	94.90	9	0.19	94.91	10	0.01	95.60	9	0.68	95.92	10	0.32
京都府	94.50	10	0.51	94.85	10	0.36	94.86	12	0.01	95.86	4	1.00	96.29	3	0.43
大阪府	91.46	44	0.52	92.04	44	0.58	92.08	43	0.04	92.93	43	0.85	93.64	42	0.70
兵庫県	93.64	24	0.20	94.19	21	0.55	94.14	23	▲ 0.05	94.83	22	0.69	95.09	24	0.26
奈良県	94.48	11	0.58	94.49	17	0.01	94.30	20	▲ 0.18	94.80	23	0.50	94.93	28	0.13
和歌山県	94.10	18	0.54	94.44	18	0.34	94.44	18	▲ 0.01	95.02	19	0.58	95.30	20	0.28
鳥取県	93.99	20	0.84	94.25	19	0.26	94.82	15	0.57	95.47	13	0.65	95.57	17	0.10
島根県	96.19	1	0.30	96.31	1	0.12	96.15	1	▲ 0.16	96.64	1	0.49	96.75	1	0.11
岡山県	92.76	35	0.69	93.25	33	0.49	93.49	32	0.25	94.45	30	0.96	95.09	25	0.64
広島県	92.71	36	0.53	93.16	35	0.45	93.41	33	0.25	93.81	36	0.41	94.30	35	0.48
山口県	93.07	30	0.48	93.64	26	0.57	94.06	26	0.42	94.97	20	0.91	95.42	19	0.45
徳島県	92.91	32	0.48	93.51	31	0.60	94.08	25	0.57	94.74	24	0.66	95.05	26	0.31
香川県	93.06	31	0.33	92.68	39	▲ 0.37	92.80	39	0.11	93.20	41	0.40	93.41	44	0.21
愛媛県	94.38	14	0.64	94.84	11	0.45	95.23	4	0.39	96.11	3	0.88	96.12	5	0.02
高知県	94.69	7	0.65	95.02	6	0.33	94.99	8	▲ 0.03	95.61	8	0.62	95.70	14	0.10
福岡県	93.24	27	0.45	93.57	29	0.32	93.24	35	▲ 0.33	93.83	35	0.59	94.11	38	0.28
佐賀県	95.79	2	0.26	96.09	2	0.30	95.91	2	▲ 0.18	96.38	2	0.48	96.66	2	0.27
長崎県	93.70	22	0.37	94.08	25	0.38	94.12	24	0.04	94.83	21	0.71	95.10	23	0.27
熊本県	92.66	37	0.85	93.03	36	0.37	93.14	36	0.11	93.89	34	0.75	94.29	36	0.40
大分県	94.43	13	0.25	94.78	12	0.35	94.82	14	0.04	95.58	11	0.76	95.97	7	0.40
宮崎県	93.58	25	0.41	94.14	23	0.56	94.22	22	0.08	94.59	28	0.37	95.01	27	0.42
鹿児島県	92.84	33	0.44	93.20	34	0.36	93.59	31	0.39	94.51	29	0.92	94.83	31	0.32
沖縄県	94.30	16	0.24	94.13	24	▲ 0.16	93.69	29	▲ 0.45	94.64	27	0.95	95.20	21	0.57
全国	92.45	—	0.53	92.85	—	0.40	92.92	—	0.07	93.69	—	0.77	94.24	—	0.55

(注) 市町村分、全被保険者分

3 - (7) 一人当たり保険料（税）調定額

番号	保険者名	H30年度 (円)		R元年度 (円)		R2年度 (円)		R3年度 (円)					
		順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)				
	県計	101,894	—	0.16	103,149	—	1.23	103,691	—	0.53	101,627	—	▲ 1.99
	市町計	95,476	—	▲ 0.07	96,395	—	0.96	97,040	—	0.67	94,792	—	▲ 2.32
	市計	95,866	—	▲ 0.10	96,638	—	0.81	97,377	—	0.77	94,893	—	▲ 2.55
	町計	89,711	—	0.26	92,778	—	3.42	92,008	—	▲ 0.83	93,287	—	1.39
	組合計	187,795	—	1.14	192,074	—	2.28	193,025	—	0.50	192,804	—	▲ 0.11
1	広島市	102,032	1	2.29	102,033	2	0.00	102,546	1	0.50	99,118	3	▲ 3.34
2	呉市	91,846	7	▲ 4.74	92,348	12	0.55	92,463	10	0.12	90,777	14	▲ 1.82
3	竹原市	82,447	19	▲ 9.89	86,036	20	4.35	86,623	21	0.68	80,602	22	▲ 6.95
4	三原市	91,062	9	▲ 4.27	91,174	14	0.12	91,533	15	0.39	87,506	18	▲ 4.40
5	尾道市	86,781	16	▲ 6.05	86,541	19	▲ 0.28	88,445	20	2.20	81,367	21	▲ 8.00
8	福山市	90,863	11	1.14	92,879	9	2.22	93,643	7	0.82	93,811	6	0.18
9	府中市	89,716	12	▲ 1.65	91,519	13	2.01	92,308	11	0.86	89,317	16	▲ 3.24
10	三次市	84,189	18	0.72	88,932	16	5.63	89,080	18	0.17	90,589	15	1.69
11	庄原市	96,497	5	1.43	95,853	5	▲ 0.67	92,253	12	▲ 3.76	88,160	17	▲ 4.44
12	大竹市	97,290	4	▲ 2.12	102,147	1	4.99	96,914	4	▲ 5.12	92,871	10	▲ 4.17
14	府中町	101,645	2	1.03	101,807	3	0.16	98,848	3	▲ 2.91	99,144	2	0.30
16	海田町	87,599	15	1.67	94,833	6	8.26	91,755	14	▲ 3.25	93,146	8	1.52
19	熊野町	89,492	13	2.17	92,684	11	3.57	92,485	9	▲ 0.21	93,106	9	0.67
21	坂町	81,522	20	▲ 7.27	88,045	18	8.00	90,304	16	2.57	92,805	11	2.77
22	江田島市	88,563	14	1.10	94,117	8	6.27	96,330	5	2.35	98,720	4	2.48
28	廿日市市	100,493	3	▲ 0.12	100,788	4	0.29	102,291	2	1.49	102,789	1	0.49
44	安芸太田町	77,565	22	▲ 0.83	77,640	22	0.10	83,140	22	7.08	84,421	20	1.54
47	北広島町	92,242	6	▲ 1.16	94,643	7	2.60	88,467	19	▲ 6.53	94,161	5	6.44
51	安芸高田市	91,288	8	▲ 8.57	88,861	17	▲ 2.66	89,558	17	0.79	87,494	19	▲ 2.31
58	東広島市	90,986	10	▲ 2.90	92,795	10	1.99	96,196	6	3.67	93,504	7	▲ 2.80
73	大崎上島町	78,873	21	1.13	83,294	21	5.61	92,827	8	11.44	91,568	13	▲ 1.36
81	世羅町	86,538	17	0.12	89,726	15	3.68	92,122	13	2.67	91,974	12	▲ 0.16
92	神石高原町	71,739	23	0.07	74,259	23	3.51	75,989	23	2.33	77,437	23	1.90
301	歯科医師国保組合	207,999	—	4.46	220,820	—	6.16	235,217	—	6.52	232,588	—	▲ 1.12
302	医師国保組合	239,676	—	0.27	239,184	—	▲ 0.21	241,047	—	0.78	240,936	—	▲ 0.05
303	薬剤師国保組合	251,126	—	▲ 0.08	277,331	—	10.44	—	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	156,310	—	0.40	157,812	—	0.96	158,466	—	0.41	159,182	—	0.45

(注)全被保険者分（後期分・介護分含む）

3 - (8) 一世帯当たり保険料（税）調定額

番号	保険者名	H30年度 (円)		R元年度 (円)		R2年度 (円)		R3年度 (円)					
		順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)				
	県計	159,489	—	▲ 1.13	159,265	—	▲ 0.14	158,445	—	▲ 0.51	153,718	—	▲ 2.98
	市町計	147,636	—	▲ 1.40	146,986	—	▲ 0.44	146,422	—	▲ 0.38	141,544	—	▲ 3.33
	市計	148,125	—	▲ 1.46	147,238	—	▲ 0.60	146,802	—	▲ 0.30	141,573	—	▲ 3.56
	町計	140,320	—	▲ 0.56	143,178	—	2.04	140,664	—	▲ 1.76	141,105	—	0.31
	組合計	351,543	—	0.19	355,547	—	1.14	355,645	—	0.03	352,633	—	▲ 0.85
1	広島市	157,667	3	0.84	155,355	4	▲ 1.47	154,436	2	▲ 0.59	147,550	3	▲ 4.46
2	呉市	135,925	14	▲ 5.84	135,003	16	▲ 0.68	133,898	18	▲ 0.82	130,136	18	▲ 2.81
3	竹原市	124,996	20	▲ 10.93	128,561	20	2.85	128,245	21	▲ 0.25	117,789	22	▲ 8.15
4	三原市	140,858	9	▲ 4.88	139,560	14	▲ 0.92	138,932	13	▲ 0.45	131,561	17	▲ 5.31
5	尾道市	135,266	16	▲ 7.38	133,409	18	▲ 1.37	135,091	17	1.26	122,916	21	▲ 9.01
8	福山市	142,875	7	▲ 0.49	143,872	9	0.70	143,364	6	▲ 0.35	142,036	7	▲ 0.93
9	府中市	139,720	11	▲ 2.37	139,986	13	0.19	139,380	10	▲ 0.43	133,921	14	▲ 3.92
10	三次市	127,939	19	0.01	133,914	17	4.67	133,548	19	▲ 0.27	134,753	13	0.90
11	庄原市	147,505	5	0.38	145,672	7	▲ 1.24	138,964	12	▲ 4.61	132,149	15	▲ 4.90
12	大竹市	151,886	4	▲ 3.88	155,672	3	2.49	145,769	4	▲ 6.36	138,293	11	▲ 5.13
14	府中町	159,558	1	0.14	157,622	2	▲ 1.21	151,796	3	▲ 3.70	150,856	2	▲ 0.62
16	海田町	136,983	13	0.67	145,731	6	6.39	139,015	11	▲ 4.61	139,691	9	0.49
19	熊野町	141,726	8	1.58	144,770	8	2.15	142,255	8	▲ 1.74	141,220	8	▲ 0.73
21	坂町	128,280	18	▲ 8.48	135,751	15	5.82	137,011	15	0.93	138,150	12	0.83
22	江田島市	134,704	17	0.23	140,687	10	4.44	141,953	9	0.90	144,468	5	1.77
28	廿日市市	159,476	2	▲ 1.44	158,170	1	▲ 0.82	159,049	1	0.56	158,360	1	▲ 0.43
44	安芸太田町	116,773	21	▲ 1.63	116,500	22	▲ 0.23	123,593	22	6.09	123,946	20	0.29
47	北広島町	144,843	6	▲ 1.73	147,616	5	1.91	137,705	14	▲ 6.71	144,957	4	5.27
51	安芸高田市	135,741	15	▲ 10.20	131,349	19	▲ 3.24	130,570	20	▲ 0.59	126,595	19	▲ 3.04
58	東広島市	140,107	10	▲ 4.35	140,447	11	0.24	144,078	5	2.58	139,155	10	▲ 3.42
73	大崎上島町	116,452	22	▲ 0.18	121,837	21	4.62	135,664	16	11.35	131,633	16	▲ 2.97
81	世羅町	137,539	12	0.00	140,080	12	1.85	143,170	7	2.21	142,702	6	▲ 0.33
92	神石高原町	111,187	23	▲ 1.38	114,135	23	2.65	115,494	23	1.19	116,419	23	0.80
301	歯科医師国保組合	332,661	—	3.99	349,643	—	5.10	366,728	—	4.89	359,927	—	▲ 1.85
302	医師国保組合	384,825	—	▲ 0.91	380,549	—	▲ 1.11	381,096	—	0.14	378,436	—	▲ 0.70
303	薬剤師国保組合	401,526	—	0.23	445,722	—	11.01	—	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	338,542	—	▲ 0.71	338,014	—	▲ 0.16	336,465	—	▲ 0.46	335,274	—	▲ 0.35

(注)全被保険者分（後期分・介護分含む）

3 - (9) 都道府県別一人当たり保険料（税）調定額推移

都道府県名	H29年度 (円)			H30年度 (円)			R元年度 (円)			R2年度 (円)			R3年度 (円)		
	順位	増減 (%)		順位	増減 (%)		順位	増減 (%)		順位	増減 (%)		順位	増減 (%)	
北海道	19	0.00		23	▲ 0.84		20	1.71		27	▲ 1.91		27	0.02	
青森県	16	1.95		21	▲ 2.18		22	1.38		26	▲ 1.62		17	2.38	
岩手県	44	1.20		43	▲ 2.62		44	0.81		43	1.17		43	0.91	
宮城県	22	▲ 1.59		36	▲ 6.51		39	▲ 0.25		42	▲ 3.46		42	1.17	
秋田県	40	3.29		41	▲ 0.21		41	▲ 0.91		40	1.37		38	0.01	
山形県	2	2.84		8	▲ 6.83		10	1.09		10	▲ 1.34		12	▲ 1.28	
福島県	45	▲ 1.00		46	▲ 4.92		46	▲ 1.26		46	▲ 0.38		46	▲ 0.35	
茨城県	26	▲ 0.04		17	2.66		21	0.29		19	0.07		19	▲ 0.07	
栃木県	7	1.54		11	▲ 4.26		12	▲ 0.35		13	▲ 0.20		14	▲ 0.60	
群馬県	20	0.21		20	▲ 0.51		16	2.10		18	▲ 0.30		16	0.32	
埼玉県	33	▲ 0.02		25	1.80		24	1.59		22	0.69		21	0.32	
千葉県	15	▲ 0.04		14	▲ 0.58		15	0.53		16	0.10		13	1.00	
東京都	1	3.75		1	3.46		1	1.83		1	▲ 0.84		1	2.74	
神奈川県	9	0.13		3	3.08		3	1.35		3	▲ 0.11		3	1.34	
新潟県	30	1.19		37	▲ 4.52		37	0.63		38	▲ 0.68		37	▲ 0.36	
富山県	23	0.34		19	0.81		23	1.00		17	0.81		30	▲ 2.77	
石川県	4	0.77		7	▲ 4.04		7	1.92		7	▲ 0.10		9	▲ 1.11	
福井県	10	1.14		6	1.59		9	1.60		5	1.21		4	1.23	
山梨県	6	0.77		5	▲ 0.96		4	2.74		6	▲ 1.75		6	▲ 0.20	
長野県	24	4.07		24	0.55		18	2.37		20	▲ 1.04		18	0.78	
岐阜県	5	0.70		9	▲ 2.92		6	2.73		8	▲ 0.87		7	▲ 0.61	
静岡県	8	2.24		4	0.25		5	1.09		4	0.70		5	▲ 0.01	
愛知県	11	1.60		10	0.71		8	2.72		9	▲ 0.54		8	▲ 0.63	
三重県	14	0.45		13	▲ 0.26		11	1.34		11	0.46		11	0.15	
滋賀県	17	0.72		18	▲ 1.04		14	2.27		23	▲ 2.66		26	▲ 0.33	
京都府	41	▲ 0.16		42	▲ 3.17		42	1.80		44	▲ 2.43		44	0.11	
大阪府	32	1.50		29	▲ 0.06		25	2.78		30	▲ 0.98		24	1.41	
兵庫県	31	▲ 0.73		34	▲ 2.15		30	2.79		29	0.97		22	1.63	
奈良県	35	1.26		26	2.04		26	1.80		25	0.29		25	0.28	
和歌山県	28	2.35		33	▲ 2.52		32	2.05		32	0.54		31	1.33	
鳥取県	37	1.52		31	0.55		35	0.08		35	0.01		39	▲ 3.91	
島根県	12	0.35		12	▲ 1.21		13	0.49		14	▲ 0.37		15	▲ 0.45	
岡山県	38	0.69		35	0.38		33	1.57		34	0.59		32	0.61	
広島県	18	1.48		16	▲ 0.07		17	0.96		15	0.67		23	▲ 2.32	
山口県	13	▲ 1.18		22	▲ 3.55		27	▲ 0.54		33	▲ 1.66		35	▲ 1.59	
徳島県	29	0.70		30	▲ 1.00		31	1.13		31	0.08		33	▲ 0.85	
香川県	27	0.96		27	▲ 1.02		29	1.29		12	5.12		10	1.25	
愛媛県	43	0.78		44	▲ 3.04		43	2.53		41	0.33		41	1.26	
高知県	34	3.26		39	▲ 3.77		36	2.79		37	0.02		34	1.54	
福岡県	42	0.58		40	0.71		40	1.10		36	2.34		36	0.72	
佐賀県	3	0.46		2	3.99		2	0.90		2	1.39		2	▲ 0.67	
長崎県	25	1.78		28	▲ 1.21		28	1.65		28	0.11		29	0.30	
熊本県	36	4.67		15	6.27		19	0.60		21	▲ 1.39		20	0.70	
大分県	39	0.63		38	0.57		38	0.57		39	▲ 0.25		40	▲ 0.94	
宮崎県	21	1.46		32	▲ 4.62		34	1.02		24	3.49		28	▲ 0.64	
鹿児島県	46	2.36		45	2.40		45	0.44		45	0.62		45	▲ 0.77	
沖縄県	47	3.71		47	4.01		47	2.62		47	1.79		47	▲ 1.95	
全国	-	1.17		-	0.16		-	1.51		-	▲ 0.21		-	0.57	

(注) 市町村分、全被保険者分（後期分・介護分含む）

3 - (10) 収納率向上対策の実施状況

番号	保険者名	令和2年度											令和3年度												
		納付方法(納期内納入分)						滞納処分			資格証明書等		納付方法(納期内納入分)						滞納処分			資格証明書等			
		納付組織(世帯)	口座振替(世帯)	自動引落(口座振替を除く)(世帯)	特別徴収(世帯)	自主納付(世帯)	口座振替率(%)	順位	差押件数(件)	差押金額(円)	滞納世帯数(世帯)	資格証明書(世帯)	短期被保険者証(世帯)	納付組織(世帯)	口座振替(世帯)	自動引落(口座振替を除く)(世帯)	特別徴収(世帯)	自主納付(世帯)	口座振替率(%)	順位	差押件数(件)	差押金額(円)	滞納世帯数(世帯)	資格証明書(世帯)	短期被保険者証(世帯)
1	広島市	0	74,945	0	9,449	56,977	53.01	3	2,617	1,127,114,305	22,731	0	4	0	77,550	0	8,775	52,244	55.96	2	3,303	1,529,386,324	21,733	0	4
2	呉市	0	14,971	0	4,177	12,365	47.51	6	172	26,880,604	1,417	245	418	0	14,509	0	4,058	12,826	46.22	5	297	55,810,751	1,941	191	435
3	竹原市	0	1,388	0	1,260	1,162	36.43	15	19	5,921,300	238	0	55	0	1,416	0	1,212	1,032	38.69	14	7	2,049,450	155	1	51
4	三原市	0	3,623	0	3,841	5,181	28.65	23	311	55,320,540	1,463	163	103	0	3,535	0	3,825	4,968	28.67	23	251	52,984,576	1,435	201	65
5	尾道市	0	7,410	0	5,100	6,472	39.04	11	361	63,345,991	895	52	502	0	7,483	0	4,922	6,217	40.18	11	372	73,945,397	850	43	471
8	福山市	0	26,672	0	7,440	24,596	45.43	8	1,003	189,579,030	6,603	440	3,502	0	26,764	0	7,069	23,732	46.49	4	1,730	359,743,265	5,839	436	3,211
9	府中市	0	1,941	0	1,539	2,806	30.88	19	53	14,015,038	204	44	85	0	1,766	0	1,102	2,305	34.14	17	75	8,847,596	723	43	59
10	三次市	0	2,449	335	1,195	1,344	46.01	7	171	7,983,217	659	0	36	0	2,288	0	1,255	1,548	44.94	8	137	7,818,084	642	0	24
11	庄原市	0	1,790	0	1,360	1,702	36.89	14	36	1,668,587	469	37	45	0	1,711	0	1,286	1,648	36.84	15	30	1,063,476	572	46	37
12	大竹市	0	1,273	0	907	2,179	29.20	22	28	7,110,433	255	107	91	0	1,363	0	898	1,988	32.08	19	23	6,805,714	169	63	99
14	府中町	0	1,716	0	1,167	2,741	30.51	20	26	1,057,903	663	34	143	0	1,716	0	1,134	2,736	30.72	22	5	1,057,903	445	32	109
16	海田町	0	1,424	0	842	1,451	38.31	13	103	17,747,272	167	0	167	0	1,429	0	918	1,285	39.34	12	41	6,999,380	144	0	144
19	熊野町	0	1,214	0	972	1,509	32.86	17	18	14,509,792	748	71	112	0	1,190	0	748	1,604	33.60	18	110	7,407,593	329	67	90
21	坂町	0	621	0	442	822	32.94	16	2	123,900	209	0	0	0	614	0	430	752	34.19	16	8	548,304	170	0	0
22	江田島市	0	1,534	0	1,105	2,216	31.60	18	201	44,213,957	254	9	167	0	1,488	0	1,074	2,094	31.96	20	159	34,452,069	343	2	95
28	廿日市市	0	6,821	0	3,109	7,676	38.74	12	312	61,400,611	1,557	2	183	0	6,811	0	2,929	7,671	39.12	13	392	78,754,619	1,394	2	160
44	安芸太田町	0	703	0	142	115	73.23	1	2	1,313,300	57	13	7	0	705	0	127	110	74.84	1	5	872,500	53	6	17
47	北広島町	0	983	0	891	1,425	29.80	21	40	7,182,110	215	19	127	0	986	0	910	1,241	31.43	21	39	14,268,906	352	22	95
51	安芸高田市	0	2,274	0	608	1,191	55.83	2	17	2,643,644	126	4	75	0	2,171	0	572	1,138	55.94	3	12	7,593,760	114	3	73
58	東広島市	0	10,773	0	2,190	13,795	40.26	10	177	63,337,389	3,618	19	1,301	0	10,738	0	2,071	13,117	41.42	10	211	56,225,247	3,434	19	1,188
73	大崎上島町	0	555	0	368	230	48.14	4	15	745,755	86	0	41	0	530	0	345	278	45.97	7	8	2,914,097	79	0	34
81	世羅町	0	990	0	643	619	43.96	9	40	2,650,047	53	0	0	0	947	0	650	614	42.83	9	58	3,168,546	25	0	0
92	神石高原町	0	627	0	379	307	47.75	5	0	0	49	2	10	0	598	0	394	302	46.21	6	5	103,831	43	5	13
	計	0	166,697	335	49,126	148,881	45.67	-	5,724	1,715,864,725	42,736	1,261	7,174	0	168,308	0	46,704	141,450	47.22	-	7,278	2,312,821,388	40,984	1,182	6,474
	実施市町数	-	-	-	-	-	-	-	22	-	-	16	21	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	17	21

【出典】令和3年度国民健康保険実施状況報告(厚生労働省)、令和5年度予算関係資料(厚生労働省)

(注)「資格証明書等」は、翌年度6月1日現在の状況。

4 医療費の状況
4 - (1) 一人当たり診療費

番号	保険者名	30年度			R元年度			R2年度			R3年度		
		(円)	順位	伸び率 (%)	(円)	順位	伸び率 (%)	(円)	順位	伸び率 (%)	(円)	順位	伸び率 (%)
	県計	311,630	—	1.13	317,732	—	1.96	312,045	—	▲ 1.79	324,379	—	3.95
	市町計	323,424	—	1.14	330,218	—	2.10	324,187	—	▲ 1.83	336,791	—	3.89
	市計	323,492	—	1.33	330,483	—	2.16	324,163	—	▲ 1.91	336,549	—	3.82
	町計	322,426	—	▲ 1.58	326,270	—	1.19	324,538	—	▲ 0.53	340,397	—	4.89
	組合計	153,769	—	2.20	153,325	—	▲ 0.29	148,965	—	▲ 2.84	158,802	—	6.60
1	広島市	328,186	13	1.21	333,811	13	1.71	325,484	13	▲ 2.49	338,704	13	4.06
2	呉市	354,991	7	▲ 1.48	372,499	5	4.93	365,335	4	▲ 1.92	386,190	3	5.71
3	竹原市	363,541	4	7.12	379,562	4	4.41	379,262	3	▲ 0.08	376,214	6	▲ 0.80
4	三原市	318,915	15	1.89	323,026	16	1.29	312,266	19	▲ 3.33	322,225	17	3.19
5	尾道市	330,513	12	3.85	336,698	10	1.87	335,587	11	▲ 0.33	341,119	11	1.65
8	福山市	293,454	22	▲ 0.00	303,938	19	3.57	297,258	21	▲ 2.20	311,405	22	4.76
9	府中市	309,694	17	2.12	320,660	18	3.54	314,390	17	▲ 1.96	317,506	20	0.99
10	三次市	357,446	5	8.62	354,548	9	▲ 0.81	349,164	9	▲ 1.52	340,460	12	▲ 2.49
11	庄原市	354,859	8	1.12	355,648	8	0.22	361,803	6	1.73	384,096	4	6.16
12	大竹市	357,332	6	2.95	371,176	6	3.87	363,575	5	▲ 2.05	356,158	8	▲ 2.04
14	府中町	331,236	11	3.39	324,387	15	▲ 2.07	325,208	15	0.25	332,765	14	2.32
16	海田町	298,398	20	▲ 0.31	294,734	23	▲ 1.23	299,214	20	1.52	321,195	19	7.35
19	熊野町	325,622	14	▲ 8.35	334,169	12	2.62	337,181	10	0.90	356,080	9	5.60
21	坂町	369,579	2	0.66	379,894	3	2.79	354,177	7	▲ 6.77	362,372	7	2.31
22	江田島市	393,144	1	3.21	382,693	2	▲ 2.66	391,480	1	2.30	377,437	5	▲ 3.59
28	廿日市市	317,811	16	3.16	322,759	17	1.56	316,682	16	▲ 1.88	332,046	15	4.85
44	安芸太田町	368,153	3	▲ 1.77	400,606	1	8.82	384,959	2	▲ 3.91	398,563	2	3.53
47	北広島町	308,844	18	▲ 1.85	303,916	20	▲ 1.60	312,995	18	2.99	332,029	16	6.08
51	安芸高田市	342,827	9	6.73	335,018	11	▲ 2.28	333,479	12	▲ 0.46	346,845	10	4.01
58	東広島市	292,696	23	0.72	297,392	22	1.60	296,482	22	▲ 0.31	311,378	23	5.02
73	大崎上島町	339,682	10	▲ 7.39	366,416	7	7.87	353,517	8	▲ 3.52	415,479	1	17.53
81	世羅町	299,538	19	▲ 3.21	299,484	21	▲ 0.02	295,412	23	▲ 1.36	312,107	21	5.65
92	神石高原町	297,655	21	0.25	333,143	14	11.92	325,285	14	▲ 2.36	321,223	18	▲ 1.25
301	歯科医師国保組合	133,781	—	4.03	134,889	—	0.83	128,864	—	▲ 4.47	130,128	—	0.98
302	医師国保組合	151,994	—	▲ 2.11	153,574	—	1.04	154,558	—	0.64	168,084	—	8.75
303	薬剤師国保組合	151,616	—	▲ 3.98	148,972	—	▲ 1.74	—	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	161,587	—	3.86	160,128	—	▲ 0.90	153,992	—	▲ 3.83	165,579	—	7.52

(注1)全被保険者分

(注2)順位は市町国保を対象とする。

4 - (2) 一件当たり日数

番号	保険者名	30年度 (円)		R元年度 (円)		R2年度 (円)		R3年度 (円)					
		順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)				
	県計	2.01	—	▲ 1.53	1.98	—	▲ 1.34	1.97	—	▲ 0.37	1.94	—	▲ 1.70
	市町計	2.03	—	▲ 1.50	2.00	—	▲ 1.31	1.99	—	▲ 0.40	1.96	—	▲ 1.70
	市計	2.03	—	▲ 1.42	2.00	—	▲ 1.30	1.99	—	▲ 0.43	1.96	—	▲ 1.73
	町計	1.99	—	▲ 2.63	1.96	—	▲ 1.52	1.96	—	▲ 0.00	1.94	—	▲ 1.32
	組合計	1.61	—	▲ 1.71	1.58	—	▲ 1.60	1.58	—	▲ 0.50	1.56	—	▲ 1.33
1	広島市	1.99	19	▲ 1.90	1.97	19	▲ 1.31	1.95	18	▲ 0.60	1.92	19	▲ 1.80
2	呉市	2.14	5	▲ 1.78	2.12	6	▲ 1.14	2.12	3	▲ 0.06	2.11	3	▲ 0.40
3	竹原市	2.21	2	0.25	2.20	1	▲ 0.66	2.25	1	2.53	2.18	1	▲ 3.18
4	三原市	2.08	10	0.01	2.07	8	▲ 0.19	2.06	9	▲ 0.76	2.03	8	▲ 1.49
5	尾道市	2.06	12	▲ 0.88	2.02	12	▲ 1.88	2.02	13	▲ 0.13	1.97	13	▲ 2.44
8	福山市	2.01	18	▲ 1.80	1.98	16	▲ 1.06	1.98	17	▲ 0.38	1.95	17	▲ 1.54
9	府中市	2.09	8	▲ 1.84	2.06	9	▲ 1.13	2.07	7	0.12	2.00	10	▲ 3.34
10	三次市	2.18	3	▲ 0.23	2.13	5	▲ 2.63	2.10	5	▲ 1.37	2.03	7	▲ 3.30
11	庄原市	2.05	15	0.15	2.03	11	▲ 1.06	2.02	11	▲ 0.20	1.98	12	▲ 2.30
12	大竹市	2.16	4	▲ 0.03	2.15	4	▲ 0.68	2.11	4	▲ 1.83	2.07	5	▲ 1.89
14	府中町	2.01	17	▲ 2.17	1.97	18	▲ 1.89	1.98	16	0.65	1.95	18	▲ 1.90
16	海田町	1.92	20	▲ 2.11	1.91	20	▲ 0.83	1.89	21	▲ 1.05	1.87	21	▲ 1.14
19	熊野町	1.91	21	▲ 3.73	1.88	21	▲ 1.42	1.88	22	0.07	1.87	20	▲ 0.34
21	坂町	2.06	11	▲ 1.92	2.02	13	▲ 2.08	1.98	15	▲ 1.65	1.96	16	▲ 1.41
22	江田島市	2.21	1	0.86	2.17	3	▲ 1.92	2.19	2	0.93	2.11	2	▲ 3.70
28	廿日市市	1.90	22	▲ 0.96	1.87	22	▲ 1.65	1.86	23	▲ 0.45	1.84	23	▲ 1.28
44	安芸太田町	2.13	6	▲ 5.12	2.17	2	2.01	2.09	6	▲ 3.73	2.05	6	▲ 1.97
47	北広島町	2.05	14	▲ 1.25	1.98	17	▲ 3.53	1.95	19	▲ 1.25	1.96	14	0.45
51	安芸高田市	2.08	9	1.07	2.02	14	▲ 3.24	1.99	14	▲ 1.51	1.96	15	▲ 1.37
58	東広島市	2.05	13	▲ 0.44	2.03	10	▲ 1.28	2.02	12	▲ 0.44	1.99	11	▲ 1.42
73	大崎上島町	2.11	7	▲ 4.20	2.07	7	▲ 1.79	2.05	10	▲ 1.01	2.07	4	1.09
81	世羅町	2.04	16	▲ 1.99	2.01	15	▲ 1.40	2.06	8	2.23	2.00	9	▲ 2.69
92	神石高原町	1.85	23	▲ 4.61	1.85	23	0.19	1.94	20	4.94	1.85	22	▲ 4.71
301	歯科医師国保組合	1.51	—	▲ 0.79	1.49	—	▲ 1.53	1.47	—	▲ 1.45	1.45	—	▲ 1.61
302	医師国保組合	1.54	—	▲ 2.88	1.52	—	▲ 1.67	1.52	—	0.18	1.51	—	▲ 0.62
303	薬剤師国保組合	1.57	—	▲ 1.31	1.57	—	0.04	—	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	1.67	—	▲ 1.55	1.65	—	▲ 1.56	1.64	—	▲ 0.52	1.61	—	▲ 1.46

(注1)全被保険者分

(注2)順位は市町国保を対象とする。

4 - (3) 一日当たり診療費

番号	保険者名	30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
		(円)	順位	(円)	順位	(円)	順位	(円)	順位
	県計	13,550	—	13,859	—	14,735	—	14,911	—
	市町計	13,607	—	13,930	—	14,805	—	14,976	—
	市計	13,605	—	13,945	—	14,813	—	14,969	—
	町計	13,635	—	13,705	—	14,686	—	15,071	—
	組合計	12,120	—	12,118	▲ 0.01	12,962	—	13,288	—
1	広島市	13,637	11	13,957	13	14,867	10	15,067	12
2	呉市	13,106	21	13,668	17	14,416	19	14,757	17
3	竹原市	14,331	7	14,991	4	15,766	5	15,447	7 ▲ 2.02
4	三原市	14,041	8	14,021	11 ▲ 0.15	14,606	17	14,775	16
5	尾道市	13,654	10	14,024	10	14,859	11	14,984	15
8	福山市	13,800	9	14,240	9	15,042	9	15,133	11
9	府中市	13,567	13	13,993	12	14,569	18	14,751	18
10	三次市	13,323	18	13,435	20	14,217	20	13,798	23 ▲ 2.95
11	庄原市	15,272	2	15,248	3 ▲ 0.16	16,455	3	17,141	1
12	大竹市	13,568	12	13,940	14	14,839	13	13,930	21 ▲ 6.13
14	府中町	12,971	22	12,744	22 ▲ 1.76	13,744	23	13,821	22
16	海田町	13,142	20	12,702	23 ▲ 3.34	14,105	21	14,746	19
19	熊野町	13,379	17 ▲ 2.42	13,675	16	14,708	16	15,189	10
21	坂町	14,960	3	14,578	6 ▲ 2.55	15,197	7	15,418	8
22	江田島市	14,690	6	14,472	7 ▲ 1.48	15,816	4	15,417	9 ▲ 2.52
28	廿日市市	13,425	16	13,805	15	14,755	15	15,051	13
44	安芸太田町	14,872	4	15,795	2	16,955	1	17,063	2
47	北広島町	13,488	14 ▲ 0.48	13,583	18	15,084	8	15,484	6
51	安芸高田市	13,450	15	13,536	19	14,850	12	15,041	14
58	東広島市	12,853	23	13,138	21	14,047	22	14,226	20
73	大崎上島町	13,239	19 ▲ 2.03	14,301	8	14,777	14	16,839	3
81	世羅町	14,804	5 ▲ 3.19	14,743	5 ▲ 0.41	15,296	6	15,801	5
92	神石高原町	15,286	1	16,696	1	16,581	2 ▲ 0.69	16,104	4 ▲ 2.88
301	歯科医師国保組合	11,752	—	11,780	—	12,439	—	11,915	— ▲ 4.21
302	医師国保組合	12,323	—	12,326	—	13,311	—	13,839	—
303	薬剤師国保組合	9,730	—	9,364	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	12,332	—	12,336	—	12,991	—	13,518	—

(注1)全被保険者分

(注2)順位は市町国保を対象とする。

4 - (4) 受診率

番号	保険者名	30年度		R元年度		R2年度		R3年度	
		(件)	順位	(件)	順位	(件)	順位	(件)	順位
	県計	1,146	—	1,158	—	1,074	—	1,122	—
	市町計	1,173	—	1,186	—	1,100	—	1,149	—
	市計	1,172	—	1,184	—	1,098	—	1,148	—
	町計	1,187	—	1,213	—	1,126	—	1,167	—
	組合計	788	—	798	—	729	—	768	—
1	広島市	1,208	10	1,217	11	1,120	12	1,172	10
2	呉市	1,264	3	1,286	4	1,197	2	1,241	2
3	竹原市	1,147	15	1,153	15	1,068	16	1,117	16
4	三原市	1,094	19	1,112	19	1,040	20	1,077	21
5	尾道市	1,176	13	1,188	13	1,119	13	1,156	13
8	福山市	1,061	21	1,076	22	1,000	22	1,058	22
9	府中市	1,094	20	1,111	20	1,045	19	1,078	19
10	三次市	1,228	5	1,241	7	1,171	5	1,217	5
11	庄原市	1,134	16	1,151	16	1,087	14	1,134	15
12	大竹市	1,219	7	1,241	6	1,163	7	1,237	4
14	府中町	1,272	2	1,292	2	1,193	3	1,238	3
16	海田町	1,181	12	1,216	12	1,124	11	1,167	11
19	熊野町	1,276	1	1,300	1	1,219	1	1,251	1
21	坂町	1,199	11	1,291	3	1,174	4	1,201	6
22	江田島市	1,209	9	1,218	10	1,129	10	1,160	12
28	廿日市市	1,245	4	1,251	5	1,153	8	1,201	7
44	安芸太田町	1,162	14	1,167	14	1,086	15	1,139	14
47	北広島町	1,118	17	1,132	17	1,064	17	1,094	18
51	安芸高田市	1,223	6	1,227	9	1,131	9	1,177	9
58	東広島市	1,108	18	1,116	18	1,045	18	1,099	17
73	大崎上島町	1,215	8	1,236	8	1,166	6	1,189	8
81	世羅町	992	23	1,010	23	939	23	987	23
92	神石高原町	1,053	22	1,077	21	1,009	21	1,077	20
301	歯科医師国保組合	752	—	768	—	705	—	755	—
302	医師国保組合	799	—	821	—	764	—	804	—
303	薬剤師国保組合	994	—	1,014	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	783	—	788	—	723	—	759	—

(注1)全被保険者分

(注2)順位は市町国保を対象とする。

4 - (5) 一人当たり医療費

番号	保険者名	30年度 (円)		R元年度 (円)		R2年度 (円)		R3年度 (円)	
		順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)	順位	伸び率 (%)
	県計	394,036	—	402,631	—	395,709	—	410,946	—
	市町計	408,677	—	418,080	—	410,829	—	426,495	—
	市計	408,783	—	418,367	—	410,833	—	426,268	—
	町計	407,108	—	413,790	—	410,772	—	429,869	—
	組合計	198,072	—	199,222	—	192,639	—	203,524	—
1	広島市	415,723	13	424,321	13	412,922	14	428,788	13
2	呉市	450,390	5	470,613	5	463,415	4	485,656	3
3	竹原市	465,931	3	486,931	2	482,460	3	477,731	4
4	三原市	412,650	15	416,861	16	407,694	17	418,700	16
5	尾道市	423,896	11	433,453	10	433,802	9	441,834	10
8	福山市	365,094	23	378,601	21	371,739	22	391,310	23
9	府中市	403,337	16	418,215	15	409,329	16	410,630	17
10	三次市	453,254	4	452,353	8	445,810	7	439,708	12
11	庄原市	432,528	10	436,916	9	442,150	8	469,585	6
12	大竹市	448,225	7	465,478	6	454,786	6	444,420	9
14	府中町	420,923	12	414,481	17	413,020	13	421,776	14
16	海田町	379,005	19	376,353	23	377,084	21	404,542	20
19	熊野町	413,213	14	422,853	14	423,021	12	447,568	8
21	坂町	442,526	8	454,024	7	432,329	10	440,195	11
22	江田島市	486,108	1	475,118	4	487,113	2	474,844	5
28	廿日市市	390,726	17	397,513	18	391,160	19	408,330	18
44	安芸太田町	449,491	6	483,182	3	460,596	5	487,974	2
47	北広島町	383,390	18	387,108	19	398,016	18	421,770	15
51	安芸高田市	432,637	9	424,491	12	427,492	11	447,943	7
58	東広島市	375,219	21	380,491	20	380,699	20	401,788	21
73	大崎上島町	470,697	2	500,212	1	501,467	1	556,477	1
81	世羅町	373,291	22	376,923	22	371,317	23	394,282	22
92	神石高原町	378,370	20	427,302	11	411,185	15	406,039	19
301	歯科医師国保組合	172,792	—	174,910	—	169,215	—	169,673	—
302	医師国保組合	199,867	—	203,449	—	203,931	—	222,018	—
303	薬剤師国保組合	243,624	—	258,631	—	—	—	—	—
304	建設国保組合	203,375	—	202,926	—	196,567	—	208,530	—

(注1)全被保険者分

(注2)順位は市町国保を対象とする。

4 - (6) 令和3年度診療諸率（市町村分）全国上位5都道府県

① 一人当たり診療費

【参考】入院・入院外は歯科分除く

順位	全被保険者分		順位	入院		順位	入院外	
	都道府県名	診療費（円）		都道府県名	診療費（円）		都道府県名	診療費（円）
1	鹿児島県	390,112	1	鹿児島県	210,940	1	岡山県	164,503
2	山口県	386,339	2	島根県	204,619	2	香川県	163,100
3	島根県	385,265	3	大分県	203,237	3	奈良県	155,643
4	佐賀県	384,460	4	山口県	203,078	4	佐賀県	155,084
5	大分県	377,118	5	佐賀県	201,601	5	鹿児島県	154,619
15	広島県	336,791	21	広島県	159,649	16	広島県	147,085

② 一件当たり日数

【参考】入院・入院外は歯科分除く

順位	全被保険者分		順位	入院		順位	入院外	
	都道府県名	日数（日）		都道府県名	日数（日）		都道府県名	日数（日）
1	鹿児島県	2.19	1	徳島県	18.71	1	佐賀県	1.64
2	佐賀県	2.16	2	山口県	18.66	2	香川県	1.62
3	大分県	2.11	3	鹿児島県	18.50	3	大阪府	1.57
4	宮崎県	2.10	4	長崎県	18.16	4	宮崎県	1.57
5	高知県	2.08	5	佐賀県	18.11	5	広島県	1.57
14	広島県	1.96	18	広島県	16.76	-	-	-

③ 一日当たり診療費

【参考】入院・入院外は歯科分除く

順位	全被保険者分		順位	入院		順位	入院外	
	都道府県名	診療費（円）		都道府県名	診療費（円）		都道府県名	診療費（円）
1	北海道	17,667	1	京都府	44,614	1	岡山県	12,288
2	沖縄県	17,581	2	愛知県	43,890	2	奈良県	12,219
3	岡山県	17,051	3	東京都	43,834	3	沖縄県	12,091
4	石川県	16,750	4	大阪府	43,514	4	北海道	11,963
5	福井県	16,726	5	神奈川県	43,351	5	福井県	11,817
41	広島県	14,976	28	広島県	35,251	40	広島県	10,301

④ 被保険者100人当たり受診件数

【参考】入院・入院外は歯科分除く

順位	全被保険者分		順位	入院		順位	入院外	
	都道府県名	受診率		都道府県名	受診率		都道府県名	受診率
1	山口県	1,243.616	1	鹿児島県	37.994	1	山口県	998.222
2	山形県	1,225.076	2	大分県	37.466	2	山形県	988.914
3	島根県	1,220.779	3	佐賀県	35.560	3	島根県	985.846
4	佐賀県	1,204.820	4	長崎県	35.314	4	佐賀県	959.667
5	三重県	1,202.403	5	山口県	34.901	5	三重県	958.664
10	広島県	1,148.810	21	広島県	27.029	14	広島県	907.185

⑤ 一人当たり医療費（療養諸費）

順位	全被保険者分	
	都道府県名	療養諸費（円）
1	島根県	488,549
2	山口県	487,054
3	佐賀県	483,561
4	鹿児島県	477,783
5	大分県	473,793
15	広島県	426,495

4 - (7) 都道府県別一人当たり医療費（市町村分）推移

都道府県名	H29年度 (円)			30年度 (円)			R元年度 (円)			R2年度 (円)			R3年度 (円)		
	順位	伸び率 (%)		順位	伸び率 (%)		順位	伸び率 (%)		順位	伸び率 (%)		順位	伸び率 (%)	
北海道	397,562	14	3.06	401,975	16	1.11	413,568	17	2.88	402,309	17	▲ 2.72	421,056	18	4.66
青森県	349,697	37	3.34	357,063	37	2.11	368,648	37	3.24	364,190	37	▲ 1.21	377,763	39	3.73
岩手県	375,436	26	3.34	380,999	26	1.48	390,599	25	2.52	391,365	20	0.20	409,672	24	4.68
宮城県	369,425	28	3.42	378,507	27	2.46	386,903	30	2.22	382,093	26	▲ 1.24	406,114	27	6.29
秋田県	395,514	15	2.55	403,486	15	2.02	417,153	15	3.39	415,489	13	▲ 0.40	433,157	13	4.25
山形県	378,970	22	3.18	385,433	23	1.71	396,394	23	2.84	391,088	21	▲ 1.34	417,545	19	6.77
福島県	356,488	34	3.77	364,166	34	2.15	376,199	34	3.30	366,720	34	▲ 2.52	382,019	36	4.17
茨城県	317,048	47	2.17	321,370	47	1.36	332,802	46	3.56	325,261	46	▲ 2.27	344,117	47	5.80
栃木県	332,242	43	3.05	341,653	41	2.83	355,630	40	4.09	350,541	40	▲ 1.43	373,066	40	6.43
群馬県	336,933	40	2.13	342,814	40	1.75	353,710	41	3.18	346,512	41	▲ 2.04	371,915	41	7.33
埼玉県	333,646	42	2.78	337,864	43	1.26	345,590	43	2.29	336,241	44	▲ 2.71	359,100	44	6.80
千葉県	333,840	41	2.83	338,528	42	1.40	347,435	42	2.63	338,801	42	▲ 2.48	364,332	42	7.54
東京都	319,189	45	2.17	322,422	46	1.01	331,200	47	2.72	322,973	47	▲ 2.48	353,908	45	9.58
神奈川県	346,612	39	3.01	353,301	39	1.93	362,703	39	2.66	350,734	39	▲ 3.30	377,905	38	7.75
新潟県	368,638	29	2.57	374,748	30	1.66	386,978	29	3.26	381,834	27	▲ 1.33	398,543	32	4.38
富山県	384,548	19	1.95	388,389	21	1.00	400,694	20	3.17	390,209	22	▲ 2.62	415,321	22	6.44
石川県	410,848	11	2.44	418,404	9	1.84	426,817	12	2.01	416,886	12	▲ 2.33	440,828	12	5.74
福井県	395,455	16	1.62	405,741	14	2.60	418,147	13	3.06	401,180	18	▲ 4.06	428,280	14	6.76
山梨県	348,386	38	2.46	356,970	38	2.46	367,207	38	2.87	357,230	38	▲ 2.72	381,323	37	6.74
長野県	352,114	35	2.17	360,137	35	2.28	371,057	35	3.03	364,973	35	▲ 1.64	388,023	34	6.32
岐阜県	368,519	30	3.04	375,062	29	1.78	386,303	31	3.00	377,572	31	▲ 2.26	407,588	25	7.95
静岡県	351,892	36	3.01	358,877	36	1.98	370,509	36	3.24	364,857	36	▲ 1.53	386,992	35	6.07
愛知県	328,421	44	2.07	333,816	44	1.64	345,191	44	3.41	337,459	43	▲ 2.24	362,950	43	7.55
三重県	378,517	23	3.95	389,331	20	2.86	399,541	21	2.62	390,053	24	▲ 2.37	413,677	23	6.06
滋賀県	366,480	31	2.29	369,677	31	0.87	387,721	28	4.88	377,198	32	▲ 2.71	399,511	31	5.92
京都府	374,854	27	2.66	378,252	28	0.91	390,051	27	3.12	378,582	30	▲ 2.94	404,693	29	6.90
大阪府	376,865	24	2.61	382,152	25	1.40	393,115	24	2.87	382,285	25	▲ 2.75	407,162	26	6.51
兵庫県	380,953	21	2.24	386,910	22	1.56	399,171	22	3.17	390,197	23	▲ 2.25	416,281	21	6.68
奈良県	359,907	33	2.67	367,651	33	2.15	379,315	33	3.17	370,745	33	▲ 2.26	395,404	33	6.65
和歌山県	365,121	32	1.73	368,813	32	1.01	385,932	32	4.64	378,996	29	▲ 1.80	400,590	30	5.70
鳥取県	389,514	18	2.40	401,962	17	3.20	408,761	18	1.69	407,628	15	▲ 0.28	426,300	16	4.58
島根県	446,682	2	2.75	456,794	1	2.26	471,489	1	3.22	469,574	1	▲ 0.41	488,549	1	4.04
岡山県	413,715	9	1.79	417,243	10	0.85	431,197	10	3.34	423,179	10	▲ 1.86	443,618	11	4.83
広島県	407,503	13	1.18	408,677	13	0.29	418,080	14	2.30	410,829	14	▲ 1.73	426,495	15	3.81
山口県	447,912	1	2.77	452,340	2	0.99	468,147	2	3.49	465,447	2	▲ 0.58	487,054	2	4.64
徳島県	412,306	10	2.57	417,095	11	1.16	431,480	9	3.45	432,035	9	0.13	447,697	9	3.63
香川県	434,449	4	3.43	444,668	4	2.35	456,899	5	2.75	447,841	6	▲ 1.98	472,248	6	5.45
愛媛県	393,261	17	2.06	400,451	18	1.83	414,306	16	3.46	406,857	16	▲ 1.80	421,192	17	3.52
高知県	420,471	8	2.28	430,209	8	2.32	439,366	8	2.13	437,150	8	▲ 0.50	454,207	8	3.90
福岡県	375,693	25	1.21	382,885	24	1.91	390,154	26	1.90	379,832	28	▲ 2.65	405,594	28	6.78
佐賀県	439,018	3	3.13	447,307	3	1.89	459,790	3	2.79	456,966	4	▲ 0.61	483,561	3	5.82
長崎県	427,253	7	3.39	434,336	7	1.66	444,604	7	2.36	440,871	7	▲ 0.84	457,611	7	3.80
熊本県	407,810	12	4.42	412,222	12	1.08	427,784	11	3.78	422,045	11	▲ 1.34	445,050	10	5.45
大分県	433,784	5	3.44	439,418	6	1.30	454,003	6	3.32	450,397	5	▲ 0.79	473,793	5	5.19
宮崎県	381,334	20	2.24	391,226	19	2.59	404,975	19	3.51	397,777	19	▲ 1.78	417,221	20	4.89
鹿児島県	430,469	6	2.62	441,888	5	2.65	458,363	4	3.73	458,744	3	0.08	477,783	4	4.15
沖縄県	317,884	46	4.48	323,239	45	1.68	337,087	45	4.28	329,719	45	▲ 2.19	350,320	46	6.25
全国	362,159	—	2.64	367,989	—	1.61	378,939	—	2.98	370,881	—	▲ 2.13	394,729	—	6.43

(注) 全被保険者分

4 - (8) 令和3年度都道府県別一人当たり費用額

(単位：円)

都道府県	診療費計				調剤	食事療養 生活療養	訪問看護	療養の 給付等合計	療養諸費 合計 (実績医療費)
	診療費計	入院	入院外	歯科					
北海道	330,262	170,731	132,326	27,205	77,963	7,682	2,270	418,176	421,056
青森県	287,172	136,029	129,089	22,054	79,957	6,248	2,202	375,578	377,763
岩手県	314,364	153,214	135,540	25,610	81,664	8,513	2,824	407,365	409,672
宮城県	316,410	146,955	144,805	24,650	76,829	6,702	3,084	403,026	406,114
秋田県	330,597	169,671	134,212	26,714	88,928	8,975	1,938	430,438	433,157
山形県	325,953	156,325	142,965	26,663	78,084	7,627	3,174	414,839	417,545
福島県	296,117	138,992	132,874	24,250	74,070	6,907	2,110	379,204	382,019
茨城県	264,991	117,873	123,434	23,683	69,214	5,287	2,369	341,861	344,117
栃木県	297,547	132,756	141,225	23,567	63,299	6,291	2,587	369,725	373,066
群馬県	299,262	140,616	135,256	23,391	59,109	7,080	3,152	368,603	371,915
埼玉県	279,418	122,647	131,979	24,792	66,988	5,072	3,559	355,037	359,100
千葉県	286,398	127,898	132,607	25,893	66,235	5,383	2,942	360,958	364,332
東京都	273,826	117,585	130,062	26,179	65,916	4,606	4,909	349,257	353,908
神奈川県	289,896	127,337	134,839	27,721	74,749	5,062	4,205	373,912	377,905
新潟県	312,489	147,795	137,142	27,551	72,701	7,821	2,806	395,816	398,543
富山県	329,471	166,080	139,062	24,330	69,958	8,382	2,768	410,579	415,321
石川県	350,307	181,250	145,613	23,443	71,249	9,580	6,038	437,174	440,828
福井県	345,912	170,648	152,116	23,148	65,112	8,484	5,821	425,329	428,280
山梨県	299,091	137,757	135,448	25,886	68,327	6,898	3,294	377,609	381,323
長野県	301,761	143,468	133,039	25,254	73,297	6,603	2,745	384,406	388,023
岐阜県	323,693	143,048	151,053	29,592	67,875	6,479	5,340	403,388	407,588
静岡県	308,598	134,096	150,101	24,401	66,896	6,036	2,608	384,138	386,992
愛知県	288,188	117,807	140,706	29,676	61,540	4,625	5,047	359,400	362,950
三重県	329,021	152,283	150,165	26,573	69,959	7,642	4,252	410,873	413,677
滋賀県	309,522	147,647	137,217	24,658	75,909	6,071	4,291	395,792	399,511
京都府	320,213	147,592	145,122	27,499	67,609	5,781	5,450	399,053	404,693
大阪府	320,475	142,667	145,740	32,068	65,110	5,715	7,526	398,825	407,162
兵庫県	326,557	148,585	148,019	29,952	74,189	6,442	4,692	411,880	416,281
奈良県	325,260	142,573	155,643	27,044	54,563	6,115	5,454	391,392	395,404
和歌山県	320,244	147,270	146,787	26,187	62,229	6,992	5,145	394,610	400,590
鳥取県	338,856	174,642	137,785	26,429	73,439	8,009	4,180	424,484	426,300
島根県	385,265	204,619	153,580	27,067	86,927	10,630	4,064	486,886	488,549
岡山県	367,320	172,345	164,503	30,472	62,202	8,156	3,892	441,570	443,618
広島県	336,791	159,649	147,085	30,056	74,544	8,088	4,323	423,745	426,495
山口県	386,339	203,078	154,315	28,947	82,226	11,874	3,813	484,252	487,054
徳島県	362,057	185,659	147,172	29,227	65,742	11,420	4,466	443,685	447,697
香川県	374,341	180,598	163,100	30,643	80,711	9,713	4,489	469,254	472,248
愛媛県	336,367	163,464	147,024	25,879	68,681	8,494	4,654	418,196	421,192
高知県	358,142	197,544	135,696	24,903	78,312	11,052	3,802	451,308	454,207
福岡県	320,271	162,982	127,785	29,504	67,544	8,480	5,061	401,356	405,594
佐賀県	384,460	201,601	155,084	27,774	77,822	11,866	5,407	479,555	483,561
長崎県	361,252	194,130	139,181	27,941	77,423	11,618	3,185	453,478	457,611
熊本県	360,129	185,483	148,453	26,193	67,159	10,986	3,795	442,069	445,050
大分県	377,118	203,237	150,162	23,720	77,716	11,616	4,320	470,770	473,793
宮崎県	331,434	168,247	138,316	24,871	68,554	10,105	4,148	414,241	417,221
鹿児島県	390,112	210,940	154,619	24,553	67,882	12,901	3,348	474,244	477,783
沖縄県	282,444	149,418	113,612	19,415	54,340	7,634	3,831	348,249	350,320
全国	310,572	144,700	138,924	26,949	69,323	6,715	4,183	390,793	394,729

5 医療費適正化関係
一人当たり財政効果額・財政効果率（レセプト点検）

番号	保険者名	令和2年度										令和3年度									
		一人当たり財政効果額(円)					財政効果率(%)					一人当たり財政効果額(円)					財政効果率(%)				
		過誤調整	返納金等	合計	順位	内容再掲	順位	合計	順位	内容再掲	順位	過誤調整	返納金等	合計	順位	内容再掲	順位	合計	順位	内容再掲	順位
	県計	1,417	446	1,863	—	574	—	0.63	—	0.19	—	1,383	463	1,846	—	591	—	0.60	—	0.19	—
	市町計	1,455	462	1,917	—	581	—	0.62	—	0.19	—	1,419	475	1,893	—	602	—	0.59	—	0.19	—
	組合計	910	228	1,138	—	481	—	0.82	—	0.35	—	902	307	1,210	—	446	—	0.81	—	0.30	—
1	広島市	1,282	173	1,455	19	412	22	0.47	20	0.13	22	1,155	269	1,423	18	423	23	0.45	18	0.13	22
2	呉市	1,969	1,193	3,163	5	925	7	0.91	5	0.27	8	2,090	378	2,468	6	858	9	0.68	8	0.24	12
3	竹原市	1,480	330	1,810	15	819	10	0.50	17	0.22	15	1,256	607	1,863	14	660	16	0.51	16	0.18	18
4	三原市	3,207	907	4,114	2	1,266	4	1.20	2	0.37	4	2,126	453	2,578	5	867	8	0.74	5	0.25	10
5	尾道市	1,271	500	1,771	17	694	16	0.55	16	0.22	15	1,632	318	1,950	12	767	12	0.59	11	0.23	14
8	福山市	1,205	919	2,123	12	419	21	0.77	7	0.15	19	1,361	1,063	2,424	7	620	17	0.84	4	0.21	15
9	府中市	1,635	146	1,781	16	861	8	0.58	15	0.28	7	1,563	144	1,707	17	799	10	0.55	14	0.26	8
10	三次市	1,514	78	1,592	18	840	9	0.49	18	0.26	10	1,345	664	2,009	10	435	22	0.61	10	0.13	22
11	庄原市	1,974	394	2,368	8	1,106	5	0.72	10	0.34	5	1,551	436	1,987	11	1,028	7	0.56	13	0.29	6
12	大竹市	2,073	78	2,150	10	734	15	0.64	13	0.22	15	561	527	1,088	21	523	20	0.33	22	0.16	21
14	府中町	2,205	85	2,290	9	931	6	0.73	9	0.30	6	1,202	122	1,324	19	670	15	0.41	19	0.21	15
16	海田町	2,953	1,186	4,138	1	768	13	1.48	1	0.27	8	1,877	1,247	3,124	2	606	18	1.03	2	0.20	17
19	熊野町	1,134	84	1,218	22	751	14	0.39	22	0.24	12	2,067	809	2,877	4	1,441	2	0.87	3	0.43	2
21	坂町	2,523	0	2,523	7	2,098	2	0.77	7	0.64	2	1,283	0	1,283	20	1,283	3	0.39	20	0.39	3
22	江田島市	2,126	7	2,134	11	1,465	3	0.59	14	0.40	3	1,906	0	1,906	13	1,205	4	0.54	15	0.34	4
28	廿日市市	1,048	339	1,387	20	506	20	0.42	21	0.15	19	1,703	682	2,384	8	577	19	0.70	7	0.17	19
44	安芸太田町	3,819	0	3,819	3	3,584	1	0.96	4	0.90	1	3,020	0	3,020	3	1,990	1	0.72	6	0.47	1
47	北広島町	779	73	852	23	776	12	0.29	23	0.26	10	750	62	812	23	750	13	0.26	23	0.24	12
51	安芸高田市	2,210	1,270	3,480	4	785	11	1.08	3	0.24	12	3,301	766	4,067	1	1,086	6	1.21	1	0.32	5
58	東広島市	950	400	1,350	21	311	23	0.48	19	0.11	23	1,246	483	1,729	16	515	21	0.58	12	0.17	19
73	大崎上島町	3,134	11	3,145	6	510	19	0.84	6	0.14	21	2,045	41	2,086	9	1,183	5	0.50	17	0.29	6
81	世羅町	1,420	391	1,811	14	632	17	0.66	11	0.23	14	1,761	0	1,761	15	739	14	0.62	9	0.26	8
92	神石高原町	1,694	337	2,031	13	565	18	0.66	11	0.18	18	1,073	1	1,074	22	770	11	0.35	21	0.25	10
301	歯科医師国保組合	712	13	725	—	480	—	0.57	—	0.38	—	721	7	728	—	309	—	0.57	—	0.24	—
302	医師国保組合	897	135	1,032	—	474	—	0.72	—	0.33	—	824	462	1,286	—	573	—	0.76	—	0.34	—
304	建設国保組合	1,116	1,099	2,215	—	480	—	1.53	—	0.33	—	999	356	1,355	—	446	—	0.91	—	0.30	—

【出典】令和3年度国民健康保険実施状況報告（厚生労働省）

（注1）国民健康保険分

（注2）順位は市町国保を対象とする。

6 その他
令和3年度医療費通知実施状況

番号	保険者名	世帯数 (R3.4月末 現在)	実施回数	対象月数	医療費の額以外の通知内容							ジェネリック 差額通知 実施状況
					受診年月	受診者名	医療機関 等の名称	入院通院 等の別	入院通院 等の日数	その他	柔整	
1	広島市	143,239	2	12	○	○	○		○	○	○	○
2	呉市	28,021	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
3	竹原市	3,843	2	12	○	○	○	○	○		○	○
4	三原市	12,764	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
5	尾道市	19,244	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
8	福山市	59,296	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
9	府中市	4,978	2	12	○	○	○	○	○		○	○
10	三次市	6,827	2	12	○	○	○	○	○		○	○
11	庄原市	4,940	2	12	○	○	○	○	○		○	○
12	大竹市	3,867	2	12	○	○	○	○	○		○	○
14	府中町	5,738	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
16	海田町	3,318	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
19	熊野町	3,116	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
21	坂町	1,562	2	12	○	○	○	○	○		○	○
22	江田島市	4,127	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
28	廿日市市	15,501	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
44	安芸太田町	976	2	12	○	○	○	○	○			○
47	北広島町	2,572	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
51	安芸高田市	4,050	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
58	東広島市	22,203	2	12	○	○	○	○	○		○	○
73	大崎上島町	1,646	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
81	世羅町	2,272	2	12	○	○	○	○	○	○	○	○
92	神石高原町	1,316	2	12	○	○	○	○	○		○	○
301	歯科医師国保組合	5,172	2	12	○	○	○	○	○		○	○
302	医師国保組合	5,650	1	12	○	○	○			○	○	
304	建設国保組合	10,582	7	12	○	○	○	○	○		○	○
市町		355,416			23	23	23	22	23	14	21	23
組合		21,404			3	3	3	2	2	1	3	2
計		376,820			26	26	26	24	25	15	24	25

【出典】令和3年度国民健康保険実施状況報告（厚生労働省）

（注）医療費の額以外の通知内容欄の「その他」とは、被保険者負担額や保険料額等を指す。□

実施回数	計	7回	6回	5回	4回	3回	2回	1回
市町	23	0	0	0	0	0	23	0
組合	3	1	0	0	0	0	1	1
対象月数	計	12か月	11か月	10か月	7か月	6か月	4か月	2か月
市町	23	23	0	0	0	0	0	0
組合	3	3	0	0	0	0	0	0

資料の見方

1 年度平均被保険者（世帯）数

各月末における被保険者（世帯）数の年度分合計※を12で除して得た数。

※市町は3月末から翌年2月末、国保組合は4月末から翌年3月末

2 実質収支

一般被保険者の医療分に係る決算収支の収支差引残に国庫支出金精算額を加え、一般被保険者に係る未払額※を差し引いたもの。

※国庫負担相当額を除く

3 単年度経常収支

実質収支から一般被保険者の医療分に係る繰越金と基金等繰入金を差し引き、基金等積立金と前年度繰上充用金を加えたもの。

4 収納率

現年収納額を現年調定額※で除して得た率。

※居所不明者分を除く

5 一人当たり保険料（税）調定額、一世帯当たり保険料（税）調定額

現年度調定額※を年度平均被保険者数及び年度平均世帯数で除して得た額。

※居所不明者分を含む

6 療養の給付等

被保険者の疾病又は負傷に対しての保険給付を、医療機関等※から直接に療養という現物をもって行うもの。

※病院、診療所、薬局

7 療養費等

療養の給付を行うことが困難な場合、又は緊急その他やむを得ない場合等において、被保険者が療養に要した費用の全額を医療機関等に支払った後に、被保険者の申請により、保険者からその費用に係る保険給付を行うもの。

8 件数

診療報酬明細書※や調剤報酬明細書の枚数。ただし、高額療養費では、支給決定の件数。

※1ヶ月・患者・保険医療機関等ごとに1枚作成される。入院と入院外は別に作成される。

9 日数

診療に要した実日数。

10 費用額

診療報酬点数※に点数単価（1点10円）を乗じて得た額。

※保険診療の診療報酬の計算は点数単位で行われるため、給付範囲に属する診療行為は点数で表わされる

11 診療費

病院、診療所における入院・入院外・歯科の療養の給付※に係る費用額。

※療養の給付等のうち薬局での調剤・入院時食事療養費・訪問看護療養費を除く

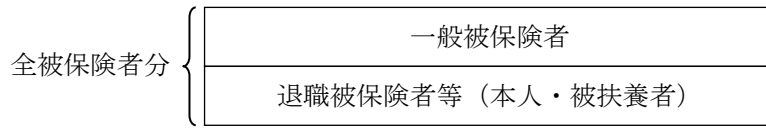
- 12 **医療費**
療養の給付等と療養費等に係る費用額を合算したもの。
- 13 **一人当たり診療費、一日当たり診療費**
診療費を年度平均被保険者数又は診療日数で除して得た額。
- 14 **一件当たり日数**
診療費に係る日数を件数で除して得た数。
- 15 **受診率**
診療費に係る件数を年度平均被保険者数で除して100を乗じて得た数。
100人当たりの受診件数。
- 16 **一人当たり医療費**
医療費を年度平均被保険者数で除して得た額。
- 17 **一人当たり財政効果額**
レセプト点検の結果、過誤調整した額を年度平均被保険者数で除して得た額。
- 18 **財政効果率**
レセプト点検の結果、過誤調整した額を診療報酬保険者負担総額で除して得た率。

【注意事項】

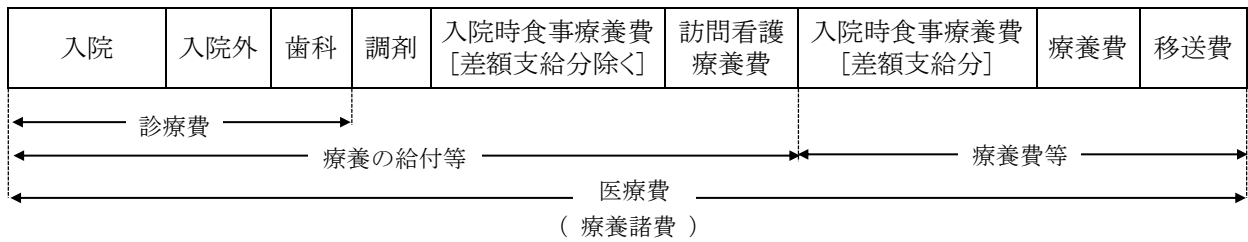
- (1) 特に明記されていない場合、各年度の数値は当該年度末現在の保険者ごとに算出している。
- (2) 「4 医療費の状況」の療養の給付等の集計方法
- ① 市町の療養の給付等 : 3月診療分から2月診療分
- ② 国保組合の療養の給付等 : 4月診療分から3月診療分
(国保組合について、療養の給付等と医療の給付等のベースが異なっているが、国保組合の全被保険者分は、便宜上、それらの数値をそのまま合算している)
- (3) 増減及び伸び率については、端数の関係上、表記上の数値と一致しない場合がある。
- (4) 特に明記されていない場合、数値の出典は「令和3年度国民健康保険事業年報」による。

【参考】

1 被保険者区分



2 療養諸費内訳



3 事業年報による諸率の計算式

諸 率	計 算 式
収納率	$[(B97 + E49) / \{ (B96 + E48) - (B101 + E137) \}] * 100$
一人（世帯）当たり保険料（税）調定額	$(B96 + E48) / A62$ 、 $(B96 + E48) / A60$
一人当たり診療費	$(C86 + F80 + F100) / A62$
一件当たり日数	$(C85 + F74 + F93) / (C84 + F68 + F86)$
一日当たり診療費	$(C86 + F80 + F100) / (C85 + F74 + F93)$
受診率	$\{ (C84 + F68 + F86) / A62 \} * 100$
一人当たり医療費	$(C26 + F26) / A62$

令和3年度 国民健康保険の現況

令和5年9月21日発行

編者・発行者 広島県健康福祉局国民健康保険課